

令和7年第3回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 9 月 1 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 1 号

提案～審議

第 5 議案第 2 号～議案第 7 号

提案～付託

第 6 議案第 8 号～議案第 11 号

提案～審議

○出席議員（9名）

1番	西	森	一	博	7番	百	瀬	輝	和
2番	都	志	今	朝一	8番	太	田	篤	己
3番	原		源	次	9番	唐	澤	由	江
4番	三	澤	澄	子	10番	笹	沼	美	保
6番	山	崎	文	直					

○欠席議員（1名）

5番 加藤 泰久

○説明のため出席した者

村長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子
副村長	田	中	俊	彦	福祉課長	山	崎		一
教育長	清	水	閣	成	こども課長	武	井	香	織
総務課長	清	水	勝	宏	観光森林課長	有	賀	仁	志
危機管理課長	宮	下	裕	司	建設水道課長	武	井		厚
地域づくり推進課長	高	橋	里	江	教育次長	藤	澤		勇
会計管理者	城	取	晴	美	代表監査委員	加	藤		篤
財務課長	市	川	美	保					
住民環境課長	唐	澤		大					

○職務のため出席した者

議会事務局長	高	木	謙	治
議会事務局次長	日	戸	崇	志

## 会議のてんまつ

令和7年9月1日

午前9時00分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） お疲れさまです。

上伊那の夏を締めくくる大芝高原まつりが終わり、日中はまだまだ暑いですが、朝晩に少しずつ秋の気配が感じられるようになってまいりました。

40回目の節目を迎えた大芝高原まつりは、多くの来場者に笑顔をもたらしました。先人たちが残した貴重な村の資源であり、四季折々の自然に抱かれた憩いの場である大芝高原を今後どのように生かしていくべきか、村民の皆様とともに考えていくべきときだと感じています。

ただいまから、令和7年第3回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

会議に入る前に御報告いたします。5番、加藤泰久議員から病気療養のため欠席する旨の届出がありました。

また、有賀産業課長から、病気療養のため欠席する旨の届出がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番、西森一博議員、2番、都志今朝一議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

原議会運営委員長。

議会運営委員長（原 源次） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました令和7年第3回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は議案11件であります。

会期は、本日9月1日から9月22日までの22日間とし、この間で9月2日から9月15日と9月18日から9月21日までは本会議を休会といたします。

また、最終日22日の開会時刻は午後3時を予定しています。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（笹沼 美保） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月22日までの22日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 皆さんおはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和7年第3回議会定例会を招集申し上げましたところ、多くの議員の皆様にご出席をいただき開会できますことに、まずお礼を申し上げます。

今年の梅雨明けは7月18日で、例年並みでありました。出水期には村内でも幾つかの自然災害が発生をいたしました。

7月1日には、線状降水帯の影響によりまして激しい雨、強風、雷が発生し、長野地方気象台と長野県は土砂災害の危険度が非常に高まっているとして、同日20時43分に南箕輪村を含む7市町村へ土砂災害警戒情報を発表いたしました。これを受け、本村では本年初めて災害対策本部を設置し、土のう・バリケードによる安全確保、情報収集、公共施設や生活道路・通学路の安全確認、消防団による巡回などの対応を行いました。

この日は1時間に50ミリを超える非常に激しい雨を観測し、床上・床下浸水、土砂流入、強風による倒木、建物被害などが発生をいたしました。被害に遭われた皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

7月10日には飛び地を中心に短時間の集中豪雨が 발생し、上井水路沈砂池で越水が生じました。8月3日には、箕輪ダム周辺で2時間雨量99ミリを観測したところでもあります。

このように、近年は線状降水帯に伴う集中豪雨による自然災害が頻発化・激甚化しております。9月7日には村総合防災訓練を実施し、住民の皆様とともに災害への備えを改めて確認し、実効性のある対策につなげてまいります。多くの皆様のご参加をお願い申し上げます。

これから本格的な台風シーズンを迎えます。村といたしましても関係機関と連携し、一層気を引き締めて災害対策に取り組んでまいります。

さて、9月定例会は決算議会です。令和6年度の各会計の決算認定をお願いいたします。詳しくは決算特別委員会の中で御説明申し上げますが、概況を申し上げます。

まず、一般会計の歳入は投資的経費に充てる基金繰入金、ふるさと納税の寄附金、地方交付税の増などにより、令和5年度比で約5億6,000万円増の88億円強となり、過去最大となっています。

歳入のうち、村税は前年度比8,300万円減の約22億8,400万円で、個人村民税の定額減税の実施、また法人村民税の減少が要因であります。また、地方交付税は普通交付税と特別交付税の合計で、前年度比1億1,900万円増の約22億4,200万円となりました。

次に、歳出であります。定額減税に伴う調整給付や物価高騰対策の各種給付金、対策事業の実施に加え、南箕輪小学校北校舎の改修などの投資的経費があったことから、約4億8,500万円増の82億7,000万円となりました。財政状況については、令和6年度の財政力指数は0.54で前年度並み、経常収支比率は、人件費などの経常経費の増により前年度から2.9ポイント上昇し、89.5%となっています。

最後に、今年度、令和7年度の普通交付税の交付決定額であります。20億9,174万円で、前年度8月決定時の18億9,803万円から約1億9,300万円、10.2%の増となっています。

次に、本村の人口動態について申し上げます。

令和7年8月1日現在の人口は1万5,988人で、前年同日比106人の減少となっています。令和7年1月から7月の増減は、社会減35人、自然減32人でした。

次に、地域振興関係について申し上げます。

6月7日、9年ぶりに大芝野球場で信濃グランセローズの公式戦が開催されました。天候にも恵まれ、多くの観客の声援に包まれる中、熱戦が繰り広げられました。

花いっぱい運動では、6月に屋内運動場駐車場の花壇へ、南部小学校4年生と上伊那農業高校の皆さんがマリーゴールドの苗を植栽いたしました。黄色とオレンジの花々が鮮やかに咲き、大芝高原を訪れる皆さんの目を楽しませております。

令和7年度の県地域発元気づくり支援金を活用した事業としては、大芝高原まつりにおいて、パンプトラック体験及びMTB・FMXショーを実施いたしました。パンプトラック体験会は自転車という身近な乗り物を使うスポーツであることもあり、保育園児から小学生まで37人が参加し、大芝高原まつりとの相乗効果で大変な盛り上がりを見せました。今後も、交流とにぎわいの創出につながる取組を進めてまいります。

自治会運営についてです。

6月から北殿区で、8月から田畑区で、それぞれ集落支援員を任用しています。書類の作成、電話の対応、公民館の維持管理業務など活動は多岐にわたり、区長また区役員の負担軽減につながることを期待しています。

移住定住対策事業では、7月12日に東京の東京交通会館で長野県の移住セミナー「信州で暮らす働くフェア」が開催され、南箕輪村ブースでは、単身者、子育て世代、シニア世代など18組の相談を受けました。

若者回帰・定住促進支援事業としては、8月18日、8月19日に上伊那広域連合主催の上伊那就活ラボを開催いたしました。参加は企業45社、学生41人で、1日目は企業の人事担当者や若手職員との交流、2日目は企業見学を行い、上伊那地域での就職を志望する若者と企業を結びつける機会となっております。

空き家対策では、8月16日に南箕輪村村民センターで伊那地域定住自立圏主催の空き家総合相談会を実施いたしました。村からの相談者は8組で、数年以内に空き家化が見込まれる、いわゆる空き家予備軍に関する相談もございました。具体的に相談ができて不安が解消したとの声のほか、空き家バンクに登録をしたいという意向も寄せられました。引き続き関係機関と連携しながら、移住定住の促進と空き家対策を一体的に進めてまいります。

次に、福祉関係について申し上げます。

燃料高騰対策給付金について申し上げます。これまで冬季の経済的負担の軽減策として実施してまいりました福祉灯油券交付事業は、今年度については、国の物価高騰対応重点支援給付金を活用し、1世帯当たり1万円の現金給付に切り替えて対応いたします。対象につきましても、従来は住民税非課税の高齢者世帯や重度の障がい者等のいる世帯に限定をして実施してまいりましたが、今年度につきましても、住民税非課税の全世帯へ支給対象を拡大していきます。

地域福祉計画、障がい者福祉計画については、地域福祉計画が5か年計画の4年目、障がい者福祉計画が3か年計画の2年目に当たります。今年度内に住民アンケートや関係機関へのヒアリング等を実施し、その結果を踏まえて、両計画とも令和8年度中に策定を進めてまいります。

また、民生委員・児童委員の改選につきましては、各区から推薦いただいた新委員候補が欠員なく出そろい、現在は厚生労働大臣からの委嘱を待っている状況でございます。候補者

の選出に御尽力をいただきました各区長、また、区役員の皆様に心から感謝を申し上げます。  
次に、産業関係について申し上げます。

まず、農業です。いわゆる令和の米騒動に伴う米の供給圧迫や価格高騰が話題となっております。本村の本年の稲作は、昨年同様に高温の影響が懸念されるものの、生育はおおむね昨年並みと聞いております。稲刈りは9月7日頃に開始予定です。作付面積は昨年より増加していることから、収穫量の増加を期待しております。

一方で、カメムシ等の発生が昨年同様に目立っており、品質等への影響を懸念しています。防除は実施してきてまいっておりますが、収穫期に向けて動向を注視してまいります。

また、農業連携協定を締結しております泉大津市を中心に、米を起点とした生産地と消費地が自治体間で連携し、日本の食と農を考える「コメサミット」を来年度から開始する構想が示されています。村としても前向きに関与していきたい方向で検討しており、進捗や、また、議会からの御意見もこれから伺ってまいりたいと思っています。

農業者物価高騰対策の交付金については、8月末締切りで行っております。8月19日現在の申請件数は119件、申請額の累計は527万円となっております。

耕地関係では、8月に入り、熊の目撃や農作物被害の通報が増加しております。センサーカメラやわなの設置、巡回パトロール等を鳥獣被害対策実施隊の皆さんと連携して実施しています。人身被害の防止を最優先に、対策を一層強化してまいります。

先ほども申し上げましたが、7月10日には大芝高原周辺で短時間の豪雨があり、上井水路沈砂池の越水により、南側隣接農地で耕土が流出する被害が発生をいたしました。応急対応は完了しておりますが、今後も同様の豪雨が想定されるため、沈砂池のかさ上げ改良工事を本補正予算に計上しております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、商工関係です。

いわゆるトランプ関税に関する日米合意の影響が懸念される中、伊那谷の経済動向、とりわけ製造業・小売業では、経営強化の悪化が予想されています。村商工会と連携し、村内企業の実態把握と必要な支援策の検討を進めてまいります。

観光森林関係について申し上げます。

8月23日に第40回大芝高原まつりを開催いたしました。企画検討委員会において過去の反省点を洗い出し、実行委員会、各委員会で対策を検討の上、今回は実施をいたしました。準備から片づけまで厳しい暑さとなりましたが、有難いことに熱中症やけがによる緊急搬送はなく、多くの方々に御来場いただきました。たらい乗り、写真スポットなどの企画や郷土資料の展示などの新たな取組も行いまして、大いに盛り上がる1日となったと感じました。

交通面では、巡回バスを昨年と比較して、増便をして運行いたしました。しかしながら、大芝高原周辺で送迎に伴う一時停止車や路上駐車が散見されるなどの課題も引き続き生じております。これらの反省点を踏まえ、次年度に向けて改善策を検討してまいりたいと考えています。

また、大芝高原では、今週土曜日、9月6日にクロの日として「ブラメシフェス」を開催します。本イベントは、観光協会が昨年度から取り組む大芝高原産の伊那赤松妙炭を活用したブラメシの普及を目的とするものであります。村といたしましても、第2世代交付金を活用したグリーン・セーフティ・オアシス大芝高原プロジェクトの一環として新たな炭メニューを開発し、特産品としてPRすることで、唯一無二の地域資源の創出を目指してまいりま

す。

具体的には、昨年の中学生議会で寄せられました炭を使ったポップな商品があったらうれしいとの意見を受けまして、若者に人気のベビタピを招致いたします。会場では、キッチンカーの出店やグッズ販売に加え、ベビタピとのコラボによる新たな新商品を限定販売をいたします。こうした取組を通じて、ブラメシと若者カルチャーを結びつけ、子育て世代や若い世代にわくわくを届けるとともに、村への愛着や関心の醸成につなげてまいります。

昨年12月に策定をいたしました大芝高原森林づくり実施計画についてであります。

南箕輪村森林協議会において実施状況の評価を行い、進捗管理を行っています。令和6年度については、関連施策ごとに評価をいただき、その結果を村ウェブサイトで公表しております。おおむね計画どおりに実施しているとの評価をいただきましたが、まだ始まったばかりの計画であることから、改善を図りつつ、着実な推進に努めてまいります。

建設、上下水道関係について申し上げます。

建設工事の上半期の進捗は、地区計画事業を中心に発注ベースで約25%が発注済みです。今後は、大規模工事となる村道6号線舗装繕修工事や大泉新公園工事、地区計画事業の未実施分を順次発注するとともに、補助事業である橋梁の定期点検や村道1098号線中込線歩道設置工事も継続して実施をしてまいります。また、水路改修しゅんせつ事業は、渇水期となる冬の期間に実施をする予定です。

県事業では、大清水川と県道南箕輪沢渡線の交差点における河川拡幅及び道路改良、国道361号南原の歩道設置がいずれも順調に進んでおり、引き続き、村として早期完成を要望してまいります。

水道事業では国庫補助事業を活用し、北原地区及び大芝公園内で重要機関管路の耐震化を進めるとともに、第2配水池では自家発電設備の設置工事を進めております。今後は、大芝区からの地区要望である低水圧解消のための布設工事を実施してまいります。

下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づく管路更生工事、総合地震対策計画に基づく幹線マンホール継手部の耐震改修等を実施しています。住宅新築等に伴う公共樹の設置整備も順次進めております。

次に、こども課の取組について申し上げます。

乳幼児の成長に伴い、サイズが合わなくなるなどして手元に残った未開封、また、未使用の紙おむつを必要とする御家庭へつなぐ仕組みとして、「まっくんのオムツリレー」を8月から開始をいたしました。回収用・配布用のボックスをこども館やすくすくハウスに設置し、どなたでも御利用いただけます。多くの皆様に御参加をいただき、子育てを支え合う輪が一層広がるよう、引き続き努めてまいります。

最後に、教育委員会関係について申し上げます。

本年も猛暑により熱中症警戒アラートが発表され、小中学校では、夏休み前及び夏休み中に各校で活動制限等の対応を講じました。これから2学期は音楽会や若竹祭など、様々な行事を予定しております。

8月5日から6日にかけて希望する村内の小中学生を対象に広島を訪問し、戦争の悲惨さや平和の尊さについて学ぶ広島平和学習を南箕輪村として初めて実施をいたしました。今後、まとめの会を経て広島平和学習で学び、そして、吸収したことを参加者の子どもたちの声として村民の皆様へお届けする報告会を予定しております。改めて告知してまいります。多

くの皆様の御参加をお願い申し上げます。

施設整備事業についてです。

令和6年度の繰越事業であるこども館東側公園用地の遊具設置工事は5月末に竣工し、現在、多くの子どもたちに利用されています。今後は、公園名称の決定手続を進めてまいります。

学校関連施設の整備では、南箕輪小学校で西校舎の長寿命化改修に向けた調査設計業務及び校庭照明のLED化工事を発注をいたしました。

南部小学校では、校内照明及び校庭照明のLED化工事を発注しています。南箕輪中学校では、西校舎トイレ改修工事と体育館ガラスの耐震改修工事を発注いたしました。いずれも順次施工を進めており、授業への影響を避けるよう、工程管理を徹底してまいります。

社会教育関係施設については、町民センターホールの舞台照明設備のLED化及び非常用発電設備の更新、併せて、村民体育館の大規模改修に関わる設計業務を発注いたしました。こちらにも適切な時期に工事へ移行できるよう、準備を進めてまいります。

今後の社会教育、公民館関係の事業として、今月9月にはまっくんスポーツフェス、また、11月には文化講演会及び村民文化祭の開催を予定しております。

令和7年度も5か月が経過し、間もなく折り返し点を迎えます。いつまでも幸せに暮らせる村を目指し、各事業を着実に推進してまいりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は11件でございます。いずれも慎重な御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。

議長（笹沼 美保） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年5月分から令和7年7月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第1号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、関係条例を整備するため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第1号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」の細部説明を申し上げます。

本案は、仕事と介護や育児の両立を一層容易にするための地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例の整備をお願いするものでございます。

主な改正については、育児部分休業制度について、現行の1日につき2時間を超えない範囲の形態に加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようにすること。また、会計年度任用職員等の部分休業の対象となる子の年齢を、3歳に達する日までから小学校就学の始期に達するまでに引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案5ページを御覧ください。

初めに、第1条関係、南箕輪村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

第17条の給与の減額について、育児部分休業の対象となる子の年齢の引上げにより、小学校就学の始期に達するまでの子が対象となるものでございます。

続いて、6ページを御覧ください。

第2条関係、南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

第2条の3第2号につきまして、勤務時間条例の表記が、以下、ないことにより削除するものでございます。

続いて、7ページを御覧ください。

第7条につきましては、部分休業を請求することができない職員について、1日の勤務時間が一定以上ない非常勤職員について請求できるように改めるものであります。

第8条につきましては、第1号部分休業の承認について、現行の1日につき2時間を超えない範囲で30分を単位として行うものを選択した場合の常勤及び非常勤職員に対する承認の規定を、第9条から8ページを御覧いただきまして、第11条につきましては、第2号部分休業の承認について、取得の単位を原則1時間とし、第10条においては、1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日までと定め、第11条において、非常勤職員以外の職員については77時間30分、非常勤職員については、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とすることを規定するものでございます。

第12条につきましては、特別の事情がある場合の変更承認についての規定となります。

9ページを御覧いただきまして、第13条から第17条につきましては、条ずれ等を整理するものでございます。

続いて、10ページを御覧ください。

第3条関係、南箕輪村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

第5条の3は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、小学校就学の始期に達するまでの子に引き上げるものであります。

11ページを御覧いただきまして、第15条につきましては、妊娠・出産等についての申出をした職員や3歳に満たない子を養育する職員等に対し、仕事と育児との両立に資する制度等を知らせるための措置や意向確認等を行うことを、12ページを御覧いただきまして、第16条につきましては、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員及び職員が40歳に達した日

の属する年度において、仕事と介護との両立に資する制度等を知らせるための措置や意向確認等を行うことを規定するものでございます。

第17条は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするための勤務環境の整備に関する措置について規定するものでございます。

4ページにお戻りください。

附則についてでございます。

第1項としまして、この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

第2項は、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求する場合における経過措置についてでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

この育休がより取りやすくなることで、良いことだというふうに思いますけれども、ちょっとお聞きしたいところは、現在育休をなさっている職員はどのくらいかということと、これによって、就学前まで延長することによる対象者がおいでになるかどうかを聞きたいと思えます。

それと、部分休業の部分でありますけれども、時間をそれぞれ規定されているわけでありましてけれども、部分休業の場合は減給になるのかどうかということと、5条の3の2項のかな、3歳未満が就学前までになった部分の時短については、これは減額の対象にならないということによってよいのかどうかをちょっと確認したいと思えます。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） まず、1点目の育児休業の現在の取得者でございます。

現在、職員、保育士も含めてでございますが、14名の方が育児休業を取得されております。また、今後、育児休業、小学校就学前までということで、対象になる職員がいるかどうかということでございますけれども、こちらについても対象となる職員はおりますので、その方について、移行等の確認をさせていただきたいということでございます。

それから、育児部分休業については、基本的には給料の減額ということになります。今度の新しい10日取得できる場合につきましても、こちらにつきましても減額の対象となりますので、今後の利用につきましても、年次休暇とかそういった有休制度も使いながら、職員の意向を確認しながらということで実施をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 就学前までになった方の部分については、減額がないということによろしいでしょうか。

議長（笹沼 美保） 清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） 就学前の方についても、この部分育児休業を利用する場合につき

ましては、減額の対象となります。ただ、共済組合とかそういったところから補填がござい  
ますので、そちらを利用しながらということになります。

以上です。

議 長（笹沼 美保） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

日程第5、議案第2号「令和6年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」、議  
案第3号「令和6年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案  
第4号「令和6年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議  
案第5号「令和6年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議  
案第6号「令和6年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」、議案第7号「令和6年  
度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第2号から議案第7号までは、令和6年度各会計予算の認定  
に関する6議案でございます。

一括して提案理由を申し上げます。

南箕輪村一般会計、南箕輪村介護保険事業特別会計、南箕輪村国民健康保険事業特別会計、  
南箕輪村後期高齢者医療特別会計、南箕輪村水道事業会計、南箕輪村下水道事業会計につい  
て、令和6年度の決算の調製が済み、地方自治法及び地方公営企業法の規定により監査委員  
の審査を受けましたので、議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要につきましては、この後、会計管理者及び建設水道課長から、細部につしまし  
ては、決算特別委員会の際、御説明を申し上げます。よろしく御審議をいただき、原案のと  
おり決定いただきますようお願いを申し上げます。

議 長（笹沼 美保） 一般会計及び特別会計の決算概要について説明を求めます。

城取会計管理者。

会計管理者（城取 晴美） それでは、私のほうから、議案第2号から第5号までの令和6  
年度一般会計及び特別会計の決算の概要について御説明申し上げます。

決算調書の1ページを御覧ください。

概要を読み上げて説明とさせていただきます。

令和6年度につきましては、物価高騰対策や大芝高原の施設等の整備、情報システム標準  
化への対応、災害への備え、切れ目のない伴走型支援のための子どもや福祉の窓口一本化に  
対応した組織再編、村政150周年の様々な記念事業等を行ってまいりました。これにより、  
一般会計の当初予算額は77億8,000万円と過去最大の予算規模となりました。最終予算額に  
つきましては、公共施設等の照明設備のLED化、子育て・教育での人への投資、自治体D  
X、SDGsなどにも引き続き取組を行い、89億1,237万円となりました。

それでは、一般会計でございます。

令和6年度の一般会計の歳入決算額は、前年度対比6.8%増の88億351万3,000円、歳出決  
算額は、前年度対比6.2%増の82億7,138万6,000円、歳入歳出差引き残額は5億3,243万円と  
なりました。

それでは、歳入から御説明いたします。

村税収入につきましては、22億8,388万6,000円となり、前年度対比3.5%減となりました。

村税のうち、個人村民税は8億2,746万6,000円となり、前年度対比5.2%の減となりました。法人村民税につきましては1億5,332万4,000円となり、前年度対比21.6%の減となりました。

固定資産税につきましては10億6,917万4,000円で、前年度対比0.1%減となり、村税収入全体の46.8%を占めました。軽自動車税につきましては7,747万7,000円で、前年度対比2.5%の増、村たばこ税は1億2,035万円で、前年度対比0.2%の減、入湯税につきましては3,612万5,000円で、前年度対比10.2%の増となりました。

村民税ほか、村税全体の徴収率につきましては、現年度分が99.5%で前年度対比0.1%の増、滞納繰越分は28.1%で前年度対比8.7%の増、全体の徴収率につきましては98.3%となり、前年と同率となりました。

2ページをお願いいたします。

ほかの主な歳入としましては、地方交付税は、前年度対比5.6%増の22億4,177万2,000円となりました。国庫支出金は、前年度対比8.6%増の9億6,847万1,000円となりました。ふるさと納税につきましては、前年度対比30.2%増の5億3,945万3,000円、企業版ふるさと納税は190万円、ふるさと納税クラウドファンディングは8,024万2,000円となりました。

次に、歳出でございます。

歳出における各課の実施事業の主なものは、次のとおりとなっております。

まず、議会事務局です。

議会活動を推進し、委員会ごとに研修視察、村内12地区での「村民の声を聴く会」の開催、村政や議会に関心が深まるよう、若者議会2024！や中学生議会2024！を開催しました。

また、商工会や教育関係者等の各種団体との懇談会も行ってまいりました。

全議員にタブレット端末を購入貸与しまして、会議資料のペーパーレス化を図りました。

監査につきましては、監査計画に基づき、例月出納検査、決算審査、定期監査を実施いたしました。

選挙では、解散による衆議院議員総選挙が10月31日に執行され、投票率は60.86%で、前回よりも1.56%低い投票率となりました。

総務課です。

令和6年4月の機構改革により、行政係と秘書広報係の2系の体制となりました。

行政係では、役場庁舎の維持管理、地区要望に対応した交通安全の環境整備、人材確保のための処遇改善、職員の自己啓発のための研修費への補助、中高生を対象とした自転車用ヘルメットの購入補助、このほか、労務管理の適正化を図るため、勤怠管理システムを導入しました。職員研修では、村主催の研修、市町村研修センターによる職務級別研修や専門研修、日本経営協会によるオンライン研修、伊那定住自立圏合同研修等を行いました。

秘書広報係では、広報紙、村ウェブサイト、ケーブルテレビ、メールやLINE配信などを活用しまして、村政情報の発信を行いました。広報紙等の配布につきましては、11月から村が全戸配布をすることとなりました。また、学校基本調査や農林業センサスなどの統計調査の適正な実施に努め、文書管理では、永年保存文書のPDF化を引き続き行いました。

危機管理課です。

令和6年4月の機構改革により、防災係と消防係の2系の体制で危機管理課が新設されました。

防災係では、村地域防災計画及び初動対応マニュアル、業務継続計画等の修正更新、備蓄品等の管理、災害時における応援協定や災害情報等の放送協定、災害物資提供の協定締結等を実施しました。自主防災組織連絡会を開催し、地区の資機材等の配布の調整や情報共有を図りました。赤十字奉仕団では救急講習や炊き出し講習会、避難所体験ゲーム等で防災知識や技術を学びました。

消防係では、消防団員確保の取組として機能別団員の検討、消防団行事の検討、消防団の組織の在り方などを検討しました。土砂災害の危険箇所パトロールや天竜川の上流河川事務所等との天竜川合同巡視などを行いました。このほか、同報系防災行政無線操作卓等改修工事を行いました。

地域づくり推進課です。

企画係では、第6次総合計画の策定に向けた検討や第2期創生総合戦略の検証、地域公共交通計画の策定を行ったほか、8月には男女共同参画講演会を、9月には多文化共生講演会を開催をしました。また、行政評価委員会では、令和5年度の20の事業について評価を行いました。

地域振興係では、「持続可能な自治会検討委員会」で自治会の在り方について検討をいたしました。みなみみのわ森の音楽祭や村政150周年の記念式典の開催、「南箕輪村民の歌」歌碑設置等を行いました。

情報政策係では、各種証明書手数料につきまして、キャッシュレス決済を導入をしました。

情報化推進部会を設置し、住民からの申請や内部事務のDXを推進しました。上伊那情報センターと連携をし、ガバメントクラウド、業務の標準化・共通化への対応を進めました。

財務課です。

財政係では、入札参加資格申請の電子化、財務会計システムの更新、工事等の平準化等に取り組みました。ふるさと納税は農産物やその加工品が多く選ばれる中、令和6年度も寄附件数、寄附額が前年度を上回り、寄附件数は3万8,021件、寄附金額は5億3,945万3,000円となりました。

税務係では、預貯金等照会システムの導入、定額減税及び調整給付事務などを実施しました。税の徴収において、滞納者の他市町村への実態調査や預貯金調査について、預貯金等の照会システムの導入により、滞納処分の件数を大幅に増加させました。

住民環境課です。

住民係では、住民票等の証明書発行や戸籍の届出の受付・審査・処理などの業務を行いました。令和6年度末の住民基本台帳による人口は1万5,979人で前年度比62人の減となり、世帯数は6,779世帯で、前年度比35世帯増となりました。マイナンバーカードにつきましては、令和6年度末現在でカード保有者は1万2,625人、前年度比762人の増となりました。

生活環境係では、衛生部の負担軽減のため、令和6年10月より分別指導を外部委託としました。また、ごみ減量化の取組として、生ごみ処理器設置補助事業に係る38件の補助を行いました。

墓地公園事業につきましては、10区画の返還と9区画の申込みがありました。

新エネルギー補助事業につきましては、太陽熱利用施設・薪ストーブ・ペレットストーブ、

併せて7件の補助を行いました。

健康医療課です。

健康推進係では、健康診査やがん検診、健康相談などを実施し、村民の生活習慣の改善や重症化予防、受診率の向上等を図りました。このほかにも、健康教室や予防接種事業、自殺対策事業としてSOSの出し方教室等を実施しました。また、南箕輪村保健計画（第5次）を策定をいたしました。

医療保険係では、福祉医療費給付事業で、引き続きゼロ歳から高校3年生までと重度心身障がい者、母子・父子家庭、非課税世帯高齢者に対して、医療費の窓口負担の給付を行いました。給付額は1億4,422万7,000円で、前年度より718万5,000円の減となりました。

新型コロナワクチンの接種は高齢者対象の定期予防接種となり、秋冬の1回に実施をしました。

福祉課です。

令和6年4月の機構改革により、福祉係、相談係、高齢者支援係の3係となり、高齢者介護、障がい、生活困窮等の相談窓口を一元化し、社会福祉士などの専門職を相談係に配置し、総合的な相談対応と継続的な伴走型支援を行えるようになりました。

福祉係では、単身入居障がい者家賃補助や福祉手当、タクシー利用料金助成券の交付などの事業や特別児童扶養手当や自立支援医療等の受付業務、自立支援給付や地域生活支援事業の支給決定・給付事業を行いました。このほか、住民税非課税世帯等重点支援給付金や生活支援給付金等の給付を行いました。

高齢者支援係では、介護慰労金の給付、まっくん生活支え愛事業、補聴器購入費用助成、移送サービス、配食サービスなどの事業や松寿荘の維持管理事務を行いました。また、年度末には物価高騰対策福祉事業所応援金の交付を行いました。

相談係では、総合的な相談対応、村社会福祉協議会やまいさぼ上伊那等と連携し、生活困窮者への生活支援や就労支援を行いました。また、医療・介護の連携のための電子連絡帳システムの導入や災害時の個別避難計画の作成も行いました。

こども課です。

令和6年4月の機構改革により、新たに子育て支援係、母子保健係、こども相談室の3係となり、同時に南箕輪村こども家庭センターも設置し、教育委員会、福祉課と連携しながら、母子保健と児童福祉の切れ目のない一体的な支援を行いました。

子育て支援係では、保護者の負担軽減として、所得にかかわらず、保育料を第2子を半額、第3子を無料としました。児童手当につきましては、国の制度改正により、令和6年10月から所得制限の撤廃、支給期間延長、多子加算、隔月支給となりました。出産・子育て応援交付金の給付も行いました。工事関係につきましては、全保育園のW I - F i 設置工事、北部保育園・南原保育園LED化工事、防犯カメラ警備システムの設置工事を行いました。

母子保健係では、乳幼児健診、育児相談、栄養指導、産後ケア事業等、子育て支援の取組を行いました。こども相談室では、産後2か月の母子を対象として「ママのためのゆったりタイム i n 大芝の湯」事業を行い、子育て中のママのリフレッシュの場として好評でした。

産業課です。

農業委員会では、地区ごと営農組合長と協力し、農地利用状況調査を行い、遊休農地所有者等を対象に個別訪問し、利用意向調査を実施しました。農地の見回りや担い手の意向の把

握、あっせん業務等の最適化活動、農地相談会などを実施しました。

農政係では、JA上伊那のアスパラガス生産拡大計画による栽培ハウス資材購入と冷蔵保管施設、自動選別機導入に対して補助金を交付しました。あじ〜な等を通じて、地元野菜等を保育園や小中学校の給食に提供をいたしました。

村、JA上伊那及び東洋ライス株式会社による包括連携協定により、妊娠期の方へ金芽米風の村米だよりを贈呈・配達するなど、マタニティープロジェクトを実施しました。

「南みのお農産物フェア」などの村内イベントを実施し、地場農産物販売を通じて、地産地消の促進、県内外への物販活動を積極的に行い、地元農産物のPRを行いました。

農業委員会と連携して農政懇談会を行い、農業の課題等を洗い出し、農業委員会が策定した「目標地図」と地域の課題と解決策などをまとめ、「地域計画」の策定を行いました。

耕地係では、農業水利施設や用排水施設の整備について、村単独事業による伊那西部排水路環境整備工事のほか、各土地改良区等と連携して施設改修等に補助金を交付し、事業の進捗を図りました。西部南箕輪土地改良区では、ストックマネジメントに基づく長寿命化計画を策定する中で、支線の維持管理の検討など農業基盤整備を図りました。多面的機能支払交付金事業では7地区で事業に取り組んでおり、田園景観の保全や伝統文化の継承などの活動に補助、支援を行いました。鳥獣による農林業等の被害防止のため、村鳥獣被害対策実施隊を中心に有害鳥獣駆除を行いました。

商工係では、企業振興及び企業の人材育成に関する事業に対して補助金、空き工場等の活用促進補助金、住宅リフォームに対しての補助金を交付をいたしました。

観光森林課です。

森林デザイン係では、森林づくり協議会で協議検討し、大芝高原森林づくり実施計画の策定を行いました。これに基づき、マレットゴルフ場西のアカマツを伐採をしました。アカマツの利活用として、保育園へままごとキッチンや積木セットを配布、ファーストイを作成し、1歳児相談のときに配布を行いました。

みんなの森内でナラ枯れが確認され、伐倒・破砕処理を行いました。

村政150周年の記念事業として植樹祭を実施し、127組が参加して、ヤマザクラやコブシ、楓などの植樹を行いました。

大芝サービス係では、大芝公園内にインクルーシブ遊具やアスレチック遊具2基の設置を行いました。また、モバイルトイレを購入、設置しました。このほか、繰越事業の大芝の湯駐車場工事ではアカマツの伐採をし、駐車場の拡張工事を行いました。

観光協会では、森と芝のマルシェを6回開催。このほか、PR物販を4回実施、アカマツの利活用でブラメシスタンプラリーを開催しました。

建設水道課です。

建設管理係では、道水路の維持管理事業として、通行車両や歩行者等の安全確保を図るため、村内の道路及び水路等の修繕工事、舗装破損箇所の修繕工事を随時実施し、公有財産確保のため、道水路・道水路敷の境界立会いの実施をいたしました。冬期間は除雪及び融雪剤散布を実施したほか、歩道等地域内の道路については、まっくん除雪隊員135人による除雪作業実施の活動をサポートいたしました。除雪機の購入や修繕につきましては、4件の補助を行いました。委託業務では、沢尻河畔林整備事業（鳥谷川）のほか、村道橋梁の定期点検、河川のしゅんせつ等を実施をいたしました。

通学路の交通安全対策として、北殿、南殿、南原にグリーンベルト、役場庁舎前に交差点カラー舗装の設置等を実施しました。

住宅の耐震改修促進事業としては、耐震診断16件、耐震改修工事6件の申請に伴い、補助金等を支援しました。

村営住宅（羽場団地）管理事業としては、共同住宅の2棟18世帯については、退去者1世帯、入居者2世帯の入替えがあり、空室がない状況となっています。また、戸建ての元教員住宅3棟も村営住宅として使用をしており、空室がない状況となっております。

建設工事係では、国県補助事業として、令和3年度から継続事業である村道10号線舗装修繕（沢尻）と村道1098号線歩道設置（久保～中込）の引き続き実施を行いました。委託業務では、西天竜第1号橋、中川原第2号橋の橋梁補修設計を実施をしました。

村単独事業としては、継続事業の村道6号線舗装修繕（田畑）、黒川護岸改修（南殿）等を実施したほか、単年度事業として、村道3号線歩道設置工事（田畑）等を実施をいたしました。なお、村道6号線舗装修繕と黒川護岸改修は、それぞれ起債事業を活用して実施をいたしました。また、地域計画事業では今年度要望が79件あり、完了した事業が27件、事業規模が大きいため複数年にわたり継続している事業が11件、翌年度以降の実施とした事業が7件でした。なお、要望内容を検討した結果、県・土地改良区・関係者等への要望や協議が必要な事業が23件、実施が困難なため要望の再検討を要すると判断した事業が11件でした。委託業務では、都市計画マスタープラン改定業務を2か年の継続事業として実施をしておりません。

公園整備事業としては、前年度点検結果に基づき、大芝公園を除く村内公園の遊具で修繕や改良が必要と判定された遊具を対象に、補修や安全対策の工事を実施しました。そのほか、トイレ・フェンス・柵など、公園施設の修繕も随時実施をいたしました。一部の改修工事については、債務負担行為を活用して年度をまたいで工期を実施し、工事の平準化を図りました。また、地区からの要望で大泉新公園の整備に着手をしており、用地購入まで完了をいたしました。

続いて、教育委員会です。

こちら令和6年度の機構改革により、こども館の管理と放課後児童クラブの所管が教育委員会事務局に移り、こども館に学校教育係とこども施設係、村民センターに社会教育係、公民館事務局、図書館となりました。

学校給食センターが完成し、4月から稼働しました。8月からは月1回「まっくんランチ」を開催し、小学生や地域の方への食育事業を展開をいたしました。

学校教育係では、昨年度に引き続き体育専科教員を2名配置し、小学校の体育の授業を担い、子どもたちの技術や体力の向上と担任のスキルアップや負担軽減の一翼を担っています。6月からは南原コミュニティセンターへ教育支援センター（中間教室）を設置をし、学校に行きづらい子どもの支援をいたしました。

工事関係では、繰越事業の小中学校の照明設備LED化工事と中学校管理教室棟トイレ改修工事を行いました。また、南箕輪小学校北校舎改修工事を一部変更して施工をいたしました。

社会教育係では、村民センターの舞台袖幕の交換等工事と女性トイレの改修工事を行いました。村誌補遺編作成業務は、令和7年2月の村政150周年記念事業を掲載するため、継続

して事業を行っております。

イベント関係ですが、事業の見直しにより、夏季・冬季村民体育祭や村駅伝競走大会に替わるイベントとして始まった「まっくんスポーツフェス」を開催いたしました。参加者は約100人でした。また、休日における中学生部活動への展開について協議会を開催し、新たに中学生の地域クラブを設立することとして、準備を進めてまいりました。

図書館では、第4次子ども読書活動推進計画に基づき、視覚障がい者専用電子図書館サービスやナイトライブラリーを実施し、図書館の利用につながる取組をいたしました。

各課の実施事業については以上となります。

続きまして、村債でございます。

村債は、交付税措置があるもののみ借入れを行いました。建設事業等に充当するために3億430万円、交付税の財源不足分に対応する臨時財政対策債1,839万円の借入れを行い、これまでの起債元金4億9,679万円の償還を行いました。

この結果、年度末残高は52億6,300万円となり、前年度末より1億7,410万9,000円の減となりました。

次に、4の基金でございます。

基金は、例年取崩しを行っているキャリア教育推進等の財源としての人づくり基金486万8,000円、財政調整基金3億3,489万5,000円、教育振興事務等事業の財源として学校施設整備基金8,000万円、新型コロナウイルス感染症緊急対策振興資金基金188万円の取崩しを行いました。新たに、財政調整基金1億7万5,000円、減債基金3,355万7,000円、学校施設整備基金1億19万6,000円の積立てを行いました。このほかに、基金の利息分の積立ても行いました。

11ページをお願いいたします。

5の繰越事業でございます。

物価高騰対策福祉事業所応援金事業のほか18事業、3億933万3,000円が翌年度の繰越しとなっております。

1番の物価高騰対策福祉事業所応援金事業につきましては、出納閉鎖期間中に事業が終了となりますので、金額が載っておりませんのでよろしくをお願いいたします。

では、12ページをお願いいたします。

特別会計になります。

まず、介護保険事業特別会計です。

介護保険事業は、げんきあっぷクラブをはじめとした一般介護予防事業や総合相談、ケアマネ連絡会や地域支えあいフォーラムなどの包括的支援事業、家族介護支援事業などの実施をいたしました。

歳入決算額は、前年度対比1.2%減の11億3,747万6,000円となりました。主なものは保険料が2億5,108万8,000円、国庫支出金2億2,667万6,000円、支払基金交付金2億7,241万6,000円、県支出金1億4,296万6,000円、繰入金1億5,201万1,000円となっております。

徴収率ですが、現年度分は99.87%、滞納繰越分は30.69%、全体では99.3%で、前年度対比0.6%の増となりました。

歳出決算額は、前年度対比2.3%増の10億8,727万2,000円となりました。うち保険給付費が前年度対比3.49%増の9億6,932万4,000円で、歳出の89.2%を占めました。地域支援事業

費は、前年度対比4.25%増の3,616万2,000円となりました。

このほかに、支払準備基金2,000万円と利息分8万5,315円の積立てを行いました。

この結果、歳入歳出差引残高は前年度比3,844万7,000円減の5,020万4,000円となりました。年度末の第1号被保険者数は3,824人で、前年度末対比14人の減となりました。

次に、国民健康保険事業特別会計です。

国民健康保険の制度では県との共同運営となっており、市町村は資格管理や保険税の賦課徴収を行っています。また、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、医療給付費を抑えるため健康推進係と連携し、特定健診事業の充実と受診率の向上に向けた取組を行ってまいりました。

歳入決算額は、前年度対比1.4%減の11億9,432万7,000円となりました。歳入の基本となる保険税は、前年度対比4.3%増の2億6,610万1,000円となりました。保険税以外の主な収入は、県の支出金で前年度対比0.7%減の8億3,653万5,000円となりました。繰入金は、前年度対比3.3%減の7,162万4,000円となりました。

徴収率ですが、現年度分は97.6%、滞納繰越分は27.9%、全体では前年度対比1.7%増の89.8%となりました。また、応能・応益の比率につきましては、54対46となっております。

歳出決算額につきましては、前年度対比1.4%減の11億8,413万4,000円となりました。保険給付費は前年度対比1.0%減の8億1,097万4,000円で、歳出総額の69.3%を占めました。

この結果、歳入歳出差引残高は1,019万3,000円となり、29万7,000円の減となりました。

年度末被保険者数は2,478人で、前年度比102人の減、加入世帯数は1,666世帯で、前年度対比60世帯の減となっております。

後期高齢者医療特別会計です。

後期高齢者医療制度は、長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営をしております。村は保険料の徴収や相談、申請や届出の受付業務を行いました。

歳入決算額は、前年度対比17.2%増の1億9,061万6,000円となりました。主な収入は保険料で、前年度対比15.7%の増の1億5,114万6,000円となりました。

徴収率につきましては、現年度分99.73%、滞納繰越分64.7%、全体では、前年度対比0.26%減の99.61%となりました。

歳出決算額ですが、前年度対比20.32%増の1億9,026万2,000円となりました。このうち、後期高齢者医療広域連合納付金は前年度対比20.22%増の1億8,956万2,000円で、歳出の99.6%を占めました。

この結果、歳入歳出差引残高は35万5,000円で、前年度対比411万8,000円の減となりました。

年度末被保険者数は2,200人で、前年度対比66人の増となりました。

以上が、令和6年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要でございます。

決算書、主要施策成果説明書及び決算添付書類等の詳細につきましては、決算特別委員会の際に御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、決算添付書類につきましては、決算統計の作成のルールに基づき作成をされておりますので、性質区分の違い等により、決算書とは一部集計数値の違うところがございますが、併せて決算特別委員会の際に御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上で、一般会計及び特別会計の決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

議長（笹沼 美保） ただいまから10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時20分

再開 午前 10時35分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道事業会計及び下水道事業会計の決算概要について説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第6号「令和6年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」及び議案第7号「令和6年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」、一括で概要説明を申し上げます。

主要施策成果説明書及び決算書添付書類を御覧ください。

初めに、水道事業会計からお願いいたします。

96ページの令和6年度南箕輪村水道事業報告書であります。

1、概況の（1）総括事項、イ、一般事項でございます。

令和6年度の年間総配水量は約163万7,000トン进行配水し、前年度に比べ約4万6,000トンの減少となりました。これは、給水人口の減少と節水意識や節水機能が向上した設備の普及が考えられます。有収水量は約139万5,000トン、前年度に比べ約6,000トンの増加となりました。これは、配水管等からの漏水が少なく、水が効率的に利用されたものと考えられます。

上伊那広域水道用水企業団からの受水量は約148万9,000トンで、前年度に比べ約8,000トンの増加となりましたが、自己水源であります大泉川の表流水が夏から冬にかけ渇水状態がありまして、不足した分を受水したためと考えられます。

資本投資の事業は、令和5年度からの繰越事業でありました神子柴地区水管橋布設替工事、大泉地区配水管布設替工事のほか、村道3072号線、村道3105号線の配水管布設替工事、大芝地区の配水管布設工事を実施いたしました。また、村道9号線の側溝改修工事、大芝の湯駐車場工事に伴います水道補償工事も実施をしております。

次に、ロの決算の状況でございます。

令和6年度は、水道事業収益2億6,122万342円に対し、水道事業費用2億2,901万4,877円、差引き3,220万5,465円の純利益となりました。水道事業収益の内訳は、営業収益2億3,348万5,273円、営業外収益2,773万5,069円となり、営業収益の主な財源であります給水収益は2億3,140万4,661円で、前年度と比較して88万6,213円、0.4%の増収となりました。これは、従量料金単価の高い大口使用者の使用料が増加したことによるものでございます。営業外収益の主な財源は、長期前受金戻入で2,522万9,409円となり、前年度と比較して87万2,825円、3.3%の減収、雑収益は157万3,828円となり、前年度と比較して12万1,867円、8.4%の増収となりました。

水道事業費用の内訳では、営業費用が原水及び浄水費で9,173万3,855円、配水及び給水費1,161万7,115円、総係費5,055万8,267円、減価償却費7,391万5,645円、資産減耗費32万1,000円となり、営業外費用は支払利息が77万4,198円、雑支出9万4,797円でした。特別損失はなく、予備費の執行もございませんでした。

資本的収支は、総収入額849万4,251円、総支出額6,955万5,742円で、差引き不足額6,106万1,491円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額479万5,287円と、過年度損益勘定留保資金4,521万8,208円及び減債積立金1,104万7,996円で補填をいたしました。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における財政指数の「資金不足比率」はゼロとなっております。

続きまして、下水道事業でございます。

111ページ、令和6年度南箕輪村下水道事業会計事業報告書を御覧ください。

1、概況の（1）総括事業でございます。

本村の下水道事業につきましては、平成3年度から積極的な整備に努めておりまして、現在では、村の第5次総合計画の基本目標の一つであります「住みやすい環境づくりを進める村」を基に、村民の生活環境の改善、河川等公共用水域の水質汚濁の防止、保全を視野に入れ、投資的なインフラ整備から維持管理及び地震対策を柱に事業を展開してまいりました。

今後は、浄化センター及び管渠の維持管理費用や改築更新投資の増加、将来的な人口減少による使用料収入の減少等を踏まえ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に努めてまいります。また、下水道施設については、ストックマネジメント計画に沿った修繕・改築及び総合地震対策計画に沿った管路の耐震改修に努め、より一層健全な経営に努めてまいります。

次に、普及状況でございます。

排水区域内面積858ヘクタール、処理区域内人口1万5,731人、下水道整備率98.4%となり、前年度と比べ、処理区域内人口は61人減少をいたしました。下水道接続人口は1万4,980人、接続率は95.2%となり、前年度に比べ下水道接続人口は55人の増加、接続率は0.7%の増加となっております。

また、有収水量は150万9,890立方メートルで、前年度と比べ3,743立方メートル減少となっております。

次に、建設改良の状況でございます。

建設改良工事のうち、新たな宅地造成等に伴う管渠布設工事など、下水道管の布設延長につきましては42.1メートルの増加となり、下水道管の総延長は161.2キロメートルとなっております。施設改良工事については国庫補助金を活用し、ストックマネジメント計画に基づく修繕及び改築として下水道管の更生工事等を実施し、これらの費用として、建設改良事業費8,956万9,000円を設備投資いたしました。

会計及び経理でございます。

収益的収支は、収入5億6,948万9,282円に対し、支出5億4,606万7,412円、差引き2,342万1,870円の純利益となり、これに前年度の繰越欠損金2億4,833万8,279円を差し引きすると、当年度未処理欠損の額は2億2,491万6,409円となりました。

下水道事業収益の内訳として、営業収益2億7,652万5,618円、営業外収益2億9,296万3,664円となり、営業収益の主な財源は下水道の使用料で2億7,414万3,881円、前年度と比較して87万8,202円、0.3%の減収となりました。営業外収益の主な財源は一般会計からの補助金で、1億1,418万8,000円となりました。

対しまして、下水道事業費用の内訳は営業費用の管渠費1,643万2,198円、処理場費9,200万1,477円、総係費2,519万6,940円、減価償却費3億5,440万5,049円となり、営業外費用は支払利息等5,833万1,748円となっております。

資本的収支は、総収入額3億2,249万6,800円に対し、総支出額は4億8,481万940円で、差引き不足額1億6,231万4,140円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額284万2,966円と当年度損益勘定留保資金1,398万5,974円、過年度損益勘定留保資金1億4,548万

5,200円で補填をいたしました。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における財政指数の「資金不足比率」はゼロとなっております。

以上で、議案第6号及び議案第7号の概要説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 以上で、議案第2号から議案第7号までの説明が終わりました。

ここで、決算審査の結果について、監査委員から報告を求めます。

加藤代表監査委員。

代表監査委員（加藤 篤） それでは、令和6年度南箕輪村各会計決算審査の結果を報告いたします。

お手元の令和6年度南箕輪村各会計決算及び基金の運用状況、並びに健全化判断比率等の審査意見書を御覧ください。

この決算審査意見書は、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき、都志監査委員と合意の下に作成した意見書でございます。

1ページを御覧ください。

まず、審査の概要ですが、(1)のとおり、令和6年度の南箕輪村一般会計歳入歳出決算から下水道事業会計決算までの6会計について、7月23日から30日までの間で4日間をかけて実施をし、8月5日に財政援助団体の監査、8月6日にまとめをいたしました。

その方法につきましては、村長から提出されました関係書類及び監査委員から提出を求めました調書に基づき、(3)の①から④について、会計管理者及び各課局次長・係長から説明を聴取しました。例月の出納検査や昨年11月に実施した定期監査の審査結果も参考にし、工事事業の実施状況について、現地調査も併せて行いました。

また、財政援助団体等に対する審査として、8月5日に農業組合法人まっくんファームに対する審査を実施しました。審査に付されました一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算書、附属書類の各係数は、関係帳簿、証書類と照合の結果、審査をした範囲では特に誤りが認められず、おおむね適正に処理されたものと認定いたしました。

また、公有財産に関する調書、基金の運用状況についても誤りは認められず、おおむね適正な管理がされているものと認定しました。

2ページ以降には、審査の意見及び決算状況を前年と対比しながら表にし、意見を記載しております。決算数値等については、先ほど会計管理者また建設水道課長から報告がありましたので、説明は省略させていただきます、後ほど御覧ください。

ページめくりまして、22ページを御覧ください。

現地調査につきましては、記載の6か所を実査しました。おおむね適正に処理されておりました。

次に、財政援助団体等における審査であります。決算審査に合わせ、農事組合法人まっくんファームの審査を実施しました。対象は、同法人に支出した農業機械導入事業補助金、まっくんファーム運営費補助金についてであります。

記載のとおり、収支につきましては外部の会計事務所にも指導を受けており、会計諸帳簿、証拠書類とも適正に処理されておりました。活動内容の説明を受け、内容については、目的に沿った支出が行われていたものと認めました。

監査委員の総括意見として、23ページを御覧ください。

資金運用はおおむね良好であったと判断します。村税、保険料税、使用料、負担金等の収入未済額については、一般会計・特別会計では減少しております。また、公営企業会計の水道使用料は減少、下水道使用料と下水道受益者負担金は増加しています。担当課を中心に新たな滞納が発生しない努力がされておりますが、今後も引き続き徴収業務に努めていただきたいとしました。

また、不納欠損額については、一般会計・特別会計では増加、公営企業会計も増加しております。公平性の観点からも、不納欠損に至らぬよう、滞納額の減少、徴収率の向上等、事前の対策を立てて実行していただきたいとしました。

財政力指数など、財政状況を判断する各種比率を見る中では健全な数値を示しており、引き続き、健全財政の確保に努めていただきたいと思慮します。

燃料・物価高騰対策などにより職員の事務量が増加し、厳しい労働環境でありましたが、勤怠管理システムが導入されたことにより、労務管理の強化と業務効率化、並びに繁忙期の応援体制など働き方改革に努め、職員の健康管理を図られたいとしました。

各事業の実施に当たり、関係法令、財務規則等により適正な執行を行うことはもちろんであります。効率的な執行ができるよう、地方自治法等の一部を改正する法律、平成29年法律第54号で求められている内部統制体制の整備を参考にリスク評価制度を取り入れるなど、一層検討されたいとしました。

24ページの監査委員意見についてであります。

最初に、防災研修センター森の学び舎の防災設備についてです。災害時において役場が被災した際に代替施設となる防災研修センターは、防災拠点施設としての機能を維持・持続させるには、防災設備の充実が喫緊の課題であります。非常事態に備え、非常用発電設備の設置を検討されたいとしました。

次に、大芝高原内の遊具施設についてです。

道の駅を含む大芝高原は当村における中核観光場所であり、施設や遊具類は多くの来訪者が楽しめるものが望ましい。今回導入したインクルーシブ遊具は、幼児や低学年向け遊具と思われました。公園規模や来場者層も勘案した公園整備に取り組まれたいとしました。

次に、南箕輪小学校旧給食センターの利活用についてです。

現地調査の際、南箕輪小学校旧給食センター内に使用していない調理器など見受けられました。片づけ等を行うとともに、空きスペースが有効に活用できるように検討されたいとしました。

次に、各課で保管している通帳についてです。

各課で保管している通帳を確認した際、利用されていない通帳が何冊かありました。使用していない通帳はその管理への関心が低くなり、紛失等に気づきにくくなり、また、不祥事案に利用されるリスクも高まるため、速やかに整理し、解約等の手続を行われたいとしました。

最後になりますが、26ページをお開きください。

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見であります。

審査の対象、審査の期日、審査の手続は記載のとおりであります。

健全化比率の算定基準となる事項を記載した書類を確認しましたが、いずれも適正に処理されておりました。また、27ページの水道及び下水道事業ですが、資金不足率とその算定の基

準となる事項を記載した書類も適正に作成していると認められました。

以上が報告の内容でございます。

以上で、審査報告を終わります。

議長（笹沼 美保） 以上で、決算審査の結果報告を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第7号までにつきまして、質疑を省略して議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第7号は議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算特別委員会の正副委員長には、令和2年1月14日の議会全員協議会において、委員長に福祉教育常任委員会委員長、副委員長に福祉教育常任委員会副委員長が就くことが決定されておりますので、委員会での互選を省略して議長が指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員長には西森一博議員、副委員長には都志今朝一議員を指名いたします。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第8号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第8号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、燃料高騰対策給付金事業実施に係る事業費、村マイクロバス購入に伴う経費、ふるさと納税クラウドファンディング寄附金を受け、VC長野スポンサー料などについて、所要の補正をお願いするものです。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億6,030万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億6,066万3,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第8号の細部説明を申し上げます。

補正予算書8ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、0220財政管理事務、22節償還金、利子及

び割引料は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、令和2年度と令和3年度事業分の清算による返還金です。

5目財政管理費、0221財政管理事務の11節役務費の手数料から備品購入費までは、昨年リース契約をしました村バスについて、運用の利便性を向上させるため購入することとし、その経費を計上しております。公用車購入費は、当初予算でスクールバス2台がリースアップに伴う購入経費を計上していますが、不足が生じたので、補正をお願いするものです。

12目地域づくり推進事業費、0242になります。7節報償費は、一昨年から自治会組織検討部会を立ち上げ検討しておりますが、本年も検討事案がありますので、報償費を計上するものです。

11節役務費の広告料は、ふるさと納税クラウドファンディングで寄附があり、寄附の趣旨に基づき、寄附金全額をVC長野トライデンツへスポンサー料として支出するものです。

13目企画費、0241企画調整管理事務、1節報酬は、会計年度任用職員として契約していた地域おこし協力隊が退任されたため、減額するものです。また、後任として新たに地域おこし協力隊を委託契約により採用したため、報償費で計上するものです。

12節委託料は、地域おこし協力隊のOB・OG・現役の有志で地域おこし協議会を立ち上げました。活動拠点の管理、情報発信や移住相談、イベント参加などの村への協力、現役隊員のサポートなどを委託するため、10月からの委託料を計上するものです。

9ページへお進みいただき、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、0301社会福祉総務事務の7節報償費は、今年度から2年間かけて村の福祉計画策定をするに当たり、懇話会を今年度2回開催するための委員報償費です。

扶助費の燃料高騰対策給付金ですが、昨年までの福祉灯油券の対象世帯を拡充し、住民税非課税世帯1,300世帯へ1万円の現金を給付するものです。財源は地方創生臨時交付金を活用しています。

0306障がい者福祉事業の通信運搬費から扶助費までは、障がい者の方の成年後見の村長申立てを行う必要が生じ、それに係る経費を計上するものです。

3目高齢者福祉費、0312高齢者の生活支援事業の負担金ですが、上伊那福祉協会の運営する養護老人ホームの赤字補填のための村負担金です。補助金の高齢者にやさしい住宅改良補助金は当初予算で126万円計上していましたが、利用希望の相談を受け、不足が見込まれます額を計上するものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、0335子育て教育支援事業の17節備品購入費は、相談室で使用する携帯電話の更新に伴う購入費です。

10ページにお進みいただき、2目児童措置費、0340保育園運営事業の10節需用費の修繕料は、南原保育園の職員駐車場入り口付近の路肩の補修工事の経費です。14節工事請負費は、北部保育園の物置小屋が経年劣化のため解体する費用です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費、0401予防事業の12節委託料は、本年度の新型コロナワクチン接種について各医療機関への委託料が決定しましたので、対象者数に対し、接種率25%の1,000人を見込み、2分の1を公費負担とし、計上するものです。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、0605農業振興事業の負担金、補助及び交付金の地産地消事業補助金ですが、村の学校給食では、村のブランド米である風の村米日より（金芽米）を提供しています。上伊那の学校給食では上伊那産米をJA上伊那から購入

していますが、その米価と風の村米だより金芽米の差額を補助するものです。本年度の当初予算で100万円計上していましたが、米価の上昇により増額計上するものです。

5目農地費、0631村単独土地改良事業の12節委託料と14節工事請負費は、上井水路の沈砂池が大雨によりあふれ、周辺農地に被害が出たことから、越水防止のかさ上げ工事を実施するため、補正をお願いするものです。

2項林業費、2目林業振興費、0652森林病虫害等防除対策事業の12節委託料は、11ページにお進みいただき、松くい虫予防対策事業ですが、国・県の補助金増の決定を受け、事業を拡大し、実施するものです。

0653森林セラピー推進事業の修繕料ですが、みんなの森の松の木が倒れ、隣接する調整池のフェンスを破損したことによるものです。工事請負費は、みんなの森のあずまや「かたらい亭」が設置から20年ほど経過し劣化が進み、現在、一部使用禁止としています。利用者も多いことから、早急に改修工事を実施したいので、補正をお願いするものです。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、0820都市計画総務事務の1節報酬ですが、都市計画マスタープランの改定に伴い都市計画審議会を予定していますが、会議回数が増が見込まれるため、増額補正するものです。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、0902非常備消防事務の18節補助金です。消防団免許・資格取得費について補助金を交付して、免許等の取得を推奨しています。本年度取得希望者が多く、不足が見込まれます額を補正するものです。

5目防災対策費、0930防災対策事業、1節報酬は、新型インフルエンザ等対策委員会を開催するに当たり、非常勤職員報酬を計上するものです。

12節委託料は、防災行政無線同報系屋外子局のバッテリーの寿命が来ており、本年度18基分の交換をするため、補正をお願いするものです。

12ページにお進みいただき、10款教育費、1項教育総務費、4目教育振興費、1005教育振興事務の12節委託料です。中学校でGIGAスクールネットワークがつながりにくい事象があり、国の補助金が新設されましたので、それを活用し、全校生徒が一度に容易にタブレット使用可能となるよう改良するための経費を計上しています。

2項小学校費、3目学校給食費、1013給食センター事業と1019南部小学校給食事業にそれぞれ補助金を計上していますが、学校給食の米価は県学校給食会で定めていますが、米の仕入先であるJA上伊那では、子どもたちに地元産の御飯を食べていただきたいと、これまで学校給食会の単価で上伊那産米を差額なしで納品してきました。しかし、この単価では持続困難とのことで、値上げとなりました。この値上げ分について、保護者負担を求めず、物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用し、補助するものです。

3項中学校費、1目学校管理費、1020中学校管理事務の8節職員旅費ですが、全国中学校体育大会陸上競技砲丸投げに出場した生徒に引率した教職員の旅費となります。

13ページにお進みいただき、12款公債費、1項公債費、1目元金と2目利子ですが、当初10年償還を予定していたものが償還年数5年に変更したことに伴い、償還額及び利子が増額したためです。

14款予備費、1項予備費、1目予備費です。3億3,837万9,000円を増額して、歳入歳出を調整させていただくものでございます。

次に、14ページにお進みいただき、人件費の関係になります。

1、特別職です。その他の特別職として、都市計画審議会と新型インフルエンザ等対策委員について、人数の増と報酬の増となります。

6ページにお戻りいただきたいと思います。

2、歳入をお願いします。

12款地方交付税、1項1目地方交付税の普通交付税が決定となりましたので、増額分を補正するものです。

16款国庫支出金です。2項2目総務費国庫補助金、2節企画振興費補助金で、地方創生臨時交付金です。物価高騰対応地方創生臨時交付金の令和6年度追加分と、令和7年度推奨メニュー分です。

6目農林水産業費国庫補助金、2節林業費補助金は、0652事業の松くい虫被害木・枯損木処理委託業務に係る補助金の決定を受け、補正するものです。

10目教育費国庫補助金、3節教育費補助金は、1005事業のGIGAスクールネットワーク改良事業に係る補助金です。

17款県支出金、2項県補助金、3目民生費補助金、1節社会福祉費補助金は、0312事業の高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金の2分の1の額となります。

6目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金の森林づくり推進支援金は、0652事業の松くい虫被害木・枯損木処理委託業務に係る県補助金です。長野県森林づくり県民税事業補助金は、0653森林セラピー推進事業のあずまや「かたらい亭」の改修に係る補助金です。

19款寄附金、1項1目一般寄附金は、ふるさと納税クラウドファンディングについて寄附がございましたので、補正するものです。

21款繰越金、1項1目繰越金、1節前年度繰越金が4億972万9,000円となりました。当初予算と補正第3号で計上した残りを今回計上するものです。

7ページにお進みいただき、22款諸収入、5項雑入、1目4節雑入です。令和6年度の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の清算分となります。

以上、歳入の説明でございます。

以上で、議案第8号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

最初に、6ページの地方創生臨時交付金は、今、説明いただきました。これが令和6年度追加分と令和7年度推奨分ということでもありますけれども、令和7年度分の地方創生臨時交付金の限度額といいますか、そこら辺が分かっていたら、令和7年度分で残りの部分があるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

それに伴い、9ページの燃料高騰分と、それから給食費の物価高騰分に充てるということでもあります。燃料高騰分については、いつもより早く対策できるということと人数も増えるということで、とてもありがたいことだというふうに思いますので、ちょっとこの人数がどのくらい増えたのか、ちょっとそれを教えていただきたいなと思います。

10ページのコロナワクチンの接種であります。今は25%接種すると見込んで、1,000人分ということでもあります。しかしながら、この頃というか、コロナが株が変異してきていると

ということもありますけれども、かなり増えているということもお聞きしています。その中で、ワクチン接種の後遺症、それから、コロナになった後の後遺症というのがかなり深刻な状況もお聞きしているところがあります。そのことの検証がちゃんとできているのかどうか。それから、コロナワクチンはどういうものが今度選定されて接種されるようになるのかということ、ちょっと教えていただきたいと思います。かなり心配もされておりますし、ただ、増えてきているという状況もあります。その辺の状況がちゃんと把握できているのかどうかをお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） ただいまの三澤議員の最初の地方創生臨時交付金の分についてお答えいたします。

令和7年度分、国の予備費分ですけれども、これが792万1,000円村に配分されておりまして、その中で、燃料高騰の分と金芽米のほうですね、それに使っております。

この先については、すみません、今現在、何の情報もまだ入ってきておりませんので、ちょっと未定ということをお願いしたいと思います。

議長（笹沼 美保） 武島健康医療課長。

健康医療課長（武島 亮子） ただいまの2つ目のコロナワクチンについての質問についてお答えいたします。

後遺症など、深刻というけれどきちんと検証がされているかどうかということでございます。

厚生労働省の審議会で検討はされていますけれども、そちらのほうで製造株についても審議をしまして、今の株にも対応できるということで選定されてきておりまして、ワクチンのメーカーのほうでそれに適したものを開発して10月からの供給に向けて進んでいるところでございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 燃料高騰のところで、すみません人数を、ちょっと私のほうでちょっと概数しか分からないんですけれども、昨年までは多分対象が600世帯ぐらいで、実際に申請を受けているものはもう少し少なかったかと思っております。それを拡充して、本年度につきましては1,300世帯を対象にということでございます。失礼いたしました。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

6番、山崎議員。

6番（山崎 文直） 11ページになります。上の段の林業振興費、工事請負費が盛られております。その中で、修繕料でみんなの森周辺施設修繕料で工事請負費が盛られております。

みんなの森にはたしか3つほどの建物がありますけれども、今の先ほどの説明でいきますと、一番東にあるあずまやという話がありましたが、そのほかの真ん中にある一番中心になる建物とか、西のほうにある2階建ての林望台等がありますが、この辺のところも点検をした結果、ここはまだ修繕が必要でないということであずまやだけってということなのか、この

辺のところの見解をお聞かせください。

それから、その下のほうの消防費の2の非常備消防費の負担金補助金であります。消防団員の免許・資格取得補助金というふうに説明がありました。希望者が多いという話もありましたので、どの程度の、どのくらいの方があるのか。

私は免許をもう何十年も前に取得してしまっていて、現在の免許制度を全く分かっていませんので、例えば、今はいろんな車種のところで免許が非常に細かくなっているという話は聞きました。そうすると、いろんな免許を取っていく段階で免許取得費用っていうのも違ってくるんじゃないかなというふうに思います。この場合、例えば、ある一つの免許を取るときの何万円という部分の補助金額は全額補助になるのかどうかというのをちょっと確認をしたいと思います。

それから、例えば、車の免許が大小あります。そうすると、免許を取る金額も多少金額が変わってくるのではないかなと。それに対して全額なのか一部なのか。そういう部分のところで、例えば、既にその段階における免許を自分で教習所に通ってお金を出して免許を取得してきている方もおるかと思えます。全く新しく取る人については全額なのか、この既に持って消防団員になっている方に対しては、それはそれで終わりなのかなとかいう部分のところの見解をお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） 山崎議員の、みんなの森の施設についてですけど、今回については、かたらい亭の関係になります。

議 長（笹沼 美保） すみません、マイクが入っていないです。

観光森林課長（有賀 仁志） すみません。

議 長（笹沼 美保） 少々お待ちください。

観光森林課長（有賀 仁志） よろしいですか。

今回のみんなの森の施設ですけど、3施設の中のかたらい亭となります。こちらのほうですけど、雨水の跳ね返りにより、防腐のほうがかなり見られております。あとの施設については随時点検していく予定でありますので、お願いします。

以上です。

議 長（笹沼 美保） では、次ですね。よろしいですか。

宮下危機管理課長。

危機管理課長（宮下 裕司） それでは、山崎議員の御質問に1つずつお答えさせていただきたいと思えます。

まず、今回の補正予算の補助金の対象人数ということですが、2名ないし3名を予定しております。

続いての補助金、どんな限定をしているのかと関連してくるところで、引き続きな説明になってしまいますが、準中型免許・中型免許を取得する場合は、予算の範囲内の3分の2を上限にそれぞれの消防団員に申請をしております。

また、先ほど議員からもお話がありました、今、オートマ限定だとかという方が限定解除をした場合は、7万円ぐらいの補助になります。先ほどの準中型・中型免許の取得の場合は

15万円程度となります。

そして、そのほか、例えば違う災害対応に当たりたいというような免許もする場合ということで、機能別の団員ではないんですけど、その他、消防団員活動に必要な補助金ということで、そのそれぞれの免許取得費用に対する額が変わってくるかと思いますが、それも3分の2を上限に補助を交付させていただいております。

それで、最後になりますが、後で取得した補助につきましては、現在そういった後補償って言い方は変ですけど、あくまでも消防団員になって、例えば消防車両が動かさないっていうところで、先ほど言った準中型だとか中型免許を取得するっていうような団員を対象に補助金を交付しておりますので、後から交付することは現在のところ行っておりません。

以上になりますが、よろしくお願いたします。

議 長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

1 番、西森議員。

1 番（西森 一博） 1 番、西森です。

8 ページの地域おこし協議会についてですが、これはどういったことを取り組むのかっていうことをお聞きしたいと思います。

議 長（笹沼 美保） 高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） では、西森議員の質問にお答えいたします。

地域おこし協議会ですが、地域おこし協力隊員だった者、OG・OBですね。あとは、現役の協力隊員が協力・連携しながら村の地域おこしに関わる事業を行っていくという協議会でございます。今年の6月に発足した新しい協議会となっております。

以上でございます。

議 長（笹沼 美保） 1 番、西森議員。

1 番（西森 一博） すみません、もうちょっと詳しい内容が分かるようであればお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） それでは、今回予算をお願いするところの委託の内容について説明申し上げます。

まず、地域おこし協力隊は現在ブログを運用しているわけなんですけれども、そちらのブログの運用費用ですとか、あと、北殿に拠点がございますが、そちらの維持管理費用、また、協力隊が各種イベントに協力して参加する場合のイベントに関する費用、現役隊員のサポートに関する費用、あとは、協力隊を希望して移住相談を受ける場合があるんですが、そういった移住相談を行う費用などが含まれております。

以上です。

議 長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9 番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 9 番、唐澤です。

ページが9ページになりますが、高齢者にやさしい住宅改良補助金ということで、不足しているということなんですけど、これは介護保険とは関係ないものなんですけど、具体的に何

でどのような改良をするのか教えてください。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） それでは、唐澤議員の高齢者にやさしい住宅改良事業補助金について説明いたします。

この当初予算では2件分、最大で63万円の予算を計上してございました。現在、相談が寄せられている件数が6件分、まだ工事が着手されていない分ですけれども6件分ございまして、それぞれ満額までは工事を予定していない方もおられます。その規模はまちまちですけれども、コンクリートスロープの工事ですとか手すりの工事、それから、部屋を二部屋だったものを一部屋にする工事等になります。

介護保険の住宅改修の給付制度もございまして、そちらをまずは給付させていただいて、補えない分を活用していくという方向でございまして。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

8番、太田議員。

8番（太田 篤己） 8番、太田です。

8ページの財産管理費、これについて、その村バスのリースを解約して村バスを備品として購入するということになっているわけですけれども、この辺の経緯といいますけど、どういふことからこういう形にしたのか、また、その検討内容について教えていただければと思います。お願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、今回リース契約から購入まで変更した理由ということでございます。

まず、このリース契約の中に、第三者に転貸することができないという契約になってございます。現在、村バスを使用する方につきましては、村事業はもちろん利用できるんですが、関係する団体の皆さんにもバスの利用を認めておるところがございまして。こちらの団体等に今のリース契約だとお貸しできないということがございまして、利便性が著しく低下してしまうということもございまして。

村バスにつきましても、多くの利用も必要であろうというところもございまして、今まで認めてきております各種団体の皆さんにつきましては、今後も購入することによりまして、この転貸禁止のリース契約は必要なくなりますので、村のバスとしてお貸ししていくというふうなことで、今回、購入のほうにさせていただいたという経過でございまして。

以上です。

議長（笹沼 美保） 8番、太田議員。

8番（太田 篤己） 今のお話の中にありました各種団体、村内の団体ということですが、従来そういった使っていた団体ということ、それ以外にもこれからそういったものを借りたいというところも出てくるような気がしますが、その辺の団体の範囲といいますか、どういったところなら貸し出せる、または出せないというその辺のちょっと

区分と申しますか、あればちょっと教えていただきたいんですが。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） 今の利用している団体等につきましては、村バスの使用管理規程が村にはございます。その中で、行政運営上、村長が必要と認めた場合は使用をできるということになっております。

こちらにつきましては、今まで実際に使われてきております例えば地区社協ですとか各地区の営農組合ですとか、そういった村の村政運営に携わる団体の皆さん、それから、御協力いただいている各地区で運営をしているような団体の皆さんということで、細かい規定まではございませんが、そういった団体に使用を認めてきております。

これにつきましても、村事業を基本的には優先として考えていきたいというところもございますので、あんまり範囲を広げてしまうと、今度村事業で使えないというようなところもございますので、今まで使用している団体、基本的にはそちらの団体に使用を認めるということで、今後、新たな団体でそういった団体が出てきた場合には、これが行政運営上必要なかどうかというところも判断しながらということになるかと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案第9号「令和7年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第9号「令和7年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定により、所要の補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,802万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,732万4,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） それでは、議案第9号について細部説明を申し上げます。

初めに、予算書6ページを御覧いただき、歳入から説明をいたします。

6款県出支金、1項1目介護給付費負担金でございますが、これは、昨年度中の介護給付費に対する県からの交付金について、清算に伴い差額分が交付されるものでございます。

続きまして、14款繰越金でございますが、前年度決算による繰越金の確定見込みによりまして増額するものでございます。

歳入については以上となります。

続いて、7ページの歳出となります。

2款保険給付費、1目介護サービス等諸費ですが、これは、歳入で説明いたしました県支出金の介護給付費への充当を示しています。

1項1目償還金、1382償還金利子等国庫支出金等過年度分精算金ですが、これは、昨年度中の介護給付費に対する国支払基金からの交付金について、また、加えまして、地域支援事業に対する国・県支払基金からの交付金につきまして、清算に伴い差額を返還するものでございます。

続きまして、9款1項1目予備費、1399予備費でございますが、歳入歳出調整を行い増額するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第10号「令和7年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第10号「令和7年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定等により所要の補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,299万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,944万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武島健康医療課長。

健康医療課長（武島 亮子） 議案第10号について細部説明を申し上げます。

初めに歳入から説明をいたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は、この後、歳出で説明いたしますが、療養費の増加に伴い増額とするものでございます。

9款1項2目繰越金でございますが、令和6年度の決算確定によるものでございます。

お進みいただき、7ページからの歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費の3目一般被保険者療養費ですが、今年度は、特に治療用器具や資格喪失後の医療費の1件当たりの給付額が高額になる方が多く、不足が見込まれますので、増額するものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金は、県から示されました決定額について当初の試算額より過不足がございましたので、1項1目一般被保険者医療給付費分は増額、2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は増額、3項1目介護納付金分は減額をそれぞれするものでござ

います。

続いて、8ページの2枠目の10款予備費でございますが、歳入歳出調整を行い、増額するものでございます。

以上で細部説明といたします。

議長（笹沼 美保） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第11号「令和7年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第11号「令和7年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定等により、所要の補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ15万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,166万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武島健康医療課長。

健康医療課長（武島 亮子） 議案第11号について、細部説明を申し上げます。

歳入から説明をいたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

4款1項1目繰越金でございますが、令和6年度決算確定によるものでございます。

続いて、7ページの歳出でございます。

4款予備費でございますが、歳入歳出調整を行い、繰越金と同じ額を増額するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午前11時26分

議 事 日 程 (第2号)

令和7年9月16日(火曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(質問順位第1番から)

3番 原 源 次

7番 百 瀬 輝 和

6番 山 崎 文 直

4番 三 澤 澄 子

9番 唐 澤 由 江

1番 西 森 一 博

○出席議員（10名）

1番	西	森	一	博	7番	百	瀬	輝	和
2番	都	志	今	朝一	8番	太	田	篤	己
3番	原		源	次	9番	唐	澤	由	江
4番	三	澤	澄	子	10番	笹	沼	美	保
6番	百	瀬	輝	和					

○欠席議員（1名）

5番 加藤泰久

○説明のため出席した者

村長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子
副村長	田	中	俊	彦	福祉課長	山	崎		一
教育長	清	水	閣	成	こども課長	武	井	香	織
総務課長	清	水	勝	宏	産業課長	有	賀	正	浩
危機管理課長	宮	下	裕	司	観光森林課長	有	賀	仁	志
地域づくり推進課長	高	橋	里	江	建設水道課長	武	井		厚
会計管理者	城	取	晴	美	教育次長	藤	澤		勇
財務課長	市	川	美	保	代表監査委員	加	藤		篤
住民環境課長	唐	澤		大	農業委員会長	唐	澤	喜	廣

○職務のため出席した者

議会事務局長	高	木	謙	治
議会事務局次長	日	戸	崇	志

## 会議のてんまつ

令和7年9月16日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） おはようございます。お疲れさまです。

会議に入る前に御報告をいたします。5番、加藤泰久議員から、病気療養のため欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

3番、原源次議員。

3番（原 源次） おはようございます。議席番号3番、原源次です。通告のように、農業の課題と活性化について幾つかの質問をします。答弁をお願いします。

今年は夏は酷暑で、それが今、秋雨前線による線状降水帯によるゲリラ雷雨ということで、農産物の収量に影響するのではないかと懸念しております。それから、先日は静岡県牧之原で最大風速というようなことで、えらい被害に遭われたということでもあります。お見舞い申し上げます。

それでは質問します。

気候変動による極端な高温や干ばつ、線状降水帯による豪雨などで食料供給に影響が出てきています。価格が急騰する品目もあり、安定して生産できる保証はない。反面、安を求めて輸入を増やす傾向が高まる中、消費者に正しく現実を発信し、安定的な自給率向上のためには、国内生産と消費につなげていけばいいと思います。

自給率向上のためには、日本のカロリーベースでの食料自給率は40%を下回る危うい状況が続いています。JAグループの国消国産運動でも気候変動によるリスクを消費者に発信し、農業への理解を促し、国産を選んで食べることが農業と農村を守り受給率を向上させ、食料安全保障の確保につながることを訴えていくとあります。

南箕輪村の傾斜地の農業は、農業生産を行う場所としての機能のほか、土の流出を防ぐ、土砂崩れを防ぐ、水資源を蓄える機能などがあるなど、多面的な機能を持っています。傾斜地であり、10アール規模の農地が多いことから、農業としての生産量や物流の効率性に不利な点が多いのは課題です。

今年も異常気象と言われながら、村の大地にも黄金色に輝くいつものような喜びに満ちた収穫時期を迎えることができます。いつもと違い、今年は主食の米が不足し、価格は上昇し、政府は備蓄米を放出することになりました。今年の米価はJAの買取り価格概算金が2万

8,240円と高額で、稲作農業者にとってはうれしい限りですが、消費者にしてみれば、米価が今年同様に高価格で推移しそうです。米離れを助長してしまうのが心配です。

そこで質問します。農家基本台帳への記入欄で、売りたい、貸したいとの意向調査区分があるが、この調査結果から、村内農家の実態または傾向はどうかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

唐澤農業委員会長。

農業委員長（唐澤 喜廣） 改めておはようございます。農業委員会の唐澤です。

先ほど、原議員から、農地基本台帳の記入欄に売りたい、貸したいという意向の区分があるんですけども、調査結果から県内の農家の実態はどうかと、こういう御質問をいただきましたけれども、農業委員会としての見解を申し上げます。

農地基本台帳については、毎年1回提出を求めているわけですが、筆ベース、筆といいますのは圃場の数でございます、大きい圃場から小さい圃場まで混在しているわけですが、調査対象農地は1万300筆でございます。そのうち、売りたい、貸したいと、こういう意向がある筆数は1,062筆でございます、パーセントは10.3%と、こういう数字になるわけでございます。

内訳でございますけれども、売りたいという意向の筆数は815筆の7.9%、貸したいという筆数は247筆の2.4%でした。また、形態ベース、形態といいますのは、農地所有の個人なり法人でございますけれども、この形態ベースでございます、全2,095形態のうち意向の記入があった形態でございますけれども、300形態の14.3%でございます。

内訳といたしましては、売りたいが241形態の11.5%、貸したいが59形態の28%でございます。なお、この回答率でございますけれども、78%という数字でございますので、実態はこれより多いのではないかとこのように考えているところでございます。

この中で、先ほど申し上げました数字でございますけれども、形態ベースの意向が筆数ベースの意向よりも4ポイントほど高いということでございますので、この数値から見ますと、こんなことが想定されるのではないかなとこんなふうに考えているところでございまして、特にその多様な農家、規模の小さい生産者でございますけれども、この方々がリタイヤ、農地の処分等を検討しているのではないかなと、こんなふうに予想しているところでございます。

また、少し話は離れますけれども、8月に実施をした農地パトロールの結果でございます。速報値でございますけれども、昨年は6.5ヘクタール強の遊休農地でございますけれども、今年度は、残念ながら1ヘクタールほど増えるのではないかなと、こんな予測値の状況でございます、やっぱりこの背景も先ほど申し上げましたけれども、多様な農家が関連しているのではないかなとこんなふうに思っているところでございます。

現在、先ほど申し上げましたように、農業従事者なり農業の担い手が減少している状況にありますけれども、いろんな事情があるんだろうと思います。跡取りが遠くへ行っているという場合とか、跡取りは近くにいるんですけども、農業をどうも引き継がないと。いろんな事情から、これ以上農地の維持管理ができないということで、農業委員会に対しまして、売りたい、貸したいという要望が年々多くなっているのが現実でございます。

こういう状況の中で、農業委員会といたしましては農地パトロール、それぞれ担当地区を決めてございますので、担当地区の見回りや農地の所有者、それから耕作者への意向確認な

ど、農地利用の最適化活動を積極的に推進をしまいいりまして、もちろん地域計画もごさいますので、地域計画とも関連づける中で、地元の中心的担い手にまず農地集積を積極的に推進をいたしまして、併せて新規就農者を積極的に受け入れてまいいりまして、農業の振興に努めてまいいりたいとこんなふうを考えているところでございます。

以上、原議員への農業委員会の考え方といたします。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 原議員。

3 番（原 源次） 耕作放棄地、荒廃農地、パトロールしているようでありますが、若干ですが、年々増加しているように思われます。耕作されていない土地が増加すれば、先ほど言ったように景観上もあまりよくないし、それから、このようなことはあまりよくないと思います。ぜひこのようなことがないように望みます。

次に行きます。

2000年頃から農業の高齢化が叫ばれていました。その世代から引き続くことにより、高齢というよりは老齢となっております。農業の高齢化の原因として挙げられるのは、後継者・担い手不足です。

高齢と言われる農家の労働の統計として、農業就業人口のうち65歳以上が占める割合は、2020年で69.6%から、2024年昨年ですが、71.7%へと上昇しております。確実に高齢化が進んでおります。高齢の年代の人がいる農家では、全体の7割が農作業を自分が中心となって切り盛りしていると言われております。後継者がいないということもあり、作業中による農業機械事故も増えているという現状です。

また、農業を始めるには初期費用がかかる、季節によって労働力量が変わる、肉体的な負荷が大きい、収穫量は天候に左右される、収入が不安定など、様々な問題があります。

そこで質問します。

担い手、後継者不足と言われて久しいが、村として問題解決に今後取り組む方策はあるかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号3番、原議員の質問にお答えをいたします。

担い手・後継者不足と言われて久しいが、村として今後取り組む方法はあるかという御質問をいただいております。

まず、現状であります。全国的な動向と同様に、本村におきましても、先ほど農業委員会の会長からもありましたが、産業課窓口へ「農地の維持管理が難しい」、また、「借受け手を紹介してほしい」といった御相談、こちらは増加傾向にございます。一方で、会社員等からの転身や家業の承継による就農を希望される方からの御相談も、ここ数年は1年間の平均でおおむね5件ほど頂戴しております。

そういった中、認定新規就農者は令和5年度が1夫婦、令和6年度が3夫婦、令和7年度は3夫婦に加えて単身1名であり、着実に芽が育ちつつある状況と捉えることもできます。

これまでの、そして今後の取組として、まずは現在もそうですが、村の独自の補助制度、こちらは設けておりません。今後どうするかというところは検討事項でございます。その他、農業委員会と連携した個別相談の実施、JAのインターン研修、県の里親研修、国の新規就農者向け各種支援制度の御案内を今後も行っていまいります。

あわせて、就農希望の内容を整理する「新規就農相談カード」を作成し、本人の同意の下でJAや長野県農業農村支援センター等とこのカードをつくって情報共有の円滑化を図り、希望に沿った就農につながるよう体制を整えてまいりたいと考えています。

引き続き、関係機関と緊密に連携し、相談から就農、また、定着までの支援に努めてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 原議員。

3 番（原 源次） 2025年度の日本の最低賃金は全ての都道府県で時給1,000円を超え、10月から適用されます。農業新聞によると、稲作農家の時給換算では2021年と2022年は僅か10円だと言われていますが、近頃米価は上がったとはいえ、農業で暮らす生活に先は見えません。令和の百姓一揆代表の菅野さんは、消費者に食と農と命が危ないと訴えているということでもあります。

それでは、次に行きます。

そのような状況下で、今年、地区懇談会が開かれました。地域農業が持続的に発展していくために、10年後、地域の農業をどんな農業にしていくか、農地の在り方や誰がどのように利用するか明確にする計画を話し合い、地域の方向を明らかにし、どのような農業を目指すか、担い手確保、基盤整備等の方針など中期農業を守り、発展させることを目的に開催されました。

そこで質問です。

各地区で10年後の地域農業の在り方等が話されたが、その結果は。また、内容はどうかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 10年後の地域農業の在り方等が話されたが、その結果は。内容はという御質問でございます。

今年度と通告いただいておりますが、実際行われましたのは昨年度となりますので、昨年度の内容としてお答えをさせていただきます。

令和6年6月の沢尻地区を皮切りに、9月末の大芝地区まで9地区に分けて懇談会を開催し、各地区公民館及び南箕輪村役場にて、延べ228名の農業者、また関係者の皆様に御出席をいただきました。これは、令和6年度内に策定が必要であった地域計画に、地域の農業における問題点や課題、そして、課題解消のためのアイデアを地域主体の話し合いで取りまとめ、反映するために実施をしたものでございます。

各地区での議論を通じて共通して挙げられた主な課題ではありますが、一つは高齢化、人手不足、草刈り等維持管理の負担、そして、所得の伸び悩みが挙げられました。要因といたしましては、収入の不安定さ・低所得化、肉体労働による負担の大きさ、分散圃場による非効率などが指摘されております。

一方、懇談会の中で解決に向けた具体的なアイデアとして挙げられましたのは、草刈り省力化に資する技術・機械の導入、村による農業機械貸出制度の検討、農業・水路・圃場の小規模改良や団地化の推進、スマート農業の導入・拡大等が示されたところでございます。これらの課題、また方策については地域計画の記載事項として整理済みであり、地域の皆様の

思いを受け止め、村としても関係機関と協議し、実行可能なものから着実に進めていきたいと考えています。

さて、本地域計画は昨年度の話合いで全て完結するものではございません。とりわけ、全国的にも「10年後の耕作未定農地が5割超」との報道があるなど、喫緊の課題であることは共通認識でございます。本村においても、昨年度の段階では、「10年後は見通しが立たない」という意見が多く寄せられたところ です。

そこで、今年も引き続き農業委員会と連携し、継続してこの地域計画の話合いを進めます。

その際、地区ごとの将来耕作者の見える化、出し手・受け手や作業受委託・機械共同利用のマッチング、草刈り・用排水等の負担軽減策の標準化、進捗指標の定点把握といった観点を取り入れ、地域で「10年後の農地をどう守り、誰が担うか」を具体的に考え、合意形成を図る機運を高めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 原議員。

3 番（原 源次） 私も参加させていただきましたが、その中で、多くの方が10年後でなくて、近い将来、このまま耕作できるかなということが心配になりました。やっぱり南箕輪村の農業がどうにかして発展していけばいいかなと感じました。

次に行きます。

今、農業も近代化の方策の波が多方面で進められています。今までのような耕作をしていれば、先ほど述べましたが、時給も上がらず、肉体的な負荷が大きかったり、大変な作業です。農地の基盤整備や集積はこれにより、大型機械導入などによるスマート農業は可能となり、作業の効率化や生産性や農業規模の拡大、労働時間の短縮、コスト削減などの効果があります。これらをするのには莫大な費用がかかり、1農家ではとても不可能であります。国・村が先頭に立たなければどうにもならないと思います。

そこで質問ですが、農業労働省力化のため、生産性、農家所得の向上のためにも圃場の集約、機械化等が叫ばれていますが、初期費用が多くかかるため、国・県・村等補助事業導入など、有利な取組方法はないかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 圃場の集約、機械化等が叫ばれているが、補助事業導入など、有利な方法はないかという御質問でございます。

まず、現状であります。個人が行う圃場整備に対する村独自の補助制度は設けておりません。最も、県の農業開発公社が関与する農地中間管理事業を活用した場合、要件を満たせば、圃場整備に対する補助を受けることはできます。

現在、久保地区では、同事業の貸付要件を踏まえた圃場整備の検討機運が高まっており、村としても、必要に応じて県等からの最新情報を収集し、地域への的確な情報提供と手続面の支援に努めてまいりたいと考えております。

圃場の集約化・効率化について申し上げます。

西天の水田地域では1筆当たり約10アールの区画が多く、機械の大型化が進む中で、作業効率が上がりにくいという実情がございます。区画拡大や形状の整理といった圃場整備を進めることが、生産性向上と労力軽減に直結いたします。そのため、地域の合意形成をまずは

大切にしながらであります。農地中間管理事業の活用も視野に、段階的な取組を後押ししてまいりたいと思います。

次に、機械・施設導入支援について申し上げます。

従来、国や県が実施している補助事業は大規模農家や農業生産法人が主な対象でありまして、個人経営の農業者にとっては、資金調達の負担が大きいという課題がございました。

そこで、村では令和7年度から、今年度から、村単独費によります担い手農業者農業機械等導入補助金事業を創設をいたしました。地域の模範的農業者である認定農業者を対象に、15万円以上の導入経費に対し3割、上限30万円を補助することとしております。今年、申請期間でありました7月末までに11事業体から総額263万4,000円分の申請があり、8月上旬には交付決定を行いました。

申請のありました主な機器・資材であります。草刈り用モア、根菜掘り機、ビニールハウス屋根資材、肥料散布機、除草機などで、現場の省力化・効率化に直結する内容でございます。執行状況であります。予算ベースで約9割と、ニーズを的確に捉えた制度設計であったと受け止めております。

最後に、今後の方向性でございます。

まずは、本年度創設した機械等導入補助を着実に運用し、費用対効果、導入後の作業時間短縮や維持管理負担軽減の実績を検証してまいります。その結果を踏まえまして、来年度以降、対象者や上限額、こちらの見直しを含め、制度のさらなる改善を進めていきたいと思っております。

また、さきに述べました圃場整備につきましては、久保地区をはじめ、機運の高い地域での合意形成への支援、制度情報の提供、関係機関との調整を進めまして、農道・用排水・区画整理等の小規模改良も含め、実行可能な手だてから、繰り返しになりますが、段階的に取り組んでまいります。

引き続き、農業委員会、JA、県関係機関と緊密に連携し、圃場の集約・整備と機械導入の両輪で省力化・収益性向上を後押しすることで、担い手の定着と地域農業の持続可能性の確保に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

議長（笹沼 美保） 原議員。

3番（原 源次） 将来、後継者・担い手が増え、食料の安定供給や農業構造の改善のため、ぜひよい手だてがあればと思います。よろしく申し上げます。

先ほど来、高齢化とか人手不足と言っておりますが、次に行きます。

農家の高齢化や人手不足など課題が深刻する中、現状では、南箕輪村の農業を守っていくには、どうしても農事組合法人まっくんファームが必要です。他の農家に依頼した農地がもう対応できないと突然返却されて困った農家。そこで、まっくんファームにお願いに来るそうです。まっくんファームでも高齢化・人手不足などで対応に困っているようであります。

それで質問です。

困ったときのまっくんファームだが、高齢化、作業不足等、対応が難しくなっている。村としてまっくんファームが順調に運営できるよう、持続可能な支援方法は。お聞きします。よろしく申し上げます。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） まっくんファームの持続可能な運営の支援に関する御質問でございます。

農事組合法人まっくんファームは、平成23年の法人化以来、地域農業の受皿として期待を一身に担い、年々その役割は大きくなっていると感じています。現在、組合員は約550人、役員5名、事務局1名の体制で、農地の借受けや作業受託を中心に、風の村米だよりをはじめとした水稻・麦・大豆・そばの作付、播種・防除・収穫等の一連の作業を通年で担っていただいております。

繁忙期には、限られた人員で作業をやり切る御苦労も承知しております。しかしながら、本村の水田地帯を支える不可欠な基幹的な担い手であることは確かでございます。そのような中、村としては、これまで法人運営費、そして、機械購入費に対する補助を長年実施をしております。

今後につきましては、まっくんファームの皆様と意見交換を直接交わしながら、支援方法の具体化をさらに進めていく必要があると感じています。とりわけ課題となっております人的支援、こちらを軸に実効性のある支援を立案できるよう、担当課では取り組んでまいりたい意向でございます。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 原議員。

3 番（原 源次） 村の農業を維持していくためには、こうした組合組織があると心強いです。景観上や多面的機能を備えている水田をぜひ残していきたいものであります。

次に行きます。

小学生が栽培・飼育など農業体験することで、食への感謝、自然への理解、体力の向上、そして、育てる、収穫するという経験を通して食べ物を大事にする意識を育む。農業の難しさや働くことの重要性を学ぶとともに、社会性を育むなど、よいことだと思います。今は機械化が進んで、実際に子どもが手を出すことが少なくなってきました。

そこで、以前、小学校で稲作栽培体験学習を実施していましたが、3年くらい前になくなってしまったが、その理由、また、今後はどうするかお聞きします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 農業の課題と活性化についてということで、以前、小学校で稲作栽培体験学習を実施していましたが、3年ぐらいい前になくなったというその理由、今後はについてお答えします。

この連休の中で、近くの田んぼで家族ではげかけをしている、そんな光景が目には飛び込んできました。すごくいいなってそんな思いをしながら、今、議員さんの御質問を受けています。

お話のように、南箕輪小学校では3年前まで同僚議員さんの田んぼをお借りし、原議員さん、そして複数の議員さん、地域の方の支援をいただき、5年生が稲作栽培、モチ米だったと思いますが、行ってきました。南部小学校では今年度も稲作栽培に取り組み、5年生が田植を5月に終えております。

稲作栽培なんですけれども、学習指導要領に規定されてはいない学習ですが、学校におい

ては総合的な学習の時間、南部小学校はトレジャータイムと呼んでいます。その活動の中で稲作栽培を選択する学年・学級があれば実施の方向ですが、現在は希望がない状況です。

稲作栽培ですが、規模にもよるんですけども、子どもたちと担任だけで栽培することには難しさがあるかなというふうに思っております。田起こしから始まって機械の使用を含め、地域の方、保護者の方の協力・支援が欠かせないというふうに考えております。

学校では、子どもたちが自ら問いを見つけ追求したり、失敗から学んだり、最後まで自分の力でやり遂げる主体的・継続的な学習を営んでおり、日常的に米づくり、水の管理、あぜ草刈り等々、いろいろ稲作に関わっては作業状況あるいは管理状況があるわけですが、稲作への関わりを日常的に持つことには難しさがあると考えております。

南箕輪小学校で5年生が稲作を断念したのは、そのような背景とともに、5学年4クラス、5クラスでやってきたんですけども、各学級での探求の時間を大事にしようということで、クラスの学習の展開、それを大事にしているということでもあります。

今後についてなんですけど、近年、バケツ稲を含め、稲作を取りやめる学校が増えてきている現状が上伊那の中にもございます。稲作の奥深さ、苦労を実感したり、社会科、理科、家庭科等、教科横断的な学びとなる活動にどう位置づくか、そこが課題かなというふうに考えているところであります。よろしくお願ひします。

議長（笹沼 美保） 原議員。

3 番（原 源次） ちょっと余談ですが、昨日、私も孫と大根のまき付けをしました。孫がやりたいというだけでやりましたが、親としては心配で、この穴に2つずつ入れろと言ったやつがやっぱりそうもいかず、幾つ入っているか分かりませんが、入っていないところもあると思いますが、育ったときに見てみれば分かるだろうというようなことでやりましたけれども、またそういう経験が実を結ぶんじゃないかなと思います。

それで、今年度、村から中小規模の農家に補助金が出ました。こういうようなことをやっていただきまして、ぜひ村内の農業を盛り上げていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（笹沼 美保） これで、3番、原源次議員の質問を終わります。

ただいまから9時45分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時45分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、百瀬輝和議員。

7 番（百瀬 輝和） 議席番号7番、百瀬輝和です。

私たちは今、社会の至るところに分断が広がっている現状を突きつけられています。世界に目を向けても、極端な主張が支持を集め、排外的な言動が目立ちます。見通しの利かない時代だと言われてます。単語の変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取ってVUCAって書くんですが、VUCAの時代と言われてます。かと言って、先をおそれ、歩みを止め、何もしなければ社会は停滞してしまいます。企業や自治体、学校や地域社会など、あらゆる組織・団体が進むべき道を模索しています。こうした答えのない時代だからこそ、原点に立ち返り、新しい価値をつくり出す挑戦が求められているのではないのでしょうか。そ

うした思いから質問をさせていただきます。

最初に、児童生徒に対する性暴力等防止等の取組について伺います。

教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が令和3年に成立しています。これは、令和3年3月に与党わいせつ教員根絶立法検討ワーキングチームが立ち上げられて立案され、同年5月、衆参両院ともに全会一致で可決されております。同年6月4日に公布、令和4年4月1日より施行されております。この法律は議員立法の法律です。国会議員にあるお子さんを持つ親から相談を受けて、こういう形が、流れができたと聞いております。

本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教員・職員等が、児童生徒等に対し、魂の殺人とも言われる性暴力等を行い、当該児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い心理的外傷や心身に対する重大な影響を与える行為は断じてあってはならないことであることは言うまでもありません。しかしながら、児童生徒性暴力等に当たる行為による懲戒処分を受ける教職員は後を絶たない現状があり、教師という権威と信頼を悪用して、被害を受けた児童生徒が自分の被害に気づかないように性暴力に至ったケースなど、人として到底許されない事件も見受けられるなど、事態は極めて深刻な状況であります。

社会の宝である子どもを教員・職員等による性暴力から守り抜くことは、学校関係者だけでなく全ての大人の責務であり、社会全体に課せられた課題でもあります。

そのために、教員・職員はもとより、学校、教育委員会、警察、地方公共団体等の関係者は法の基本理念を十分に理解して、児童生徒を犠牲者にさせないという断固たる決意で、あらゆる角度から実効性のある対策を講じていく必要があります。

そこで、教師の服務規律の確保について伺います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号7番、百瀬輝和議員、児童生徒に対する性暴力等防止の取組をについてお答えします。その中で、服務規律確保の徹底でございます。

服務規律徹底に向けてでございますが、県教委の指示、これが校長会、郡で言うと上伊那の校長会、それから県教委と市町村教育委員会連絡協議会、私とそれから職務代理者さんが一緒に出ていますが、出席してということで、県教委からの指示を受けていると。特に市町村教委連絡協議会では、県教委からの指示というのをもちろん大事にしながらですが、本当にこれでいいのかと。非違行為についてですが、そんな懇談といたしまししょうか、意見交換もさせていただきます、今に至っております。

重ねますが、県教委や郡校長会、それから村教委の指示に基づき、各学校では、職員会議や職員連絡会で一人一人の職員に周知徹底を図ってきておるところでございます。

3校共通してでございますが、4月当初職員会議で、服務規律について全職員で確認を行っております。性暴力につきましては、県教委から出されています性暴力防止チェックシートに記入し、防止の徹底に努めております。

年度当初に職員一人一人が誓いを自筆で書くんですけども、それを毎月確認している、あるいは毎学期確認している、そんな状況もございます。また、中学校では非行為防止委員会が動いていて、日常的な取組を行っているところでございます。よろしくお願ひします。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 地方公務員法で宣誓書を書くという。あと、教育基本法をまた基

に倫理的な自覚を促す目的とルールだと思います。

現在、南箕輪村ではこういう事例は起こっていないわけですが、教員も人間です。一人一人個性も違い、いろいろな癖を持っているわけです。教員になったときの初心を忘れない体制づくりが欠かせないと考えます。

教員性暴力等防止法及び基本指針を確認する機会として、先ほど3校職員会議でというお話がありましたが、それとは別に、また新たにその法律がそれを行っちゃったらどうなるのかっていう、罰としてこういうふうになってしまいますよっていうような、それも教員として知っていくべきだと思います。

それを含めた研修会等が必要だと考えますが、その研修会の実施状況はどんなふうかお聞きしたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 県に懲戒委員会というのがありまして、私も出たことがありますけれども、非常にこうなるとこうなると、その懲戒の指針といたしまして、それは村の中でもあるというのは承知ですけれども、県教委あるいは教員の中でも、その懲戒の指針を大事にしながらの営みがありますが、防止のための研修の実施について端的にお伝えします。

性暴力を含む非違行為の中には、セクハラ、体罰、それからスピード違反等々あるわけですが、その防止について、各校では県教委に研修の年間計画を出しています。計画に沿いながら、毎月、先ほど申し上げましたけれども、全職員で職員会議など連絡会等々もございしますが、中で研修を実施し、防止に取り組んでいます。

本村では新規採用者が毎年数名いますが、新規採用者は採用面接時の確認、2次面接等でも確認がなされています。また、採用前の事前研修、4月を迎える前に事前研修が行われますが、その研修においても実施がされています。

研修の取組として、うんとこれが大事だなというふうには、単なる校長からの指示とか伝達にならない、それが一番大事というのは、自分たち一人一人が自分事として考えていく。職員同士の対話が深まるような演習あるいはグループでの話し合いなども取り入れながら、同僚性の中で本当に自分事として考えていく。そこを大事に研修が営まれています。

また、ニュース等で本当に切ないニュースがこここのところあるわけですが、話題になっている事案や校内で気になる事案があれば、教務会、学年主任会、職員連絡会で随時話題にしたり、掲示板で共有する状況があります。

また、何かあれば私のほうでも連絡を受けますので、相談に乗る、そんな体制も整えてございます。よろしく申し上げます。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 子ども・若者の性被害の状況が、内閣府男女共同参画局の調査では、16歳から24歳まででは4人に1人が何らかの性暴力被害に遭っている実態が報告されております。また、12歳までの認知件数は、2018年と比べて1.4倍以上になっていると報告されております。

国でも、令和5年度から令和7年度まで、さらなる集中強化期間として取組を強化しております。発達段階での命の安全教育の取組や広報啓発活動、デジタル社会への対応など、様々な今、社会は目まぐるしく動いておりますので、村として、未然防止のための取組をどの

ように検討して行っているかも含めて伺いたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 後の議員の御質問とも重なるんですけども、保健室等を相談窓口として、いつでも児童、保護者、それから職員が相談できるようにしています。

具体の被害の未然防止の取組についてなんですが、先ほど申し上げた継続的な研修の実施、職員会議、職員連絡会などの注意喚起も必要ですが、先ほども言葉を用いましたが、同僚性がとても大事というふうに考えております。教員同士の関係が開かれており、互いに声をかけ合うことを通しながら未然防止に取り組んでいるところでございます。

児童の性被害防止についてなんですけれども、児童の写真を撮る際、個人のスマホでの撮影を禁じ、学校のデジカメや登録済みの個人のカメラ、デジカメで撮影。撮影したデータというのは速やかにサーバーに移動する。カメラに残さない、そんな状況もでございます。中学校でも同様に学校デジカメを活用し、サーバーに保存しています。

南箕輪小学校ですが、スマホ・デジカメの数がなかなか整っていないくて、もちろん慎重にしているんですけど、今後、私用スマホの禁止や公用デジカメの扱いなど、使用ルールを現在検討しているというふうに教頭から聞いているところでございます。

SNS等、いわゆるネット社会における未然防止は、議員のお話のように、非常に大きな課題というふうに考えます。メディアリテラシーに関しては、小中学校とも学校における日々の授業で、また、中学校では、講師による「上手に使おうよ、でもうんとリスクはあるよ」と、そういうことに基づきながらの講演会を行ってきています。今まで以上に大事にしていくことが望まれます。

また、家庭におけるメディアリテラシーの指導、家庭教育の中での在り方が大事かなというふうに思っております。スマホ等を購入するのは御家庭であります。使用時間を含め、セキュリティ、モラル面等、家庭教育の在り方が今後ますます問われるというふうに、そんなことも思っております。

トラブル対応を含め、家庭力の向上、PTAと今の子どもの置かれている状況の共有、何を大事にしていくかなどなど、今後も共に考えていく必要があるというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 本当に、取組としてどこまでやっていいのかっていうのはない取組だと思います。

こども家庭庁は、今月12日に子どもと接する業務に就く人の性犯罪歴を確認する新制度、日本版DBSの運用に向けた中間取りまとめの案を示しました。これは同法律に附帯決議されたもので、教員・職員のみならず、児童生徒等と日常的に接する職種に就く場合に、採用する側が性犯罪の前科がないことの証明を求める仕組みを検討し、進めていくという内容になっていますが、令和4年の児童福祉法等の一部改正する法律においても、保育士についても欠格事由の期間の伸長をされたほか、教員・職員と同様に法律が設けられております。

子どもが被害に遭わない、未然に防止する仕組みづくりが必要です。村としてしっかりと、だから、中学の地域クラブの指導者についても対象になるし、放課後児童クラブの職員もそういう同様になるということです。ただ、村全体でこの未然に防止していく取組が必要だと

ということで、私からは、1問目はそういうことで質問させていただきました。

次に、子どもたちの安全を守る取組について伺います。

全国で、子どもたちが登下校中に犯罪被害に遭うケースが見られます。被害の多くは、子どもたちだけで行動しているときや人目が少ない状況で発生しております。こうした犯罪被害を減らすために、地域全体で登下校中の子どもたちの見守り活動を行うことが欠かせません。

一方で、見守り活動を含めた防犯ボランティア活動者数は、近年減少しております。登下校の見守り活動は、学校を中心に保護者、PTA、地域住民、行政、警察、民間企業、地域の各種団体等が一致団結して、連携・協働して地域ぐるみで取り組むことが重要であると考えます。一人一人ができる範囲で子どもたちや地域に目を向け、見守り活動を実施することが犯罪や事故が起きにくい環境をつくることにつながっていきます。

そこで質問ですが、スクールガードやスクールガードリーダーの現状と今後の対策について伺いたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 子どもの安全を見守る、子どもたち全体、一人一人の安全を見守る取組をとということで、本当に地域の方々、見守り隊を含め、お力をいただいているというふうに受け止めております。

スクールガード、スクールガードリーダーの現状ということでお答えいたします。

スクールガードとは、小中学校の児童生徒の通学路とその周辺の巡回や登下校時の見守り等を行う無償のボランティアで、スクールガードリーダーは、教育委員会が委嘱した防犯の専門家、主に警察官OBの方が中心になるかなというふうに思いますが、防犯の知識のある方で構成され、主な任務としては、各学校の警備のポイントの指摘、定期的に各学校を巡回した上での安全体制の評価・指導・助言、また不審者対応、それから、通学路における危険な場所の問題点について指導をいただいている、指導する、そういう方というふうに思います。

村の現状といたしましょうか、長野県ではスクールガードということではなく、スクールサポーターとして警察、県警さんのOBの方が動いています。長野県警察スクールサポーター運用要綱を警察では制定し、学校との連携を強化して、少年の非行防止、安全対策の推進に動かれています。私もその方とお行き会いしていますけれども、村の安心・安全、子どもの安心・安全のためにお力をいただいた、そんな経緯もございます。

スクールサポーターですが、学校との連携の強化です。学校からの申請を受け、例えば南部小学校では、1、2年生の防犯教室でプロの視線・目線で助言をいただいたり、6年生でネットモラルについてお話をいただいたりしてきています。

学校で行われる不審者対応訓練、実際に想定しながら、職員がもう警察にすぐ連絡、110番通報、そのところから見ていただいたりしながら助言をいただいていること、それから子どもの見守り、子どもを守る安心の家、今、地域の中に見守り、子どもを守る安心の家、雷鳥ポリスさんが入っている表示がございますが、そちらの設置等を主な活動とし、子どもたちの登下校、時には実際の巡回などを行っていただいているスクールサポーターでございます。

今後の対応についてなんですが、地域ぐるみの取組として、見守りボランティアの方、南箕輪小学校では桜香丘応援隊、南部小学校ではフクロウの会の皆さん、見守りをいただいていますけれども、スクールサポーターと学校との連携において、校長・教頭もスクールサポーターの存在については重々承知していますので、子どもたちの非行防止、安全対策の推進に引き続き御助言、お力をいただきたい、そういうふうに思っております。

スクールガードリーダー、あるいはスクールガードということではなく、スクールサポーターとしてということで、プロの立場での力をいただくということでございます。

また、危険箇所点検なんですけれども、御存じのように、各小学校から上げられたものを通学路交通安全推進協議会が関係者と現地確認し、対策を協議し、PDCAサイクルを回しながら安全対策を実施しております。

ボランティアの方々、あるいは協議会の組織などの動きを有効に機能させながら、子どもたちの安心・安全な登下校、あるいは学校生活を確保していきたい、そういうふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 危険箇所の今、話がありましたが、私は危険箇所の点検というのはやはり大事な取組だと思います。

ただ、その中で、危険だけじゃなくて、村にはこんな良いところもあるんだよっていう、通学路の中で歩いて行かない子どもが今、増えていますので、私も車を運転して出歩くことが多いんですが、たまに歩いてみると、新しい発見があるんですね。こんなところにこんな良いところがあるよ。ここは危険だけれども、良いところがあるよという、良いところを探しているのも私は必要なのかなって思います。

南箕輪小学校、南部小学校では、信州型コミュニティスクールの取組を行っております。ボランティア登録数も多く登録されていますが、活動者は少ないのかなって感じです。保護者、PTA、自分の子どもは自分で守るっていう意思づけも大切ですし、毎月1回は見守りに立ちましようということで、今年も先月ですか、ちょっとPTAの役員の方と一緒にあったときがあるんですが、見守りをしていたときに、登校時間が少し遅くなったことによって、やはり仕事に行く時間に厳しいということで、なかなか立てないというお話も伺っております。

スクールガードリーダー、今、スクールサポーターっていう言い方ということなんですが、連携して登下校の見守り、文科省がこういうハンドブック、中を見ると、本当にできることからやりましようというような内容になっていますが、登下校見守りハンドブックなどを活用して、持続可能な活動に向けて進めていくことが必要だと私は考えております。

次にSPS、セーフティプロモーションスクールについて伺います。

これちょっと資料をつけて、すみません、2ページ目についちゃってるのかな、今。内容については資料をつけてありますが、スウェーデン王国のカロリンスカ研究所に設置されているWHO地域安全推進共同センターが推進していた学校の外傷予防を目的とした国際的認証活動の一つである。インターナショナル政府スクールの考え方を参考に、新たに自助・共助・公助の理念の下、我が国独自の学校安全の考え方を基礎とする包括的な安全推進を目的として構築された取組です。

大阪教育大学では、2001年6月に発生した附属池田小学校事件の教訓を二度と起こさない

強い思いを下に、我が国の教育振興基本計画における自助・共助・公助の理念の下に、教職員、児童生徒、PTA、地域が参加する協働に基づく安全教育、安全管理、安全連携を推進する新たな包括的学校安全の取組として、教育振興基本法にもSPS、セーフティプロモーションスクールの普及を推進しております。

学校保健安全法第30条には、地域の関係機関等との連携と書かれております。セーフティプロモーションスクール認証に向けて、村の教育委員会も進めていきませんか。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 先ほど登下校見守りハンドブック、私も見させていただいて、見守り隊の集まりのときに紹介・活用できるかな、そんな思いもしているところでございます。

SPSの認証、セーフティプロモーションスクールでございますけれども、学校の安全性向上に貢献する制度というふうに思います。議員御指摘のとおり、認証を受けることは推奨されており、学校の安全レベルを高める有効な手段と思っております。しかしながらという言葉がいいか、認証を受けるには、学校全体の体制強化、それから計画・立案、本当にきっちりした計画・立案、それから実施報告、都度都度の報告、それから、先ほど申し上げました警察を含めた関係機関、地域とのつながり、連携強化、これがうんと望まれている、そういう仕組みだなというふうに思っております。

各学校、関係機関、地域の状況を考慮し、今後慎重に検討すべきというふうに考えておりますが、先ほどの質問と関連しながらですが、子どもたちが安心して学校へ来られるように、あるいは学校生活を送れるように、教職員はもとより、本当に地域の皆さんのお力をいただきながら今後もしっかり取り組んでまいりたい、そんなことを思っているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） ここでうたわれている、申請する上では指標が7つあって、7つの指標をクリアしていかなければいけないということもありますが、今年の8月14日時点では、国内の学校では認証校が63校、認証申請中が23校あります。学校を核として、地域で村の宝である子どもたちを守る取組、これは、地域を元気にしていく取組にもなっていくと思うんですね。今は無理かもしれないんですが、それに向けてちょっと安全な学校をつかっていくという取組が必要だと思いますので、またこんな質問をされたなっているのを頭に置いていただいて、取り組んでいただければと思います。

次に、児童生徒が相談しやすい窓口について伺います。

小中学校の夏休み、長い休みですが終わり、長期休業明けは子どもたちの気持ちが不安定になる時期だと言われております。相談を受ける体制づくりも必要だと思いますけれども、今の現状はどうなっているか伺いたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 子どもたちが相談しやすい窓口をについて、現状をお伝えします。

南箕輪小学校ですが、廊下等への掲示、学校要覧等の明記により、保護者を含め、児童がいつでも相談できる窓口を開いております。また、校長講話でも窓口について子どもたちに紹介しております。

南部小学校要覧、今日持ってきましたけれども、ちょっと紹介します。

本校では、子どもたちの明るい笑顔のために、いじめ・不登校対策、セクハラ・パワハラ防止、非違行為防止等に職員一同で組織的に取り組んでいます。困ったこと、悩み事がありましたら、児童・保護者のどなたでも相談窓口へ御相談ください。相談窓口は保健室、校長室ということで、各家庭にお伝えしてあるところでございます。

南部小学校ですが、保健室、校長室はいつでも子どもたちが入れるようにしています。また、1～2学期に学校生活調べを子どもたちに実施しまして、担任が子どもたち一人一人と面談を行う期間を設けております。中学校では、保健室を中心に全職員が窓口、クラスで相談の時間を位置づけ、担任が生徒一人一人と面談を重ねてきています。また、県からのチラシ、カードがいろいろ出ていますけれども、そちらを子どもたちのところに届けてという、そんな営みがございます。よろしく申し上げます。

議 長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 県のほうでは、LINEを使った相談があるんですね。これ、令和6年3月定例議会の一般質問で、GIGAスクール端末を活用したSNS相談アプリの質問を私、させていただいております。子どもの悩みに早期対応する取組としてすごく活用できるのかなという質問でしたが、教育長からの答弁は、令和7年度から予算がつけば、養護教諭を増やして相談を受ける体制を進めたい。児童生徒には、1人1カウント保有して無償アプリを利用できないか検討するというような答弁をいただきました。

その後、今のはさらっと言っていたいたんですが、相談しやすい方法を教育委員会として検討されてきたと思います。そのことについてちょっと伺いたいと思いますが。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 相談しやすい方法は検討されたかについてでございます。

まず、学校の状況なんですけれども、南箕輪小学校では性被害、いじめを含め、相談しやすい体制づくりについて、職員会議、学校運営委員会で検討を重ねてきています。保護者からの電話はもちろんなんですけど、電話や子どもたちへの連絡書、保護者が書いてくるそういうのも大事にしていくということでございます。

南部小学校、中学校では学校自己評価アンケート、これは3校とももちろんやっているわけなんですけれども、そのアンケートの項目に、先生、職員に相談しやすい等々、そういう項目もありまして、90%を超える相談しやすいというアンケート結果があるんですけど、そうは言っても、まだ残り100%にはならない状況。そこをどう見るかというような検討。

それから、中学校では生徒の学校生活アンケート、先ほど申しあげましたアンケートを基に面談を行ってきている、そんな状況もございます。

それから、教育委員会としてなんですけれども、今、議員お話しのように、一つは保健室でRAMPSというアプリを使ってということに検討をしました。

もう一つ重ねます。それから、子どもたちはタブレット1台1台持っているのですが、自身の健康状態等を伝えることを検討してきたんですけど、運用上の難しさがあるということで、先んじている市ともちょっと連絡を取ったんですけど、まだ具体の運用までってところには至らないっていうふうに当時そんな話もあって、運用面での難しさをどうクリアするか、そこが課題かなというふうに思っていますが、そこで、議員お話しのように、中学校

に村費で養護教諭を昨年度から配置して、本当、保健室が大変な状況というのは承知しているところですが、子どもたちの言動、あるいは伝えてくることを感度高くキャッチできる、そんな体制を整えてございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 本当に多感な時代の子どもたちで、今すごく情報が、SNSを通じていろいろな情報が入る時代になっております。

そういう中で、やはり、変な方向に行かないようにはしていかなければいけないと思いますし、また、心を病んでいる子どもをどう救っていくか。本当に少ない子ども、少人数の子どもなのかもしれないんですが、ただ、大勢の子どもよりか、そういう子どもをどうしていくかっていうのがすごく今問われている時代だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、小中学校の体育館に空調設備をつけていったらどうかという質問をします。

これも、文科省の調査では、全国的にも自治体によって整備状況の差があります。これ、ちょっと資料をつけてありますので見ていただいて、一番伸びているのが東京都ですね。88.3%。長野県は真ん中からちょっと左にありますけど4.6%、全国平均が18.9%です。圧倒的に長野県は進んでいない状況がこれで見れると思ひます。

子どもたちの学習、生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館に避難所機能を強化するために、断熱・遮熱工事も今、補助対象になっております。空調設備の整備を進めていったらどうか。また、この温暖化の影響ですごく暑い日、WBGTっていうのを各学校でも取っていると思ひますが、グラウンドが使えない状況。私が関係してるサッカーについても、子どもたちは、グラウンドでこの夏場は試合をできない状況がこれから起こってくるのではないかっていう懸念もあります。体育館もこのままでは使えない状態が続くと思ひます。これを進めていく必要があると思ひますが、それについて伺いたいと思ひます。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 小学校、中学校体育館に空調設備をとということでございます。

今、お話がありましたように、今年の夏も酷暑、本当に暑い。南箕輪小学校では校庭が使えないので、水を撒いていいかという連絡をいただきました。もう撒きましょうと。

それから、体育館が蒸し風呂状態で実技ができないと。座学っていうわけにも体育はいかないので、では実技をいうことで、村民体育館のほうを使えないかと。教育委員会としては、中学校との折り合いをつけて村民体育館を使いましょうよと、そんな方向を今年は取りながらきているところがございます。

空調設備、具体に関しては、教育次長のほうから答弁をさせていただきます。お願ひします。

議長（笹沼 美保） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） それでは、具体のところを説明させていただきます。

村内の小中学校の体育館に空調の設備の設置についてということで、本村の学校体育館には空調設備がありませんので、先ほど教育長からもお話がありましたけど、夏場などは室内が

大変暑い状態であること、このことは承知しております。また、児童生徒の体調管理に配慮した環境づくりが大切であるとも考えております。

学校では、体育館を使用するとき、小まめな休憩や水分補給の指導を行うなど、暑さ対策に努めております。議員お話しのように、近年の猛暑には対応を苦慮しているところでございます。

体育館につきましては、児童生徒が授業やクラブ活動で使用するほか、わくわくクラブの登録団体が社会体育活動で利用したり、あと、災害発生時におきましては避難所としても利用されたりする施設でありますので、空調設備の導入につきましては、前々から検討しているところでございます。しかしながら、ほかの優先順位の高い学校の改修工事などを優先している状況であります。

文部科学省の調査によりますと、この百瀬議員さんの提示になられている資料とちよつとずれているところでございますけれども、令和7年の5月時点、空調設備の設置状況ですけれども、全国平均が22.7%、長野県では4.4%ということであります。上伊那郡内でありますけれども、伊那市が4棟と辰野町が1棟を設置しているという現状であります。

議員お話しのように、国も令和6年度の補正予算によりまして、空調設備整備臨時特例交付金、これを創設いたしまして、避難所となる学校体育館への空調設備設置には補助率を上乗せするなど、支援を進めております。ただ、断熱機能を確保することが条件でありまして、その工事費、また、非常時でも空調設備が使用できるような発電装置の設備、導入後のランニングコストなど様々な課題もありますので、他市町村の空調設備設置事例を参考にしながら、導入方法の検討を行っていきたいと考えております。

今後、体育館の空調設備に関する様々な課題について、関係機関とも協議を重ねながら、村の財政状況やほかの改修工事の状況を踏まえて、よりよい環境整備に努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） これ、参考事例も結構出ております。東京都が一番進んでいますので、東京都の参考事例が出ております。この断熱性を高めることによって、ランニングコストがぐんと下がるんですよ。

例えば、年間280万円かかっていたのが、140万円で済んでいるよとかいう事例も出ております。また、屋根の遮熱塗装だとか天井の遮熱シート張りだとか、窓の日射調整フィルム張りだとかいうところが出ています。

これ、予算をつけるのは村長の権限だということを以前質問したときにも聞いておりますが、村長、この予算について、つけて進めていくお考えはあるかどうか村長にお伺いしたいと思います。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） この小学校・中学校体育館に空調設備をというところで、予算面、どう考えているかという御質問をいただいております。

村では、基本的には数多の政策をしております。地域づくり推進課になっております3か年計画でまずは検討をして、判断をしていくというところでございます。今までの経緯ですと、その3か年計画に挙げていただいたことはないとお聞きしておりますので、まずは3か

年計画に上げていただいて、全体のバランスを見ながら、必要に応じて予算を講じていきたいと思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 対象期間が令和6年から令和15年度までとなっております。補助率が2分の1で、400万円から7,000万円まで出ますよってということなんで、しっかりと補助がついているときに進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、国の支援制度はいろいろあるわけですが、文化・芸術について今回お伺いします。

これもちょっと資料をつけてありますので、最後のページですが、これはなかなか利用されていないということもお伺いしております。

劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業ということで、これは補助対象が舞台、インターネットに出てきているんですね、文化庁のほうの。探して申請していただくんですが、子どもの鑑賞料は3万円までが無料で、そこに同伴する保護者は半額まで補助。

次に、文化芸術親子教室事業ということで、地域で取り組んでいる団体が直接申請をしていくということなんですが、伝統文化活動をしている補助事業になります。これは、伊那市だとか箕輪町では、子ども太鼓だとか親子将棋教室みたいなものが申請が出されているということはお伺いしております。

学校における文化芸術鑑賞体験推進事業ってということなんですが、これは学校巡回公演だとか文化施設等活用公演、ユニバーサル公演だとか芸術家の派遣等の補助事業になります。

意外に知られていないんですけれども、村の子どもたちの芸術・文化を育てていく上に大切な取り組み方だと思いますが、このことについて教育長に伺いたいと思いますが。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 支援制度の活用を、利用をとということで質問をいただいております。

現在、小中学校ですが、北部地区で一流の演奏家、劇団による音楽鑑賞会、演劇鑑賞会を隔年で行っております。今年は5月に演劇鑑賞を行ってきています。費用ですが、生徒1人950円で、450円は家庭から、500円は村から補助しているところでございます。

また、今年は地域づくり推進課で企画している森の音楽祭を中学校で11月7日に予定しています。

議員お話しの文化庁が進める学校における文化芸術鑑賞体験推進事業、5つの事業内容があります。学校巡回公演というのは、山間あるいは僻地、離島等、鑑賞の機会に恵まれない地域において公演を実施している。また、劇場あるいは音楽堂、かなり設備・環境が整った会場での舞台公演というふうには受け止めていますが、それぞれ事業は特色を持っているなどというふうに思っています。

実際に可能かどうか、学校が文化庁あるいは文化芸術団体とのやり取りというふうになりますので、学校には紹介してまいりたいなというふうに思うということと、それから、今お話の伝統文化親子教室事業についてですが、村でも大事な無形文化財がございますので、そのところがどうかということや社会教育係と相談をしたいなと、そんなことを思っております。よろしくお願いします。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） これ、今回私も当の研修会を受けたときに知った内容なんです。申請の仕方も様々で、支援事業ごとで違っております。申請を行う、だから、今学校だと、先生方がそういうのを知らないとなかなか取り組めないというところもありますけれども、あとは、子どもたちがこういう歌舞伎を見たいだとか、いろいろ趣味もありますので、だから、村で今取り組んでいる森の音楽祭なんか、僕はすごく良い取組だなど思っております。

一流に触れる機会を増やしていく。ぜひともそんな機会を増やすような、文化庁のこういう支援もあるよっていうことをしっかりと分かっていたいただいて、周知・広報していただくということが大事かなと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、ハリス・クリスチャン・アンデルセンの言葉です。

今年はアンデルセン没後150年になります。皆さんも、みにくいアヒルの子だとかマッチ売りの少女、裸の王様は読んだことだと思います。「私の今までの生涯には、晴れた日も曇った日もあった。けれども、すべては結局私のためになったのである。」

これで質問を終わります。

議長（笹沼 美保） これで、7番、百瀬議員の質問は終わります。

ただいまから10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時30分

再開 午前 10時50分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、山崎文直議員。

6 番（山崎 文直） 6番、山崎文直です。今回、1件について質問をいたします。

9月7日の防災訓練、それから、昨日の9月15日の地区敬老会に参加をしてみました。ふだん顔を合わせることが少なくなったお年寄りの皆さんも久しぶりに見れたということで、そういう意味では、一つの安心感が広がったところでもあります。近頃、地域の人たちとの顔を合わせる機会が非常に少なくなってきた。そういう意味では、こういう機会を通じて高齢者と久しぶりに会える、そういう意味では、安心というものが感じられるということでもあります。こういう機会が大事だなというのを改めて感じたところでもあります。

災害時の安全確認ということについても、常々こういう機会があってお付き合いを大事にして、安否確認にもつながるといことは大事だなというのは改めて思ったところでもあります。

そういう意味で、今回、私、1件の質問をいたします。

防災計画の推進についてという内容でございます。

1点目につきましては、すみません、ちょっと眼鏡がなかなか距離感が合わなくて、すみません。

それでは、1点目であります。

本年7月2日でしたか、本村でも土砂災害等が発生しました。この南箕輪村は、特徴的に天竜川の西側に広がる扇状地における村でございます。天竜川の西側で南北に続く特徴として、大きな段丘があるわけでもあります。そのすぐ下に飯田線の線路や住宅地も近くにある特徴的な地形であります。段丘から遠いところに広がるという部分じゃなくて、段丘のすぐ下

にそういう住宅地やライフライン、そういったものが広がるところであります。そういう意味では、災害時の危険性というのも非常に感じられるところであります。

今回7月のところでも、この河岸段丘の上とすぐ下のところでも土砂災害が発生をいたしました。下のところでは住宅地、それから、その続きの工場の中へも土砂が流れ込み、人的な災害はありませんでしたけども、工場の中にも土砂が入っている、そういうことで、非常に危険な状態だったなということしております。

その段丘のすぐ西側では、住宅地の地域の中の庭の一部のところを水路がオーバーしまして、土砂を削っていったということで、大きな災害となると、宅地内でもかなり災害が広がっている危険性があったなということで、今、南箕輪は災害が少ないというふうに思っていましたけれども、こういう点では、これからの対策として非常に大事なことだなというふうに思います。

それで、1番目の質問でありますけれども、この村の特徴として、段丘の上の住宅地、昔からある住宅地の西に広がる西天竜地域につきましては、この近年整備が進みまして、水路が非常によくなってきています。ということは、水の流れもスムーズにいくということで、雨天のような場合のときにもかなり水量が多くなり、また、水流も速くなってきているというのを日々感じているところであります。

そういうのの続きの住宅地に入ったところで、今度は昔ながらの水路であります上流のほう整備されて広いような水路があるところで、住宅地のところに対する水路というのは、昔ながらの水路っていうのが広がっているような状況であります。

そういう意味で、今後、集中豪雨、この頃線状降水帯っていうふうに言われて、地域的に限られたところで天気が荒れるというような状況の中では、水量が非常に多くなってきて、現状の水路だけでは対応し切れないという点があるんじゃないかというのを、非常に危惧をしているところであります。そういう意味で、このいろんな地域防災計画も示されております。

そういう中で、今後のこの住宅地域内における水路の整備という部分については、具体的には目を通しましたが、細かい点については触れられておりませんので、この水路整備の計画っていうのをお聞かせいただけたらというふうに思います。

第1番目の質問であります。よろしくお願ひします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号6番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

防災計画の推進についての中で、まずは、西天竜地域に絡めた水路整備の計画はという御質問をいただいております。

本年7月1日の豪雨では、短時間に記録的な降雨が生じ、村内各所で河川・水路の越水、のり面の崩落、床上・床下浸水等の被害が発生をいたしました。南殿地区においては、河岸段丘部で水路内に土砂が流入して水路が埋まったため、水があふれて斜面の土砂が流され、道路に流出したという被害がございました。

中段から下段地域では、黒川及び各水路で満水・溢水が多数発生をいたしました。要因ではありますが、降雨強度が地域の排水能力を一時的に上回ったことによるものと考えております。加えて、通常であれば、西天竜幹線水路等からの取水を状況に応じ調整しておりますが、

今回については、急激な天候変化によりまして、取水停止等の切替えに時間的な制約が生じたことも、被害が生じてしまった一因となった可能性であると受け止めておるところでございます。

まず、管理区分と役割を整理してまいります。

河川・水路は、その指定により、県、村、土地改良区、地元水利組合等、複数の主体がそれぞれ所管をしております。道路側溝や生活排水系の多く、そして、普通、準用河川は村が管理をしています。二級河川は県が管理するのが原則でございます。

議員御指摘の西天竜などの農業用の幹線、支線水路はそれぞれの土地改良区等が維持管理し、取水また水門操作等を担っていただいております。なお、西天竜につきましては、その水路延長は約25キロメートル、支線の水路は総延長距離約243キロメートルとなっております。

これら前提の下、出水期における連絡体制と役割分担を改めて明確化し、気象情報と連動した運用の徹底、水量調整が確実にできる体制をまずは整備をしていく必要がございます。

そのような中、御質問いただいております水路整備の計画であります。当村が管理している施設については、まずは、当面の対応として、堆積土砂や障害物の除去、柵や合流部の目詰まり解消、そして、老朽・破損している箇所については、小規模の補修工事をまずは順次実施してまいりたいと考えています。

あわせて、豪雨予報時の事前対応の徹底、関係機関との情報共有の強化、土地改良区と連携した水門操作、取水調整の運用確認を繰り返すことになりますが行ってまいります。

村が管理していない水路については、越水が頻繁に生じている箇所については、要望を上げていくことも考えていかねばならないところがございます。住民の安全を最優先に、県、土地改良区、地元水利組合と緊密に連携し、緊急対応と恒常的な維持管理、改修を両輪として着実に進めてまいります。

あわせて、出水期前の注意喚起や側溝清掃等の協働についても、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） この南箕輪の中段の水田地帯については全て西天竜土地改良区で、非常に近年、水路の整備が進んでおります。水路ですから、上段・中段・下段、それから、最終的に天竜川へ向かって流れ込む、そういう部分についてつながっているわけですから、そういう点では、この統一的な整備っていうのをされていくのが大切かなというふうに思いますので、今後とも連携を取って、水路整備っていうのを進めていただきたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

2番目の項目であります。

この村は、西は中央アルプス、東側というか南側については南アルプスに挟まれた、伊那谷の中の南箕輪村的には、結構、この伊那谷の中の広い地域になっております。私も今までも思ってきた部分、非常にこの山脈に守られているなという思いをずっとしてきました。

そういう意味では、比較的災害が少ないと思われてきた本村でありますけれども、近年、この線状降水帯という言葉が、毎日のように報道や新聞の中でも述べられています。その中でも、まだこの村については、九州地方や東北地方の中で線状降水帯という言葉がどんどん使われているこの頃でありますけれども、この地域については、そうは言っても、まだこの

辺のところ、言葉が使われるような大きな災害というのがあまりなかったということについては安心していただけたのかなという部分もありますけれども、この近年の気候の変動によりまして、線状降水帯による被害というのが非常に多くなってきていると思います。

この地域の防災計画やその中においても、当時としては、線状降水帯という言葉自体がうたわれておりません。以前でしたら、集中豪雨による被害ってというような言葉がありましたけれども、近年はこの線状降水帯ということで、地域的に限られた地域で極端な被害が起きるということでもあります。それが、この村でもおそれが出てきたのかなというふうに思っているところでもあります。

そういう意味で、この線状降水帯、地域的に集中した災害というのを想定した水害への対策ということで、大ざっぱな質問でありますけれども、現状における村の対策の考え方というのをお示しいただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 本村における水害対策について申し上げます。

河川・堤防の整備や水路改修などのハード対策は有効な面がございますが、近年は議員御指摘のとおり、線状降水帯等による降雨がその処理能力を上回る事例が全国で相次いでおりまして、巨額のハード整備だけでは、被害を全て防ぐことはできません。したがって、要配慮者の個別避難計画や災害時の着実な情報提供といったソフト対策、こちらも同時に強化をし、また、地域の防災人材を計画的に育成していくことも不可欠でございます。

議員から説明ありましたが、本村の地形特性を踏まえますと、天竜川流域や清水川・大泉川の下流合流域では短時間で水位が急上昇しやすく、防災マップ、ハザードマップの浸水想定区域が示すとおり、危険度の高い区域となっています。この区域に関しては、防災無線・メール・SNSによる多重の情報伝達体制を整え、平時からの避難行動の周知・訓練を徹底してまいります。

さて、気候変動の進行により、豪雨の激甚化、自然災害の激甚化・頻発化は今後も続くと思われ、こちら、次の質問でも頂戴しておりますが、これに適応した新たな水害対策の構築が急務となっています。

まずは、流域治水への全面転換です。国は河川だけでなく、集水域から市街地まで一体で対策を進める方針です。村としては、住宅地内水路の断面確保や堆積土砂の計画的除去を着実に進めるとともに、将来的には営農との両立を図りつつ、農地・ため池の一時貯留を地権者合意の下で位置づけてまいりすることも考えていかねばなりません。

次に、「気温プラス2度」を前提にした治水計画の見直しです。

一般に、気温上昇に伴い短時間強雨の発生頻度・強度が増し、2度気温が上がりますと、降雨はおおむね1.1倍、洪水量は約1.2倍程度になるという試算がございます。そのため、国においても、天竜川水系では、将来降雨を盛り込んだ整備計画が進められています。村としても、今後、例えば、開発・建築許可時の排水計画や公共施設更新の設計条件にこういった最新の指針を反映してまいりが必要が出てくると思います。

また、国土強靱化基本計画が本年6月に閣議決定され、今後5年間で20兆円超の事業が推進されます。地元自治体として、優先度の高い事業に予算が適切に配分されるよう、関係機関への要望活動を継続していくことも重要な視点でございます。

また、デジタル技術を活用した観測・警戒態勢の強化も必要です。国では、危機管理型水位計や「川の防災情報」を拡充しておりますが、村としても、現在行っている主要箇所に加え、小河川や要所での簡易水位センサーを追加配置し、可能な範囲で一元監視できる環境を整備することを検討していかねばなりません。

あわせて、これはこちら先ほども申し上げましたが、防災無線・メール・SNSの多重配信、区長・民生委員・防災士への一斉通知など、発信から住民行動につながる体制の確立も必要と考えます。

これらの公助による対策に加えまして、共助・自助の取組が不可欠となります。村では消防団が水防団を兼ね、北部消防等と連携した水防訓練、水難救助、河川巡視を重ねていますが、団員の減少など、地域コミュニティの弱体化は課題となっています。

区・自主防災会・消防団・奉仕団・防災士が連携を進めるとともに、住民一人一人が自らの避難先・経路・連絡手段を平時から確認し、雨量・水位情報の確認を習慣化できるよう、継続して啓発をしていくことも必要と考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 防災ですからいつ起きるか分かりませんが、常々の対策ということが非常に大事だなということで、村側でも常に対策を講じておられるということについて、安心感とともに、ぜひ前向きな対策をこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

私も今回、水害等で改めて村でいただいた防災マップ、これを見て、地域の特徴、危険箇所の状況等が示されていて、こういった資料も非常に大事だなというふうに思います。この内容をさらに充実しているか、そういうこともまたこれからの課題だなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3項目めの質問であります。

村の地域防災計画、特に風水害について、これからの考え方で、第5次総合計画は後期基本計画が令和7年度で終了して、これから新しい計画がつけられる。それから、村の地域防災計画、平成24年10月の中になります。特に、この中での風水害に対する防災計画というのも、同時にこれから検討されることだろうというふうに思います。

そういう意味で、一番最初にありました水路改修、それから、線状降水帯による新しいタイプの水害状況ですね。それに対する考え方、新しい災害対策、そういうものもこれから検討されることだと思いますので、ぜひ近年の状況をしながら、総合計画等の計画に生かしていただきたいと思いますというふうに思います。

具体的に何をというわけではありませんけれども、それに対するこれから計画をつくることに対する思いというか、大ざっぱでいいんですけども、方向性等を聞かせていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村の地域防災計画に、水害対策の新しい考え方を取り入れることを検討する必要はないかという御質問をいただいております。

本村は今年度、村地域防災計画（風水害等対策編）に水防法に基づく水防計画を新たに位置づけ、村内河川の洪水等に関する警戒・防御と被害軽減を図る包括的改正を行いました。

これらの内容は、長野県の地域防災計画、そして、水防計画に準拠した形となっております。水害対策の新しい考え方について取り入れ、そして、検討することは大切な取組であります。

一方、村が単独で合理的な新しい水害対策を明確に打ち出していくことは難しい面もありますので、引き続き、長野県地域防災計画や水防計画に沿った形で、新しい考え方を取り入れることを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 世界中でいろんな災害が多くなり、日本の中でも災害が多発している。その災害の中身が非常に複雑化、それから、激しい災害が拡大しているということも踏まえて、これからの地域防災計画に生かしていただきたいなということを切にお願いしながら、短い時間になりましたけど、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（笹沼 美保） これで、6番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時30分まで休憩とします。

休憩 午前 11時14分

再開 午後 1時30分

議 長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、三澤澄子議員。

4 番（三澤 澄子） 議席番号4番、三澤澄子です。あらかじめ通告いたしました4つの項目について質問いたします。よろしくお願いいたします。

1として、戦後80年の年に平和を守る地方自治の役割ということで質問いたします。

今年、2025年は戦後80年となります。戦争のことを知る人も語り部となる人も少なくなり、忘れ去った過去の出来事とするような空気感が漂っています。

日本の侵略戦争によって、アジア・太平洋地域では2,000万人以上の命が奪われ、植民地支配の下で強奪、暴行、性暴力など、残虐な被害と苦しみがもたらされました。侵略戦争の拡大と長期化によって、沖縄県民を巻き込んだ凄惨な地上戦、広島・長崎への原爆投下、各地の空襲など、日本国民の310万人以上の命が奪われました。日本兵の戦死者は6割が餓死と戦病死だと言われていています。

私も父方、母方で2人の叔父が戦死しています。父方の叔父は昭和20年7月20日、南方戦線で亡くなったと書かれています。こうした侵略戦争と植民地支配の歴史を受け止め、二度と戦争のすることのない社会を未来に継承していくことが、今を生きる私たちに求められています。

この80年の年は、新聞やテレビでも語られなかった戦争の真実を特集し、報道されています。特に若い世代の皆さんがしっかり学んで、子どもたちへと受け継いでほしいと思っています。

議会では、年1回各種研修を今、受講できますが、私は先日、「戦後80年の歴史から平和と地方自治を考える講座」を受けました。日本国憲法の基礎である国民主権を土台にした国民の意思として、全ての人権の土台は平和的生存権であり、一切の戦争を許さないこと。憲法が掲げる戦争の放棄とは、集団的自衛と称する戦争計画も含めた全ての軍事政策行為の否定である。そこに歯止めをかけることができるのは、地方自治体の役割だということを学び

ました。今、それが脅かされる状況があります。

資料1で、早めにおつけしておいたので、目を通していただければありがたいんですけども、この間の「急速に戦争できる国へ」ということで、南西諸島への自衛隊の配置などずっと書かれておまして、下のほうには、下から6行目かな、地方自治という項目があります。これは、地方自治法が2024年に国の指示権を評価するということが明記されたわけでありまして、このときは、議会として意見書を上げさせていただいております。国と地方自治体は対等・平等であることをあくまでも貫いてほしいという要望であります。

そこで、改めて地方自治体の役割は何かと考えます。

戦後の日本で戦争放棄、平和的生存権を明確に意思表示してきた実例が非核平和自治体宣言です。2025年の今、宣言を表明した全国の地方自治体の人口は、総人口の99%に達しています。各自治体における宣言の決議やその全てが全会一致によるもので、非核平和の実現が全ての住民の願いであると思えます。

村では1984年12月14日に宣言を行い、標柱を立てて平和への取組を進めてきました。今は懸垂幕を垂らすということになっております。

これは、村誌の下巻の865ページを見ていただくと分かるんですけども、とても高い意志を持って書かれておまして、今でも十分通用する内容でありますので、ぜひ皆さん、村誌の下巻865ページを見ていただければありがたいなと思えます。

そして、長野県の市町村は1982年から2017年までに、県を含めて全78自治体が採択をしています。そういうわけで、この非核平和自治体宣言以降、村では1984年でありまして、この間、この村の平和への取組を決意した中ですので、平和への村の取組をお聞きします。お願いします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号4番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

戦後80年の年に平和を守る地方自治の役割という大項目の中で、まずは、非核平和都市宣言から今日まで、村の平和の取組はという御質問をいただきました。

日本は世界唯一の核被爆国であります。平和憲法の精神からも、核兵器の廃絶と軍備縮小の推進に積極的な役割を果たし、戦争のない明るい住みよい明日の世界を願い、昭和59年12月14日「非核平和都市宣言」を決議しております。また、県内では14自治体のみではありますが、日本非核宣言自治体協議会へ加入をしております。

主な取組につきましては、お話にありまして、以前、役場入り口に「非核平和都市宣言の村」と記した標柱がございましたが、令和元年に老朽化により撤去いたしました。これに替えて「非核平和宣言」の懸垂幕を作成し、7月から9月及び12月から1月の間、村民センターに掲示をしているというところでございます。

また、平成21年に、核兵器廃絶の意識を喚起する国際的な組織でございます平和首長会議に加盟をいたしました。令和5年には満蒙開拓平和記念館のパートナー自治体に加わりました。啓発活動といたしまして、平和首長会議から提供を受けたポスター等を活用し、毎年7月から8月に小中学校及び村役場庁舎で原爆写真展を開催し、核兵器による戦争の悲惨さや被爆の実態、また、平和の大切さを伝えております。特に、今年度は戦後80年の節目であることを踏まえ、展示の期間を例年より長く取りました。

また、毎年、原爆が投下された8月6日及び8月9日には原爆死没者の御霊及び平和祈念の黙祷を、終戦の8月15日には戦没者追悼及び平和祈念の黙祷を、防災行政無線、メール配信により全村に呼びかけをしております。

世界の恒久平和は人類共通の願いです。しかし、今なお世界の各地で武力紛争や戦争は絶え間なく続いておりました、これらに用いられる兵器はますます強力化、高度化し、核軍備の拡大が進み、人類が平和のうちに生存する「平和的生存権」を根本から脅かす段階に、議員御指摘のとおり至っております。

今後も住民の生命と財産を守り、平和に関する取組を地方自治体として継続し、実施してまいりたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） それでは、引き続き2としまして、2019年6月定例議会で、私は「憲法を暮らしに生かす取組を」の質問をしました。そのときに、「平和憲法は守る」と村長は答弁されています。また、続けて、公務員の憲法尊重と擁護する義務について質問し、そのときに、国は憲法9条に自衛隊を明文化を目指し、自治体に名簿提供を求めているが、村の対応について質問しました。村は、自衛隊からは紙電子媒体で求められるが、義務ではない。住民基本台帳11条自衛隊法29条を根拠に、閲覧により書き写している。これからも同様の対応をすると答えています。

しかし、2022年村は、自衛隊法120条で法定受託事務として資料の提出を求められ、一部写しを紙媒体として提出しました。しかし、自衛隊法120条は個人情報提供について定めた条文ではなく、憲法13条個人情報保護法69条によって、自衛隊への名簿提供は認められていません。認められていないというか、義務ではありませんと国会論戦で明らかになっています。村が安易に個人情報を提供したことは、本当に危険なことであります。

資料1が示したように、南西諸島への自衛隊ミサイル基地の新設があり、12日の新聞報道では、米海兵隊と陸上自衛隊による最大規模の共同訓練が始まりました。11日から25日まで沖縄・九州を中心に、対中国を念頭に、1万9,200人の日米参加者がミサイル網を大量動員する危険な訓練を行うと報じています。

令和5年からは名簿提供は閲覧に戻しましたが、これからも憲法13条の下、人権を意識した対応をしっかりとしていくことを求めるものであります。

また、8月23日に、第40回大芝高原まつりが村内外から多くの参加で盛大に開催されました。4月23日から実行委員会が招集され、40回の記念の祭りを盛り上げる新しい企画の募集もしました。みんなが楽しむ上伊那の最後の祭りとして、それぞれの委員会で内容を決めて取組を始めていました。

しかし、3回目の実行委員会で内容の発表をしていく中で、消防委員会が今までの消防車の展示や消防体験のほかに、自衛隊の展示を要請していると発言しました。本当に驚きました。今、世界中で戦争により、何の罪もない子どもや市民が戦火の下に命を落とし、傷つき、飢えている状況は分かっていますか。子どもたちに自衛隊の展示をすることは認められないと私は抗議しました。実行委員長である村長も教育長も何も発言はしませんでした。どうしてこんな提案が突然出されるのか理解できません。周りの人に話したところ、もしそうになったら、多くの人は祭りは参加しないと仰いました。

4回目の実行委員会では自衛隊の展示をしないとなりましたが、今でも怒りというより、悲しいという気持ちが収まりません。実行委員長である村長の見解をお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 自衛隊への個人情報提供に関する件と、自衛隊車両展示提案に関する件、2問御質問をいただいておりますので、1問ずつ順番にお答えをいたします。

自衛隊の個人情報提供への村の対応については、令和5年の第3回議会定例会の一般質問で同様の御質問をいただいておりますので、当時と対応は変わっておりません。

当時の答弁の繰り返しになりますが、本村においては、住民基本台帳法11条の2の規定により、名簿の提供については閲覧による提供での対応をしており、今後も引き続き、閲覧による対応をしております。

次のもう1問、大芝高原まつり実行委員会での自衛隊車両展示提案についてお答えをいたします。

大芝高原まつりは、私、実行委員長を務めておりますが、実行委員会方式で運営をしております。各委員会では、所管のイベントを盛り上げるためにアイデアを出し合い、工夫を重ねていただいておりますので、この場を借りて深く感謝を申し上げます。

各委員会からの提案につきましては、実行委員会内で諮り、協議を重ねることで、実行委員会が自律的にその実施の可否を決定してまいり、存じます。実行委員会が独自に決めるイベント内容そのものは、村が意思決定権や監督権を持たない範囲でありますので、これ以上の答弁はいたしかねます。

一方で、予算・安全対策・施設利用・広報など、村の所管に関わる事項につきましては、実行委員会と連携し、必要な地域支援と丁寧な説明に努めてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 先ほど前段のほうで申し上げましたが、自衛隊の問題はやはり、今、テレビやなんかでもタレントが参加して、自衛隊の存在を結構普通のテレビゲームでやっているような、そういう戦いの形みたいな形で、今、子どもたちの中に浸透している部分は一部あると思います。しかしながら、やっぱりその本質をきちんと捉えて、私たちが、やっぱり行政が住民の安全を守る、その観点で、やっぱり自治体としての役割はきちんと果たしていかなければならないと思います。

これは、実行委員会の中でやったことだっていう、やっぱり委員長というか、やっぱり実行委員長として一言発言は私はほしかったというふうに思います。

ですから、こういうやり方がやっぱり実行委員会の中で突然出てくるっていう、何ていうかな、空気感ってさっき言いましたけれども、やっぱりそういうことが本当に私たちの今のこれからの行政の中でどういう影響を与えていくのかということ、私はもう少ししっかりと考えていってほしいなというふうに思っています。

広島平和学習について質問します。

私は平成7年、1995年12月議会で、戦後50年の節目の年に平和への取組として、広島への旅を提案しました。このときは、村としてそこまではやらないと答えていただきました。平成20年9月議会でも、親子平和学習をしたらどうかという提案をまたいたしました。このと

きは、団体のいろいろな運動に賛同してきているという、継続した平和学習が必要だということも答えていただいております。

また、令和6年9月定例会で、戦後80年に平和学習広島の旅を提案し、今年8月5日、6日に、村として広島平和学習が実現しました。本当にうれしいことだというふうに思います。そして、多くの学びがあったというふうに聞いています。報告会を私は楽しみにしております。

しかし、派遣団の構成について、村民から疑問の声が寄せられました。村民の声として言います。

世界大会は公募し参加者を募ったが、人数の関係で選考に漏れた人がいた。平和教育としては重要な事業だが、村長の子ども2人も一緒に参加している。この2人はもちろん公費でなく私費だと思うが、公私混同も甚だしい。村政の私物化にもつながる。選考漏れの子どもがどう思うか。村長の子どもを参加させたいのなら、責任者をほかの者にして別行動とすべきではないかという御意見をいただきました。

事務局にお聞きしたところ、小学生が8人、中学生が4人、小学生は保護者8人がついていくということで、村民として20人、村からは村長を団長として、教育長以下6人が村側で構成され、3人の小学生は選考から漏れたと聞きました。

一方、12人の小学生のうち2人は村長のお子さんだと聞いて、私は初めてそのときにお2人行かれたということをお聞きしたので、村民の怒りの声は当然かなというふうに思いました。この選考方法についてお聞きします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号4番、三澤澄子議員、広島平和学習について、派遣団の選考についての御質問から、平和学習の成果もということで重ねていきたいと思いますが、広島平和学習、今年の募集の表紙でございます。

議員御質問の派遣団の選考についてでございますけれども、広島市で行われる平和祈念式典というのは、次世代を担う小中学生を派遣し、平和の尊さと戦争、原子爆弾の悲惨さを後世に伝え、恒久平和への理解を深めることを目的としてこの事業が行われました。8月の5日、6日、私も今ありましたように、広島に行ってきました。

本村における平和学習事業への参加募集は、今のチラシですけれども、5月の12日から6月の10日までの期間で行い、参加者には参加申込書に参加を申し込まれた動機についての作文を、子どもの考えですけれども、添えて応募していただきました。

募集人数なんですけれども、小学生親子5組、親御さんと行きますので10名、中学生10名で計20名。これは、宿の都合とかあるいは予算の関係でその枠をとということで、昨年度から正直申し上げて動かなければいけなかったんで動いて、この人数枠をとということで来ています。

応募総数ですが、今、議員もおっしゃられましたけれども、子どもたちは全員で15名、内訳につきましては、小学生1年生が2名、4年生が1名、5年生が2名、6年生が6名、中学1年生が1名、2年生が2名、3年生1名でした。選考の結果、小学生8名、保護者を含めてということで16名になりますけれども、小学生8名、中学生4名を派遣団といたしました。

選考は、募集の要項でこの中にも書いてありますけれども、「応募の状況により、中学3年生、小学6年生を優先する場合や、参加動機の作文による選考があります」としていて、このとおり選考させていただきました。このことは、子どもさんの来年度以降も参加できるチャンスが多いか否か。また、早朝の出発、実際には4時過ぎに朝出ていますので、10時間バスに乗るとか、帰りも向こうを夕方出てこちらに21時過ぎ着という、本当に非常にハードな日程でございます。その日程を考慮してのことになります。

一人一人本当に大事な子どもさんたちであり、平和について学び、考える機会を持つことは大変意義深い、議員おっしゃるとおりのところでございます。

今回は団長として村長、それは当然ながらというふうに私、判断させていただきました。今回は村長のお子さんが応募され、参加することになりましたが、ほかの児童生徒と同様の手続に従って公平に選考をさせていただきました。ちょっと言葉がいいかどうかですが、特別な扱いはもちろんしていません。そこは御理解いただきたいというか、そういうふうに思うんです。

自分なんか今までこの場にこの席にいて、子どもの最善の利益、あるいはこの後、議員さんがお話される子どもの権利、それを最大限っていうか、それをうんと大事にきた男でございます。なので、今回の選考に当たって、村長さんのお子さんお2人が入ったからとか云々ではなくて、藤城さんという中学生と小学生が応募してきたと。それに伴いながら、小学生は保護者同伴でございますので、村長が保護者として参加する。そういう立ち位置で、今回広島に行ってみりました。

本当、公平かつ適正に行われたというふうに考えております。この大事な機会というのも今後も大事にしてみたい。強く願っております。

以上です。

4 番 (三澤 澄子) ありがとうございます。

議 長 (笹沼 美保) 三澤議員。

4 番 (三澤 澄子) すみません、お願いします。

要綱に基づいて、小学校6年生と中学3年生が優先されるということもお書きになっていたということですが、でも、小学生と中学生というくくりで募集はされているので、やはり今の選考の中で、私はせっかくの平和学習であります村民を優先すべき。本当、村長のお子さん、それは一人一人に権利がありますし、村民ですし、もちろん当然だと思いますけれども、やはりその中でお2人がここに入っているわけですね。外れた方が3人でお2人も入っているということが、やっぱり村民の皆さんには納得できるかどうかというところはちょっと私は疑問に思うんです。

それで、私昨年、今、これからまだ出られるっていうお話もありましたけれども、どんなに小さくてもちゃんと受け取る力は私はあると思っています。ですので、私はある先生のお話を聞きました。この方、息子さんが8月6日生まれだったんですね。10歳の誕生日に広島に家族で行きました。家族で。原爆を体感してきたとお話をされていました。これがやっぱり子どもに、私は、自分がこの平和のことをちゃんと伝えていくにはとっても大事なことだというふうに思います。先生ですけども、自分のこういうものに別に参加することなく、自分で家族で連れていくというのがまたまた本来だという、その立場から考えて、本来かなというふうに私は思っています。

村長はせっかくの平和学習ですけれども、村民を優先していくべきだとは考えなかったかをちょっと一言だけお願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 私の子どもの件はあまり申し上げたくないんですが、私の子どもも村民であります。親の職業によって差別される考え方に対しては、大変遺憾に思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 先ほど三澤議員がおっしゃられたことに関して、村長とのやりとりもあります、少し私の考えを述べたいと思うんですが、反問権を使ってよろしいでしょうか。

議長（笹沼 美保） 逆質問でよろしいですか。反論でしょうか。反論でいいですかね。それでは、ただいまの反問については反論と認め、これを許可します。

時計を止めてください。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今の村長の言葉を使われましたけれども、大事な小中学生一人のお子さんです。先ほど申し上げましたが、団長ということではなくて、保護者として、そこは行程の中で、行き帰りの中で全学習を含めて立場はそこはわきまえて参加してきています。もしそうでなければ、私もそう思っています。

それから、漏れたといいましょうか、入れなかった子どもさんが3人います。先ほど申し上げたように、中学生、6年生、5年生、4年生以下の3人の2年生1人と1年生2人、計3人のお子さんが申し訳ないけど今回はということで、御遠慮願いました。

ちょっと私、一人一人の御家庭に手紙を書かせていただきました。ちょっと時計が止まっていますので読ませてください。

何とか小学校、すみません、学校名は言いませんが、Aさん。それからAさんの保護者様。

広島平和学習の参加申し込みいただき、誠にありがとうございます。今年度、新たに動き出した村教育委員会の事業です。広島平和学習に魅力と思いを持たれての参加申し込みと受け止めております。お預かりしました広島平和学習に応募した理由の作文からも、申込みの強い願いをお持ちと受け止めております。しかしながら、申込みの状況が以下のとおりであり、応募要項に記させていただきましたことに含まれますが、中学生・小学生高学年の皆さんを優先したいと考えます。せっかく申込みをいただいたところ誠に申し訳ありませんが、今年度の参加を見送らせていただく旨の連絡をさせていただきます。

Aさんは何学年生であり、これから広島に行くことも含め、平和学習等に関して多くの学ぶ機会があります。また、御家族でDVDを見た御家庭のようですが、何々を通したAさんの思いをしっかりと受け止め、共有・理解している様子は、Aさんの学びの大きなエネルギーになっていると思っております。Aさんの成長が楽しみです。御理解をよろしく願います。

参考として、広島平和への参加予定者、中学生何名、小学生何名というのを一番下に記載してあります。教育長、清水閣成として、お一人お一人に出させていただきました。

なので、ここの中に含まれますけれども、本当大事なお子さんとしてということで、兄弟

でほかに行かれた方もいるんですよね。それは状況なんですけど、子どもをこういうふう  
に考えながらということで選考をさせていただきました。御理解をお願いします。

議 長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） ただいまの教育長からの反問についてお答えします。

今、選考の経過、教育長の思いは私は受け止めております。また、村長の答弁も先ほどい  
ただいておりますので、あとは村民の皆さんがどう思うかっていうところだけの判断だとい  
うふうに思います。

次に、平和学習の成果ですけれども、後のほうで都志議員がお聞きすると思いますので、  
この件は報告会もありますけれども、簡単にあったとお答えいただければというふうに思っ  
て、次に進めさせていただいてよろしいでしょうかね。

議 長（笹沼 美保） 反問に対する回答、それでよろしいですか。

反問を終わります。

反問が終わりましたので、時計を再開してください。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 次に、自治体パートナーを結んでいる開拓平和祈念館についてと  
いうところで、今までも開拓平和祈念館への平和学習について質問してきました。福祉教育  
委員会でも初めて視察を行いました。議会報を見ていただければと思います。

今まで、2021年時の中学3年生が人権学習で義勇軍について学び、その後、記念館を訪問  
しています。村の中学生ですね。このときの南箕輪中学生の学びがすばらしかったと、記念  
館のほうでは語りぐさになっていると聞きました。村では、記念館と自治体パートナーを結  
び、村民の学びを進めています。

信濃毎日新聞や長野日報でも特集を書き続けています。「前事不忘、後事之師」という何  
か中国の故事だそうなんですけれども、記念館に刻まれています。過去を忘れず未来の教訓とす  
る。先の戦争から遠く離れつつある中で、戦争の記憶も年々風化されつつあります。しかし、  
平和を守っていくための積み重ねの大切さは、いつの時代でも変わりません。戦争と密接な  
関連を持って進められた満蒙開拓の史実には、未来に向けての多くの教訓を含み、そのこと  
を学ぶ重要性は今の時代であるからこそ大きなものがあります。

村の小中学生も、1回は記念館を訪れる研修を位置づけてはどうでしょう。岡谷市では、  
6年生全員が研修するように参加しておりまして、その学びの成果を発表しています。あわ  
せて、満蒙開拓青少年義勇軍の歴史や郡内につくられた駒ヶ根市登戸研究所の平和資料館等  
も身近で学べるようになりました。

長野日報では、戦後80年の特集として、満蒙開拓青少年義勇軍の特集を9回にわたって特  
集しました。身近で教え子を義勇軍に送り出した先生の痛恨の思いを聞いたこともあります。  
あわせて、子どもだけでなく、大人も学ぶ公民館講座などで深めてはどうかと思います。お  
願いします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。広島平和学習の成果、すみません、御配慮いた  
だいてありがとうございます。

議員御質問の満蒙開拓平和記念館に小中学生の研修を位置づけてはについてお答えします。

村では、先ほど村長の答弁にありましたように、自治体パートナーとなって今に至っており、地域の方で、パートナー制度を活用しながら平和祈念館に行かれた方も何人かいらっしゃるっていうことを承知しております。

子どもたちの学習についてですが、小学校では、6年生が社会科の学習で2学期の後半に満州事変や太平洋戦争の学習をしています。説明、情報ってというのは、小学生という発達段階の中でやや少ないっていうそんなことを思いながらですが、あわせながら、満蒙開拓平和記念館への向こうに出向いての学びってというのは、少しハードルがあるかなというふうに考えます。

また、中学校では近代史、歴史になりますがの中で、満州事変、満州移民などを扱っています。郡内の中学校の歴史の教科書はこのところを丁寧に扱っている教科書、前も一般質問でお示ししましたが、6ページ余にわたってこのところが当たっています。上伊那は満州移民というのも多いというそんな状況、下伊那もそうですけれども、県内全体ももちろんそうですけど、そういう中でこの教科書が採択されているかなって個人的には思っているところがございます。

子どもたちの学び、学習を考えたときに、以前中学生が、議員お話しのように開拓平和記念館を訪れたときもそうですが、学習の延長で出向いています。修学旅行ということは、コロナの関係で松代大本営へ行ったりとか、そういう動きをしている学年でしたが。各学校で授業として総合的な学習の時間等で平和学習について学び、満蒙開拓平和記念館へという学級・学年がある場合には、スクールバスの使用などを支援していきたいなというふうに思っております。

駒ヶ根の登戸研究所についても、同じというふうに考えています。駒ヶ根も、高校生がうんと研究をしてとか、あるいは、伊那でいうと六道原、六道の陸軍の飛行場が云々とかとかいろいろな歴史が上伊那の中にもあるわけですけれども、それも学習の展開の延長線上に位置づくかなというふうに思っています。

そして、満蒙開拓平和記念館ですけれども、私、3度ほど行かせていただいていますけれども、向こうに行かなくてもDVDの貸出し、あるいはスタッフの方がこちらまで出向いてくださると、状況が合えばということですが、出向いていただいて、子どもたち向け、あるいは大人向けにお話をいただける、そういう状況があるかなと思っておりますので、子どもたちはもちろんですけれども、地域の方の集まり等でも、そのところを開拓団の方からお話を聞いたりとか、語り継ぐとか、いろんなところにつながるかなとそんなことを考えております。よろしく申し上げます。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 実際に行くことの効果ってというのが、岡谷のちょっと報告を見れば分かります。ぜひこの80年の機会にまた検討していただきたいと思っております。

次に、2として、安心して通える保育園にということでございます。

1947年に制定された児童福祉法第39条1項で、「保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設」として、24条で「保護者の労働または疾病等の事由により保育に欠ける児童を保育所に入所させ、保育する措置を取らなければならない」と市町村の保育実施責任が明確にされました。また、その後、いろいろな国・自治体の公的責任の下で子どもの受ける権利や保護者の働く権利を保障するための

ものとして位置づけられ、保護者の要求によって制度はますます充実してまいりました。また、国の定める保育基準にも市町村が単独補助で独自加算を行うことで、よりよい保育が実現してきた経過があります。

村は、たけのこ園を含めた6つの公立保育園で保育が行われてきました。村の人口が増えてきた大きな要因であると思います。公立できちんとやってきたということ。

2000年の社会福祉基礎構造改革で措置制度から利用制度に変わり、市町村の責任は残りましたが、2012年に子ども・子育て支援関連法が成立し、2015年から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

公費負担で利用料を給付する仕組み等が導入されましたが、制度改定後、定数、職員配置、施設整備の課題、村保育園の状況をお聞きします。また、会計年度任用職員の報酬改定で、保育で雇用の改善をされたかをお聞きします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 保育園の定数、職員配置、施設整備の課題等状況は。また、会計年度任用職員の報酬改定で、保育士雇用の改善はされたかという御質問でございます。

まず、定数について、村内保育園の現状であります。9月1日現在の在籍状況は、北部保育園が定数90人に対して在籍81人、西部保育園が定数100人に対して在籍108人、中部保育園が定数180人に対して在籍182人、南部保育園が定数150人に対して在籍113人、南原保育園が定数200人に対して在籍186人となっております。

西部と中部で定員を超えておりますが、4月時点では各園とも定数を下回っており、定数超過に伴う園の異動をお願いした事例はありません。また、待機児童も現在はおりませんことから、定数の見直しは現時点では考えていません。

次に、職員配置でございます。

国の配置基準を基本に、保育士1人当たり0歳3人、1歳5人、2歳6人、3歳15人、4歳以上25人の体制で配置をしております。令和6年4月の会計年度任用職員の報酬改定により、有資格者の採用に一定の効果はありました。しかしながら、今、さらに全国的な保育士不足が訪れておまして、さらに一層の確保は容易ではない状況でございます。また、他の市町村ではさらに厳しい状況であるとお聞きをしているところでございます。

そのような中、村といたしましては、上伊那の高校の御理解も得ながら、夏休みに高校生アルバイトをおよそ20名ほど受け入れまして、保育の仕事に触れていただく機会を設けるなど、裾野を広げる取組を進めております。

最後に、施設整備についてでございます。

多くの保育園、老朽化しております。必要に応じて修繕や改修を行っております。また、どの園も空き教室はほぼない状況でありまして、特に途中入園の多い未満児については、余裕がないというところでございます。

引き続き、安全・安心の確保と保育の質の維持を最優先に、運営体制と施設の両面から丁寧に対応してまいります。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） こども誰でも通園制度が導入されました。一時預かりとの整合性

と村での受入れ体制をお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） こども誰でも通園制度と一時預かりとの整合性で、村の受入れ体制はという御質問でございます。

まず、一時保育の現状であります。

保護者の方が一時的に家庭での保育が難しい場合に、すくすくはうすでは生後4か月以上のお子さんを、1時間400円、最大4時間までお預かりしております。保育園では、おおむね1歳以上のお子さんを、1時間400円、または1日3,000円でお預かりしております。

また、今年4月から育休退園廃止に伴いまして、兄弟を2人以上御家庭で保育している世帯の年長のお子さんを月10日間無料でお預かりする「おやこひとやすみ事業」を開始いたしました。

次に、国が来年度から全ての自治体での実施を目指しておりますこども誰でも通園制度についてであります。

これは、おおむね6か月から3歳未満のお子さんを、就労等の要件を設けずに、月10時間を条件として有料でお預かりする制度でございます。村におきましては、来年度の導入に向けて担当課で検討を進めておりますが、現行の一時保育やおやこひとやすみ事業と機能面で重なる部分が大きいと受け止めております。

課題といたしましては、やはり最も大きいのが保育士の確保でございます。加えて、受入れは村内各保育園を基本に想定しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、近年、未満児の受入れが増えていることに加え、そのため、空き保育室がほとんどない状況から、この誰でも通園制度に対するの保育する場所の確保、これが難しいと考えております。

こうした状況を踏まえ、すくすくはうすの活用をはじめ、運用面の工夫や関係機関との連携など、複数の方策をまだまだ丁寧に検討してまいらねばならない段階でございます。

引き続き、安全・安心の確保と保育の質の維持を最優先に必要なサービスが行き届くよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 3であります。昨年、議会から保育を守るための要望書を提出して、それに基づいてアンケートをしていただきました。昨年たくさんの悩みが出されておりました、その後の対応についても議会としての要望を出しております。誠に申し訳ありませんが、寄り添った保育の充実をということで、ちょっとここは質問というか、要望だけにさせていただきます。申し訳ありません。

4として、気候変動によるプール遊びの熱中症対策として、プールに日よけシェードの設置が必要ではないかということです。お願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 気候変動への熱中症対策として、プールに日よけのシェードの設置をという御質問でございます。

現在、保育園でのプール遊びであります、気温や水温の確認を行いまして、短時間での

実施とするなど、熱中症への配慮を最優先に運用しております。あわせて、子どもたちにつきましても、帽子やラッシュガードの着用がほぼ全園児に行き渡っている状況でございます。そのため、日よけシェードを新たに設置する案は今のところないというところでございます。

しかしながら、今後の気象状況によっては考えていかななくてはならないかもしれません。その辺りは引き続き検討してまいります。

参考までに、2009年に南原保育園新築の際に、日よけ付きのプールを設置した経過がございます。しかしながら、風雨による破損が生じてしまいまして、現在は撤去しております。安全確保と維持管理の観点を踏まえ、慎重に判断をしてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 次に、子どもの権利条約の実現に向けてという質問をいたします。

こども基本法が2023年から施行され、子ども権利条約の理念が明記されました。議会は中学生議会の中で、こどもの基本法第3条「全てのこどもについて、その年齢・発達の程度に応じて自己に直接関する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、4として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮されること」を最も大事な事として事前学習で学びます。

中学3年生でなく、村の子どもたちが学校生活の中で子どもの権利条約を学ぶ場面があるかどうかをお聞きます。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） ちょっと時間の関係でございますが、早口でいきますが、お願いたします。

学校で権利条約を学ぶ取組はについてお答えします。

中学生議会、事前学習での子どもの権利、それから意見表明権、社会活動に参加する機会の確保など、議員の皆様のお話を通して、子どもたちは、中学生議会を含めて、日々の生活の中も含めてということでございます。自身のありようについて学びを深めていると思っております。

学校では特に特化といえますでしょうか、特別な時間を設けて学ぶ機会が、子どもの権利あるいは権利条約について学ぶ機会がございませんが、ふだんの生活の中で、いじめを含めた人権感覚の醸成、3項とも宣言を子どもたちがつくり上げていますので、そういうようなこととか、あるいは、自主的な活動を促すことによって、例えば行事、南部小学校では大玉、子どもたちが企画して運動会に参画している、そんな状況もございますけど、そういうようなこと。あるいは、生活目標の設定の際に、校長と子どもたちが面談をして生活目標をつくり上げている、そんな状況もございます。

端的に申し上げれば、学習・生活を通して子どもたちの発言、子どもたちの考え、そのことを大事にしているということ。また、それを今後も目指していくと、そういうことで御理解をお願いします。

多様な社会活動への参加という観点では、総合的な学習の時間や中学校での職場体験学習、

各地区行事への参加などが挙げられます。この充実は、学校として学校応援団、また地域として大事にしているところがございます。よろしくお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） すみません、時間がなくなってしまいましたので、こどもの意見表明の機会を実現するには、村の子ども権利条例を制定したらどうかという質問であります。この間、2回ほど一般質問で聞いております。

2回目のとき、2023年12月議会でもお聞きしましたが、このときにはこども計画に表していくという説明をいただきましたが、こども計画には具体的に意見を聞く仕組みが入ってきません。

松本市の子どもの権利条例を見ますと、この中にきちんと書いた中で、こども未来委員会というのが開ける仕組みになっています。それで、本気で子どもの意見を聞くためには、村独自の権利条例が必要だと考えます。よろしくお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 私から答弁をさせていただきます。

議員さん、一般質問等々しながら動きを丁寧に今お話されたので、今、こども計画の関係で端的に述べたいと思います。

村でこども計画を策定しているところがございますが、策定していく計画の根底に、先日会議でも三澤議員さんうんと大事だよっていうのを確認、あるいは質問されましたけれども、子どもの権利条約の内容の私は根底に息づいているというふうに思っております。また、先ほど申し上げました学校生活の中での子どもの権利とか人権を大事にする営みが、これも根底にあると思っております。

そのような状況の中で、現時点で子どもの権利条約制定には至らないでいるんですけども、今後、子どもの権利あるいは人権等々もちろん大事にしながら、条例制定につきまして、検討を重ねていく必要があるかなと思っております。

子どもたちの発想をうんと地域、村としても活動に生かして、これは村長が答弁すべきところがございます。私もそう思っていますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 3として、民主主義を学び民主主義を生きる場として、主権者教育を位置づける学校運営ということでもちょっと書きました。

この部分は、今までの中でこう答えていただいている部分かなというふうに思います。子どもたちの意見をいろんな場面で取り入れていくということが大事だと思います。いろんな事例を私もちょうと考えてきましたけど、ちょっと時間もなくて、取りあえずこの部分はそういうことで、基本のところは今の権利条約にあるわけですけども、そういった民主的な学校・園をきちんとしていく立場を貫いていただきたいということで、申し訳ありません。御答弁いただけるならよろしくお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今、議員お話しのように、子どもたちは児童会選挙とか生徒会選

挙等々、そういう場もあるわけですが、子どもの権利が当然ベースに位置づいている、それを踏まえながらのそれぞれの動きでございます。よろしくお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） それでは、最後に、地球温暖化による豪雨災害に対する対策についてということでお聞きします。

1として、7月1日の線状降水帯が発生し、村内に様々な被害が発生しました。危機管理課を中心に消防団の皆さんも出ていただいて、迅速な対応ができたというふうに思いますが、特に大きな被害が出たところについて、先ほど山崎議員が示しましたようなハザードマップのほうできちんと認識されていたのかどうかをお聞きします。お願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 7月1日に起きた被害等については省略をさせていただきまして、ハザードマップや防災マップ等で被害を予測できたのかというところに絞ってお答えをさせていただきます。

本村の防災マップは、自然災害時の被害軽減と避難行動に資することを目的に、浸水想定、また避難場所・避難経路等の情報を示したものでございます。平成18年（2006年）豪雨の教訓を踏まえて作成し、その後は水防法が改正された2015年により、想定基準が計画規模から想定最大規模降雨、要するにおおむね1000年に一度に見直されたことに伴いまして、それを反映し、土砂災害警戒区域の表示を含め、内容の充実と、また、多言語版の整備を進めております。

浸水に関しましては、天竜川・大泉川・大清水川に加え、隣接する箕輪町の帯無川の影響もマップに落とし込んでおり、広域的な水害リスクの有無や程度をあらかじめ把握することは可能な状況でございます。

一方で、今回のように1時間に50ミリ以上の猛烈な雨が短時間に集中するケースは、主として河川への流入が継続し、越水に至る事態を想定するハザードマップの前提とは時間軸が異なっております。個々の突発的・局地的現象による被害の発生地点やタイミングを地図単体で具体的に予測する性格のものでないことも、併せて御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 確かに、今回の線状降水帯っていうのは、ちょっと私たちも初めての経験だったように思います。しかしながら、今の気象状況の中ではかなり頻繁に起こるということが、また、突発的に起こるということが今は想像されまして、この点についての対応をその場でするしかないわけでありましてけれども、この際、やっぱりどういうふうな対応をしていくのかっていうところは、また村民の皆さんへも分かりやすいものを示していただいたほうがいいかなというふうに思います。

2として、北殿地区の黒川沿いの村道104号線についてであります。

豪雨の際に道路路肩が決壊し、下水道管とかが通っていますけれども、それが破壊するような大事故になる可能性があるかと、この近所に住んでいらっしゃる方から言われました。7月の1日の線状降水帯の雨のときも、もうすれすれまで上がってきていて、あそここのところが路肩が弱くなっているの、急激に削られる可能性が、いつ起こるか分からないというふ

うに心配されておりました。調査して緊急の対応が必要ではないかと思っておりますが、よろしくお願ひします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 北殿地区の黒川沿い村道の路肩決壊リスクに関する御質問でございます。

7月1日の豪雨では村内各所で被害が発生し、この黒川も満水に近い水位となりました。現地確認の結果、短時間の集中豪雨で各水路からの流入が一気に増えたことに加え、下流部で黒川沿いの樹木が繁茂しておりまして、枝が垂れ下がっておりまして、それが流れを阻害していたことが増水を助長した主な要因であると現在は考えています。

こういった樹木への対策であります。この繁茂している箇所はJRの敷地に隣接しておりまして、過去にもJR東海に伐採をいただいた経緯がございます。今回もJRと協議の上、早期の伐採・枝下ろしを進めてまいりたいと考えます。

路肩の安全確保であります。黒川沿い村道の路肩状況を再点検いたしまして、豪雨による破損で危険が認められる箇所があれば、応急措置の後、本復旧を行ってまいりたいと存じます。

また、水門管理の徹底であります。下流の伊那西部土地改良区管理の水門については、豪雨時の開放時の運用を再確認し、引き続き、緊密に連携をしてまいりたいと存じます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 点検していただけるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

議長（笹沼 美保） これで、4番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから2時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時35分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 9番、唐澤由江です。あらかじめ通告いたしました一般質問について、6件についての的確な答弁をお願ひします。

6月定例会で行った一般質問の中で、森林環境税、個人住民税に1人1,000円を上乗せさせたものが、それが、森林環境譲与税として村へ470万円入ったというお話がありました。その用途は森林整備や木材利用の推進で、南箕輪中学校の学習机の天板に利用したということがありました。その際、村長は、今後、南箕輪小学校、南部小学校にも進めるとおっしゃっていました。

現在の状況はどうかお聞きしたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号9番、唐澤由江議員、中学校から始まった机の天板取替えの状況はの中で、村産のアカマツを使った南部小学校、南箕輪小学校の状況はについてお答えします。

アカマツ材を利用した学習天板の貼替えは、アカマツに囲まれた大芝高原があるこの南箕輪村で、子どもたちが大切な時間を過ごす学校生活において、村の木、村木であるアカマツ独特の性質や木の生い立ちと、それから、村の歴史を感じることができる生活体験をしてほしいという思いから実施してきております。令和5年度から始め、今年で3年目になります。

まず、中学校で令和5年、令和6年度は予算の関係、木材の量の関係があるんですけども700枚を制作し、今の3年生が2年生のとき、それから、今年度7月に1年生、これから10月、11月にかけて、2年生が天板の貼替えを行う予定でおります。

南部小学校につきましては、本年度開校30周年を迎えるということでありまして、300枚を作成し、取り替える予定でおります。南箕輪小学校につきましては、令和8年度以降天板を作成し、計画的に取り替えていく予定でございます。よろしくお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 計画的にやられていることはよいかと思いますが、伊那市の方から、まだまだ真新しい学習机に村のアカマツ材を使った天板取替えは腑に落ちない。もったいない。何で取り替えるのかという話がありました。うちの学校はぼろぼろだという話です。

それで、南部小学校の机は何年に購入したものかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 南部小学校の机でございますが、平成7年度の開校時に購入したもの、30年たっているものもございますが、あるいは子どもの増加により買い足したもの、さらに、経年劣化によりまたまた買い替えたもの、そういうものがございます。

最新のものでは、令和6年度で買い換えたものが25脚ございます。令和7年度につきましては、天板の張替えを予定しているため、机の購入はいたしません。

今、令和6年度は特に新しい机ですけども、大事な机でございますので、予備机と言いましょうか、南箕輪小学校のこともありますので、有効に使っていきたい、そういうふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） アカマツ材は柔らかいので、天板を取り替えた場合に、その上に何かビニール製の敷物が必要というような話もお聞きしまして、新しい机の天板を入れ替えるのはどうなのかなど。天板取替え後の子どもたちの反応はどうかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。天板取替え後の子どもたちの反応、様子はどうかについてお答えします。

中学生は指導者、業者の方が指導者となって御指導いただきながら、生徒同士、それから教職員の協力を得ながら、自分で自分の天板を取り替えていきました。子どもたち非常に協力的にお互いに分担したり、そんな作業状況が見られました。声をかけながらという、そういう姿でございます。

アカマツ天板は一つ一つ木目や色合いが異なり、木の風合いが感じられる設計となっております。

取り替えた中学生の生徒の声です。触ると温かみがあり、気持ちがいい。取替え作業でございしますが、なかなかうまくできなかつたけれども、終わった後教室を見ると明るい感じになっていた。いいなって思ったとか、アカマツは議員おっしゃられました柔らかいらしいので、今までよりも優しく使おうと思いましたなどの声がありました。

取替え前は天板に落書きすることも少しありましたけれども、そういうことはなく、アカマツの天板を大切にするようになったようでございます。また、業者といいましようか、職人さんの指導の下での作業はとても楽しかった、そんな声も聞かれています。

子どもたちは、アカマツの天板はおおむね好評と受け止めていますが、アカマツという材の特性から、先ほど申し上げた柔らかさ、へこみやすいとかいう課題がありますので、このことについては、今、議員もおっしゃられたカバーをどうしたらいいかとか、検討を進めているところでございます。

アカマツの天板は、これまでの工業製品の現場に比べると、今申し上げた傷つきやすさがありますが、ぬくもりがあるというようなこと。時間の経過とともに風合いが増す本物の木の机でございます。子どもたちは、大芝の森で100年以上かかって育ってきたアカマツの木に感謝と思いやりの気持ちを持っていただければ、そんなことを思っているところでございます。お願いします。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 天板取替えを通して、村として環境教育でどのように伝えたのかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 天板の取替えを通して、村としての環境教育の考えはについてお答えします。

先ほどお答えしました中学生の声のように、子どもたちが直接村内産のアカマツ材に触れ、柔らかさや明るさを実感すること、重みを私はあると思ってるんですけどね、重い軽いとか。これからの時代を生きる子どもたちにとって、大切な経験になってくると感じています。

また、そのすばらしいアカマツ材がこの村の先人たち、桃十先生とか、歴史の中での職人を通して育ってきたところでございますけど、大芝高原のアカマツからできているものであることを知ることで、村への愛着や感謝の気持ちを高めることにつながってほしい、そんなことを願って言います。

中学生は自分たちの力で天板交換をしましたが、そのことが木材への興味、あるいは職業観の醸成にもつながっていくかなと、そんなことも思っております。

村といたしまして、この事業を環境教育の一環として捉えており、地域の大切な環境の一部である大芝の森林資源を実際に活用することは、森が再生し、循環していく資源であることを学ぶきっかけになっています。

こうした経験を通して、子どもたちが地元の歴史や文化、自然を大切に、郷土の誇りや愛着を持って育ててほしいな、そんなことを願っているところでございます。お願いします。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） すばらしい教育だなと思います。

2 番に移ります。

健康長寿な村民が増えることが大事で、介護認定の状況はということで、高齢者の自立支援、令和7年は団塊の世代が後期高齢者となる節目の年です。元気な高齢者を着実に増やし、高齢化と人材不足を備えることが重要となります。

平成27年に改正された介護予防日常生活支援総合事業により、村でもいろいろな事業を実施しております。いきいきシニア率というのが大事で、石川県小松市では令和7年1月、73.4%の人が生き生きしているということで、介護が不要な人ということだそうです。高齢者の約半数は生活不活発が要因だったが、技能訓練・栄養指導などを行うことで、いろんな運動生活機能が改善したという。問題というか短期プログラムをつくって、自立支援ケアソリューションというのをやっているそうです。

いろんなプランがあって、高齢者と一緒に目標を立てられ、プランが効率化して、入れ歯のかみ合わせが悪く、痛みで肉類が取れないとか、運動しても筋力がつかないとか、適切なアクションができない、転倒しやすいというようないろいろなものがありますが、村の65歳以上の介護認定を受けていない人数と割合はどのくらいかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号9番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

65歳以上の介護認定を受けていない人数と割合はという御質問でございます。

令和6年度末の第1号被保険者数は3,824人で、そのうち、要介護・要支援認定者数は530人となっています。認定率は13.9%となります。したがって、を受けていない人数と割合という御質問でありますので、を受けていない人数は3,294人で、その割合は86.1%となっています。長野県全体で介護認定を受けてない割合は82.6%でありますので、本村は低めの水準にとどまっております。一般に、高齢者の年齢構成が相対的に若い自治体では認定率が低くなる傾向があり、本村の状況もこの傾向に合致すると考えております。

また、通告いただいております国民健康保険で65歳以上の認定を受けていない人数と割合であります。65歳から74歳の第1号被保険者数は1,815人でありまして、そのうち認定者は43人です。したがって、を受けていない人数と割合は1,772人で、その率は97.6%となっております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 私も75歳ということで、後期高齢者になりましたが、とても元気でやる気満々って言ったような気もしますが、やはりこの村は本当に認定者が少なくて、元気なお年寄りが多いんだなということを感じました。

2 番に移ります。

日本は認知症大国と言われるが、村の認知症者数は幾人でしょうか。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村の認知症者数はという御質問でございます。

村内の認知症の方の正確な人数は把握できておりませんが、地域包括支援センターでは、要介護・要支援認定者の主たる要因疾患について、毎年統計を取っております。

最新の令和5年度は、認定者569人中163人が認知症を主因として介護が必要な状態であり、割合は28.7%であります。統計開始の平成22年度以降、毎年おおむね約3割で推移し、原因疾患の第1位となっております。しかしながら、これは介護認定を受けている方に限った数でありまして、介護認定が未認定の認知症の方が相当数いらっしゃるというのも実際のところでございます。

国の認知症施策推進基本計画の推計では、令和4年時点で、認知症または軽度認知障がいをお持ちの高齢者の方は、全体の約3.6人に1人とされております。認知症は誰もがなり得るものであり、住民の皆様が自分事として捉えられるよう、地域包括支援センターでは、認知症サポーター養成講座や認知症を正しく知る講座を通じて、普及・啓発に取り組んでおります。

あわせて、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になっても自分らしく、希望を持って地域で暮らし続けることができるという新しい認知症観の普及にも努めてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） やっぱり認知症施策、昔は痴呆と言っていました。だけれども、認知症ということで前向きに捉えて、やはり運動して、転倒しないようにしていかなければいけないなと感じた次第です。

2030年には1,100万人を越すというふうに言われているので、やっぱり2024年に閣議決定された認知症施策推進基本計画では、先ほども村長が言ったように、認知症になっても希望を持って暮らせる新しい認知症観っていうのが明記されているということで、やはり認知症といっても、特別な病気ではないというふうに捉えていきたいと思います。

次に、3番に移ります。

民間プールで水泳授業の計画は。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） すみません、失礼しました。

3番、認知症リスク要因はをお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 近年の国際的整理では、生涯を通じて取組可能な14の修正可能リスク因子が示されております。

若年期では教育歴の低さ、中年期では難聴、高血圧、肥満、高LDLコレステロール、喫煙、うつ、身体不活動、糖尿病、過度の飲酒、外傷性脳損傷、老年期では社会的孤立、未矯正の視力障がい、大気汚染などが挙げられております。

これらは発症を必ず防げるという趣旨ではありませんが、リスクを下げる余地がある領域として、各世代の対策が推奨されております。あわせて、運動・禁煙・血圧・糖代謝管理・栄養・うつのケアなど、WHOガイドラインが示す生活習慣介入の実践が重要であります。

難聴対策では、昨年度のげんきあっぷクラブで補聴器購入助成制度を周知し、難聴が主要

リスクであることの説明を行いました。また、食生活や運動などによる生活習慣病の重症化を防ぐことや、心身の機能低下を示すフレイルを予防することの大切さを、介護予防教室や高齢者の制度説明会などの場において伝えております。

社会的孤立を防ぐためには、人と人とのつながりのある地域づくりが必要となります。地域の様々な活動を支援するとともに、個別ケース対応では、孤立しそうな方が社会参加できるよう、地域資源とつなげるような働きかけを行ってまいりたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 長寿の敬老会等が14日、15日辺りに開かれまして、やっぱり高齢者が自分の足で歩いてしゃべったりしたりすることが、やはり認知症予防がいいのかなど。また、NHKでも取説で取り上げられて、テレビにも何回も出ていますので参考になります。次に移ります。

民間プールで水泳事業の計画は。

伊那市はスイミングクラブのAFAS伊那と委託契約を結び、同クラブの屋内プールで学校プールの故障に伴い、6月から試験的に実施。水泳指導で長年の実績がある同クラブのインストラクターから専門的な指導を受けることで、学習効果を高めるといふうなことで、市内では建設から60年以上経過したろ過器などの維持管理費などを考え、民間プールを利用したほうが予算が抑えられ、屋内は天候に左右されず計画的に事業が進められ、熱中症予防につながるという。村の現状はどうかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 唐澤議員御質問の民間プールで水泳事業の計画は。その中で、学校設備の故障、あるいは老朽化によりということで、伊那市の状況も踏まえながらの御質問でございます。また、インストラクターに関してもということで、合わせながら村の実態についてお答えします。

小中学校の保健体育の水泳事業というのは必須となっているところでございますけれども、御指摘のとおり、伊那市では小規模校が民間プールを利用する等々、そんな動きがあるというふうに承知しております。

村でもプールの老朽化の懸念はありますが、中学校のプールを令和2年度に改修し、小学校2校でも小規模な修繕等々を繰り返しながら、現在に至っている状況でございます。

また、村では、令和5年度から村職員として体育専科の2人を採用してございます。小学校で専科、とっても良い指導をします。授業を行っていますので、故に、インストラクターというのは考えてはおりません。

今後、大規模な修繕等々の必要性が出てくることも踏まえながら、近隣の学校、具体的には南箕輪小学校と中学校になりますが、そこを共同に利用できないかとか、そんなことも検討する必要があるかなという、そんなことも思っております。

現在、民間委託ということは描いてはいない状況でございます。よろしく申し上げます。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） プールの世話というか、プールの管理に教員が手間を取られているということがないようにしていただき、必要に応じて、こういった思い切った対策も将来

的には必要なのかなと私は思います。

2番の夏休みのプールの実施状況はどうでしたか。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。夏休みのプールの実施状況はについてお答えします。

現在、夏休みは小中学校ともプール開放をしていない状況ですので、使用していないということになります。よろしくをお願いします。

今年度、南部小学校のPTA、それから学校長の連名で、夏季休業中の小学校のプール開放について要望を今、いただいているところでございます。要望内容としては、近年の気象状況や登下校時の安全確保で、数年前からプール開放がなくなった。大芝のプールもなくなったのも合わせながらでございますけれども、健康増進の場所として、村が主体となって小学校のプールを無料化あるいは定額で開放してはどうかというものでございます。

7月に開催した教育委員会の定例会、それから、8月に開催した村長との総合教育会議でも協議を重ねてきております。課題として、事故があった場合の責任の所在、監視員をどうするか、使用人数等々をどうするかなどなど、多くの課題がございます。引き続き、検討してまいりたいなというふうに思っているところでございます。よろしくをお願いします。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 4番に移ります。

全国学力テストの結果と課題は。小6、中3の学力テストの結果は。

2025年の全国学力テストでは、各教科で記述式の問題の正当性が低く、自らの考えを根拠に示して、書く力に課題のあることが浮き彫りになった。また、理科の実施は3年ぶりで、中学生を対象にパソコンで回答する試験を本格導入。実験や観察場面、動画で再現し、正しく理解しているか試したところ、多くの生徒が苦戦した。理科離れが中学校で顕著という。

低下が目立ったのは中学校英語で、小中の国語や小学校の算数も2016年度より低下して、コロナ禍とかスマホが影響しているのではないかというような動向だそうですが、村はどうでしょうか。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。全国学力テストの結果と課題は。今、質問の文言を読ませていただきました。実際には全国学力状況調査ということでございますので、自分たちテストという言葉は使っていません。よろしくをお願いします。

小6、中3でございます。国語・理科・算数・数学について、国の動向との比較はについてお答えします。

この調査の特徴ですが、知識理解、それから技能と活用等を織り交ぜた出題となってきております。令和7年度は、学習指導要領が小学校で改定されてから6年目、中学校が5年目を迎えております。また、先ほど議員も触れられましたけど、一人1台端末が導入され、日々の授業でも調べ学習や意見交換、対話的な活動、ドリル学習などに使用されるようになってきています。学びの環境が大きく変わっているかな、そんなことも思っているところでございますが、それを踏まえながら、知識・技能、思考力、判断力、表現力を育むために、

調査の結果から示唆される課題を日々の授業づくりにどう反映していくかがポイントというふうに考えております。

令和7年度の村の学力の定着についてでございますが、結果と考察を述べます。なお、数値の公表は控えさせていただきます。御了解ください。

小学校では、国語が全国と比べて若干下回ったものの、算数と理科は全国平均を少し上回って、学習内容がおおむね定着しているかなというふうな様子が見られます。中学校では数学が全国平均を少し、県よりも若干上なんですけれども、そんな状況。下回ったものの、国語と理科では全国平均を若干上回っております。

一方、中学校の数学においては、正当数分布、通過率の関係が2こぶ下のほうというか、通過率が低いほうと高いほう2こぶというふうになっており、苦手な生徒への声に応じた指導が必要となっている状況がございます。また、小学校・中学校とも思考力、判断力、表現力について記述式で答える問題の正答率に課題がありました。各教科の単元展開の中でこういった問題にじっくり取り組むことができる時間を設けて、一人一人の対応力をつけていく必要があることが見えてきました。

以上でございます。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 幾つか課題があったということで、全国学力・学習状況調査ということですので、村はどうかということでお聞きしました。

また、保護者のアンケートでは、学校のある日の子どものスマホなどの使用時間2時間以上としたのは、小学校で26%、中学校で53%に上り、学力低下につながるのでは。また、学校授業以外で1時間学習するとした割合は、小中とも減少したといえます。村の実態はどうでしょうか。

また、読書を30分以上するという児童生徒はどうだったかをお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） このアンケートの結果からということでございますが、全体を通して、先ほど議員おっしゃられましたけれども、スマホとかいろいろ、そちらのほうにかなり時間を要している子どもさんたちの学力が低下しているかなと。伴いながら、読書量は少なくなっているかなというふうに思っているところでございますが、30分以上という数字を今、私は持ち合わせておりませんが、傾向としてはそういうことが言えるかなというふうに思っております。

児童生徒質問紙から、全国と比べて5ポイント以上上回っているものについて、主立ったものを紹介いたします。

小学生のよさでございますが、毎朝朝食を食べているか。それから、毎日同じくらいの時刻に起きているか。読書は好きですか。それから、理科の授業では、観察や実験をよく行っていますかが5ポイント以上上のアンケート結果でございます。

それから課題といいたしましょうか、5ポイント以上少なかったものに関してですが、自分にはよいところがあると思いませんか。困り事や不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談ができますか。友達関係に満足していますか。あなたは、自分がパソコン・タブレットなどのICT機器で文章を作成することができると思いませんか等が結果としてありま

す。

中学校としては、よさとして小学校でもありましたが、毎朝朝食を食べる。それから、いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う。自分と違う意見について考えるのは楽しいと思うなどございます。

課題が残る項目としては、学校に行くのが楽しいと思う。地域や社会のために何かしてみたいと思う等が5ポイント以下の項目の主なものでございます。

自己肯定感に関する内容や困ったときの対処の仕方について、自己評価が低い傾向かな、そんなことを思っていますが、このことは、学校が楽しいということと関連する項目かなと、そんなことも分析のところでは思っているところでございます。

課題ですが、日々の学習活動や学級の係活動を通してながら、自分のよさに気づく経験を増やしたり、困ったときには周囲を頼っていいんだよという生き方、授業等を通して分かる楽しさ、できる楽しさ、また、求めていく喜びを体感すると、自分自身本当に自信を持って自己肯定感、有用感でございましょう。それを持って歩める子どもに成長してほしいというふうに思うところでございます。

また、タブレットの関係でございますが、日常的な活用頻度と、それからスキルの習得について課題が見られました。各教科の事業展開でどこでどんな活用の仕方ができるのか、また、日々使うことでタブレットの活用機能をどう向上させていくか。専門講師を招いての校内研修、これは職員が特にそうですね。研修やそれぞれの教員間での情報交換を通して、具体的な授業づくりができるよう、各校に教育委員会としても働きかけてもらいたい、そんなことを思っております。よろしくをお願いします。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 今、繰り返しておっしゃっていただきましたが、3番の今後の指導内容はについてお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 続けてお願いします。

今後の指導内容、細かというか、项目的なものは申し上げませんが、ざっくり言ってということでもよろしくをお願いします。

小中学校とも、各学級における課題もあります。今、学級経営とかいろいろ含めて。ただ、今回の調査結果というのを丁寧に受け止めてまいること、それを踏まえながら、結果について傾向・考察・課題等を学校だよりで保護者に伝えていくというようなこと、それから、子どもさん一人一人に対しては、個別に本人のよさ、努力していること、課題についてこう伝えていくと。

それから指導面ですが、先生方が実際に問題を解いてみると。出された問題を。それをすることも含め、2学期では課題のある内容の指導において、さらなる授業づくりの充実、また、アンケート結果を含め、小学校1年生から5年生、中学校1～2年の学習指導に生かしていく。これらについて先日校長会を行いまして、共有したところでございます。よろしくをお願いします。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。酷暑対策は。

熱中症から守り、SDGsの実践の具体策として、役場や大芝公園内に冷水器を配置してはということですが、6月から8月、平年を2.36度上回った35度以上の猛暑日が続いておりました。干ばつだとか異常な降雨、熱波、氷河の大規模な崩壊、山林火災といったように、本当に熱中症だけではなく、もう地域全体が本当に温暖化などという話ではなく、大変な問題があるなと思います。

マイボトルの利用が進み、プラスチックごみ削減につながるほか、小まめな水分補給による熱中症予防や健康づくりにも効果的だということで、地域全体で環境に優しい持続可能なまちづくりを目指すため、村での活用を考えては。

大阪・関西万博場内に無料給水スポットを設置したということだそうで、OSGのコーポレーションの会社があるようです。いかがでしょうか。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 役場や大芝高原等に冷水器を設置してはという御提案をいただいております。

全国的には新型コロナの後、多くの自治体で冷水器の使用停止や撤去が引き続いて行われております。本村でも、庁舎内に設置していた冷水機は、これはコロナより前の話になりますが、利用者が減ったこと、また、維持管理負担、衛生面の懸念を踏まえまして、順次撤去してきたという経緯がございます。以後、設置再開に関する特段の要望は把握をしていないというところでございます。

また、大芝高原味工房、また大芝の湯には、飲食スペースにはなりますが、冷水器が設置されております。

そういった中、新たに設置する場合がありますが、タンク式でありますと、残量管理・定期補充・清掃消毒など、そういったところの人的負担や衛生管理の継続コストが発生するという課題があります。また、水道直結式では、設置工事等の初期投資が必要になったり、定期的なフィルター交換等、維持管理費用がかかってまいります。こういったところあります。

また、公園の中では虫や花粉等の衛生管理、屋外機器の維持管理、冬期間の凍結対策など、ちょっと公園はさらに難しいのかなというところではありますが、今回、唐澤議員から御提案をいただきまして考えましたのは、小中学校への水筒・ボトル専用の冷水器の設置については、ちょっと検討してもいいのかなと思っております。

現在も児童生徒は自宅から水筒を持っていっているんですが、やはり重くなりますので、持っていける量に限界がありますし、中学生の部活動等を考えますと、消費量と持参量でこのバランスが取れているかということ、なかなか難しいのかなと思います。そういったところございますので、小中学校導入に向けて、教育委員会が所管となりますが、ちょっと導入に向けてできないかというところは、これから相談・検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 子どもたちのために、ぜひ小中学校に冷水機を設置していただくよう、よろしく願いいたします。

最後の質問になりますが、大泉の地下歩道について。

建設当時から長年経過し、さびている箇所があります。塗替えや蛍光管をLED化しては

どうか。

ここは、コメリから南へ行く春日街道沿いの地下歩道です。学校道への通路となっており、建設当時から長年経過し、みすぼらしく、さびが目立ちます。近所の方から申出がありました。今はこういった大がかりな地下歩道っていうのは造らないと思いますが、鉄骨の歩道橋などが簡単でいいんじゃないかなとは思いますが、なぜか大がかりなコンクリート工事で、地下歩道は密室で暗い雰囲気です。

かつて私が教育委員会に携わっていたときに学校が荒れており、いたずら書きされ、急遽塗り直しました。もう20年以上前のことです。子どもたちが元気に登校できるよう、また、春日街道沿いからも本当にみすぼらしくなっておりますので、きちんと塗り替えてほしいと思います。

また、蛍光管もLED化してほしいと思います。答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大泉地下歩道について、塗替えや蛍光管をLED化していただきたいという御提案であります。

この地下歩道につきましては、春日街道を安全に横断するための歩行者施設でありまして、通学路として、多くの児童生徒が日常的に利用しております。施設の管理者は長野県でございます。

まず、舗装等の構造保全について申し上げます。

今回、大泉区からの地区要望を受けまして、村から県に対して修繕要望を既に提出をいたしました。8月28日には長野県議会議員、また伊那建設事務所、そして、私を含めた村の職員の3者で現地調査を実施いたしまして、早期施工に向けて改めて強く要請したところでございます。たまたま下校中の子どもたちがたくさんおまして、ここが汚いから直してほしいという応援もいただいたところでございます。

次に、照明のLED化についてであります。こちらは、現地調査の過程で照明は地元管理であることを確認いたしました。このため、地元区と協議の上、LEDの導入について検討を進めてまいりたいと思います。

いずれも安全最優先の立場から、県が所管する構造部分の修繕は県へ、照明の運用・更新は地元区と村が連携して進め、関係者の役割分担を明確にしながら、着実に改善を図ってまいります。進捗につきましては、適宜地区及び関係機関に共有し、必要な情報提供を行ってまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 前向きな対応、既にやったださっているということで、私は知りませんでしたけれども、ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。

議長（笹沼 美保） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから3時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時35分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番、西森一博議員。

1 番（西森 一博） 議席番号 1 番、西森一博です。通告書のとおり、3 点の質問をさせていただきます。

まず、1 つ目ですが、大芝高原の駐車スペースについて質問させていただきます。

近年、コロナ禍を契機としたレジャー形態の変化や燃料の高騰により、バイクや電動式バイクの利用者が増加傾向にあります。長野県はツーリングのメッカでもあり、南信州や木曾方面から諏訪方面へ向かうライダーにとって、大芝高原はちょうどよい休憩地点となっております。また、村民の健康増進の場として利用されている森林セラピーロードも、利用者の増加に伴い、駐車場の需要が高まっていると聞いております。

こうした利用者の多様化に対応するため、大芝高原における駐車場整備の現状と将来的な計画についてお伺いいたします。

まず、1 つ目として、バイク用の駐車スペースについて。

バイクの利用者の増加に伴い、既存の駐車場では対応が難しくなりつつあります。特に週末の昼食の時間帯には、ステーキハウス横に多くのバイクが駐車されており、一般車両の通行や歩行者の安全に影響を及ぼす場面も見受けられます。

今後もバイク利用者が増加する可能性がある中、安全確保と利便性向上の観点から、大芝高原内にバイク用の駐車スペースを設ける考えはあるのかお聞かせください。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号 1 番、西森議員の質問にお答えをいたします。

大芝高原の駐車スペースについて、バイク用駐車スペースを設置する考えはあるかという御質問でございます。

近年、大芝高原へのバイクでの来訪者は増加傾向にございます。とりわけ、フォロワー数の多いライダーの方々が SNS で発信したことにより、ありがたいことにステーキランチが話題となり、道の駅であることもあり、バイクでお越しの方が目に見えて増えてきております。最近サイドカーもよく見かけるようになりました。ステーキランチの売上げも大きく伸びており、直近の実績でも増加が続いております。

さて、バイク用駐車スペースの設置についてであります。まずは法令上、自動二輪、バイクは自動車用の駐車場を利用することが可能であり、施設管理者の運用で整理できる事項となっております。このため、現時点では四輪用区画をバイクと共同で御利用いただく方針で、専用区画の新設は予定はしておりません。

ただし、ステーキランチを提供しているステーキハウスの周辺は駐車場が不足しております。安全確保は重要な視点でございます。混雑や転倒リスクを抑えるため、バイク利用を分かりやすく示す案内や誘導、路面に二輪エリアの明示といった対策は進めていく必要があります。

あわせて、苦情等の状況を注視して、必要があれば、今後、専用区画の設置も含め、運用の見直しを検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。まずは駐車スペースをすぐに設けるとい  
うわけではなく、案内等でバイクを誘導していくということでもありますので、それでも足り  
なければ、今後増えていく可能性もまだまだあるかなと思われまので、また御検討いた  
だければと思います。

2つ目ですが、みんなの森側の駐車場を拡張するということで質問させていただきます  
が、森林セラピーロードの利用者からすれば、みんなの森に近い南側の駐車場を利用する人  
は多くおります。しかし、現状の駐車スペースでは十分とは言えず、利用者からは拡張を望  
む声も聞かれます。

村民の健康維持の拠点でもありますみんなの森です。こちらへのアクセスを向上させるた  
め、みんなの森側の駐車場を拡張する考えはあるのでしょうか。

大芝高原森林づくり実施計画には具体的な記載はありませんが、利用実態を踏まえ、整備  
を検討すべきかと考えられますが、村の見解をお聞かせください。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） みんなの森側の駐車場が少ないが、拡張する考えはあるのかとい  
う御質問でございます。

現状、みんなの森の北側駐車場は、障がい者用3台を含め、計46台分を確保しており、こ  
ちらには二輪車用のスペースもございます。利用の隔たりがありまして、平日・休日を問わ  
ず、午前9時前に満車となってしまう日があることは確認をしております。加えて、令和5  
年度に行いました村民アンケートでも、みんなの森に近い駐車場を増やしてほしいとの御意  
見は頂戴をしています。

次に、拡張についての考え方でございます。

みんなの森、こちらは保安林に指定されており、厳格な制限がありますので、みんなの森  
に新たな駐車場を造成することは極めて厳しい状況です。そのため、拡張となりますと、既  
存の駐車場の周辺の樹木を伐採することになります。以前、担当課からは、既存の駐車場の  
東に拡張してはどうかという具体的な提案を受けたことがございますが、樹木の伐採を伴う  
ことから、その際は拡張しないという判断に至りました。

議員からもありました大芝高原森林づくり実施計画で、令和12年度までの森林整備の方針  
と区画等を詳細定めておりますが、現時点で、駐車場のためにこの伐採や造成を行うとい  
った記載はこの計画の中にはございません。

一方、大芝高原全体を見回しますと、道の駅や大芝の湯、マレットゴルフ場など、既存の  
駐車場が多数あります。そこから徒歩でみんなの森に向かっていただける動線は確保され  
ております。また、満車となるのは時間帯・日にちが限られることを踏まえますと、現時  
点では、伐採を伴ってまで拡張する必要性はそれほど高くないのではないかと私は判断を  
しております。

満車時の迂回案内を含む案内看板・誘導表示の強化については検討事項であるかと存じ  
ますが、どちらかという、あの場所はリピーター、繰り返し利用される方が多いと認識  
しておりますので、そういった表示がどの程度効果があるかというところは不透明であり  
ます。

とはいえ、まずは混雑時間帯の把握など、利用実態の詳細の把握を丁寧に進める必要があ

と感じております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。やはりここでも案内と出てきましたが、やはり案内がちょっと少ないってところもあるのかなというのと、特に、みんなの森に関しては村民の利用率が非常に高いと思われまので、先ほど村長の答弁にありましたように、案内だけでは物足りないというところがあるかと思えます。村報など、何かしらの手段で村民の方に周知願うような形でお願いできればなと思えます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

生活道路の法定速度引下げについて質問させていただきます。

来年、令和8年9月から、生活道路における法定速度が60キロから30キロに引き下げられます。現在、村内の多くの生活道路には制限速度の標識がなく、住民の多くは、自身の判断で速度を調整しているというのが実情かなと思われま。

今回の改正によって、今までと同じ感覚で運転すれば速度超過につながります。住民の安全確保と交通の実態に即した対応が求められるのかなと思われま。

1つ目として、交通量が多く、標識のない生活道路の実態把握というところになるんですが、改正後の法定速度30キロが適用される村内の生活道路は具体的にどのくらいあるのか。特に、道路幅が広く交通量も今は比較的多いにもかかわらず標識が設置されていない生活道路の数と場所について、村としてどのように把握されているのかをお聞きいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 生活道路の法定速度引下げに関しての、まずは、生活道路の実態を把握しているかという御質問をいただきました。

改正道路交通法施行令により、いわゆる生活道路では、標識等で最高速度の指定がない場合の法定速度が、現行の時速60キロから時速30キロへ引き下げられます。歩行者・自転車の安全確保と生活圏内の事故抑止を目的とするものでございます。

なお、次に掲げる道路は従前どおり法定速度60キロが維持され、今回の引下げの対象外であります。

4つありまして、道路標識または道路標示による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路。道路の構造上または柵その他の工作物により、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路。高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの。自動車専用道路になります。これらは引下げの対象外であります。

加えまして、道路標識等により最高速度が現在指定されている区間においては、その指定速度が優先されます。したがって、指定が40キロであれば、生活道路に該当しても、法定速度は30キロではなく、40キロとなります。

対象となる生活道路については、法令上の表現は「主に地域住民の日常生活に利用されるような道路」でありまして、一般的に解釈いたしますと、中央線や中央帯がなく、幅員が5.5メートル未満の狭い道路が目安とされておるところでございます。

さて、村内で交通量が多く、標識のない生活道路の実態を把握しているかという御質問にお答えいたします。

本村の状況については、道路台帳によれば、村道の総延長は約284キロメートル、そのうち車道幅員5.5メートル未満の村道は約249キロメートルで、全体の87.7%を占めています。したがって、今後、標示などの有無を精査した上になりますが、この多くの区間が、改正後の法定時速30キロの適用対象となる可能性が高いと認識しています。全国的にも、報道等では生活道路が一般道路の約7割を占めるという整理が示されておりまして、本村の実情もおおむねこれに合致すると考えます。

一方、速度制限の設定・標識設置を所管しております県の長野県公安委員会に確認したところ、この路線単位、道路単位で標識や制限速度を一覧で確認できる地図データ等は整備をしていないという回答を得ています。そのため、村で独自に確認をする必要があり、例えば、中央線がある5つの道路、具体的に申しますと、久保区の集落から西へ向かう中込線から伊那西部広域農道までの村道1236号線及び村道9号線、塩ノ井区の集落から西へ向かう春日街道までの村道4号線、田畑区の集落から西へ向かう春日街道までの村道109号線、神子柴地区の集落から西へ向かう春日街道までの村道7号線、南原区の集落を通る村道8号線等については中央線ございまして、今後も法定速度が60キロ、時速60キロのままであると捉えています。

また、疑問が生じるのがゾーン30の取扱いでございます。生活道路においては、これまでゾーン30またはゾーン30プラスの取組が行われてまいりました。ゾーン30について確認したところ、警察庁は今回の生活道路の法定速度の引下げ後も、ドライバーへの周知効果があるとして制度を継続する方針を出しています。また、国土交通省はゾーン30プラスについても、引き続き、30キロ制限の道路を対象に拡大を目指す方針でございます。

ドライバーの意識を考えますと、これまでは速度標識を見ると、どちらかという減速することを意識していましたが、今後は、生活道路が原則時速30キロ制限になることによりまして、むしろ標識がある区間は30キロを超えて走行ができる区間ということで、その標識を見る受け止め方といいますか、そういった意識が変わっていくのではないかと推測をしております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。5.5メートル以下の生活道路がかなりの数を占めているというところで、いろいろトラブルも出てくる可能性もあるのかなという気はしております。

そんなところで、住民への理解が重要なところでして、施行まで1年を切った状況であるんですが、村民への周知はどのように進めていくのでしょうかというところで、単に法定速度が引き下げられることを伝えるだけではなく、なぜ30キロなのか。その安全上の意義や目的を住民に理解してもらうことも重要なのかなと考えられます。

また、生活道路の利用実態を踏まえますと、現在のままで多くのドライバーがやはり速度超過となる可能性がありますので、速度超過を未然に防ぎ、交通安全を確保するために、現在標識が設置されていない生活道路に案内板を設置する。例えば、広報紙やウェブサイトだけではなく、住民の方々にも丁寧な周知方法など、そういったものがあれば、具体的な考え方をお聞かせください。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 住民への理解に関する御質問でございます。

生活道路に係る法定速度の引下げは車両速度を抑制し、歩行者の安全確保と事故防止を図ることを目的として、昨年7月に道路交通法施行令が改正・公布されたものでございます。背景には、一般に時速30キロを超えますと、歩行者の致死リスクが急増するという知見があり、速度規制を主管する警察署・都道府県警がウェブサイトやチラシ等で周知を進め、報道でも取り上げられてきております。

今後、施行時期が近づくにつれ、広報は一層強化される見込みでございますが、地域への浸透には地元自治体との連携が不可欠であります。村といたしましても、警察・村交通安全協会と連携し、制度の意義や目的を丁寧に説明した上で、分かりやすい周知・啓発に取り組んでまいりたいと考えます。

周知手段につきましては、高齢者層につきましては、テレビ・ラジオ・新聞・地域の広報紙が有効とされておりますことから、広報紙や回覧板等で複数回にわたり情報発信し、着実な定着を図ってまいります。

次に、標識の取扱いです。村として、生活道路一帯に新たな30キロ制限の案内板を一律に設置する考えは、先ほど249キロメートルもあるということを申し上げましたので、なかなかそれは難しいのかなと思っております。その代わりに、標識のない生活道路は30キロ制限だよという考え方を浸透させることで、速度超過の抑制につなげてまいりたいと考えます。

あわせて、個別の危険箇所については、案内板の設置や頒布等のハード対策も含め、従来どおり個別に対応してまいります。

なお、中央線が設けられ、今回の改正の対象外となる道路につきましては、引き続き法定速度は60キロであります。安全上の観点から、速度引下げが必要な区間については、公安委員会に対し、最高速度の指定や標識の設置を要望してまいります。

今回の御質問の回答には外れる部分ありますが、例えば、国道361号は、今50キロに規制されております。一方、南原の村道8号線は時速60キロでいいというところ、どちらかという逆なんじゃないのかなというところもございまして。そういったその村道について、今回60キロの部分も、基本的には50キロ制限できないかというところも併せて要望していきたいと感じております。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。引き続きちょうどいい機会と捉えて、村民の方、住民の方々に周知を広めていただければいいかなと思います。

次の質問に移らせていただきます。

民生・児童委員の成り手不足について質問させていただきます。

民生・児童委員は地域の福祉を支える重要な役割を担っておりますが、高齢化や時代に合わない制度により、成り手不足が深刻な課題となっております。そのため、区長は推薦者の確保に大変苦慮している現状があるわけでありまして。

民生・児童委員の活動は、地域住民の孤立防止や見守り、児童の健全育成など、誰もが安心して暮らせる地域社会を築くために、大変不可欠なものであると認識しております。この現状を放置すれば、地域福祉の機能の低下、さらには、災害時の支援にも支障を来すおそれ

があるのかなと思われま。

この成り手不足の原因とし、活動に対する負担、無報酬であること、活動への理解不足など課題がいろいろ考えられるわけですが、村として、どのような課題があると分析しているのかをお聞かせください。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 民生・児童委員の成り手不足について、原因と課題は何かという御質問でございます。

民生委員は民生委員法で市町村に設置が定められ、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、住民の立場から生活や福祉全般に関する相談に応じ、行政や地域の支え合いにつなぐ役割を担っていただいております。また、全ての民生委員は児童福祉法により児童委員も兼ねており、妊娠中の心配事や子育ての不安に関する様々な相談や支援も行っていただいております。

本年は3年に1回の一斉改選の年に当たり、村では、定数30名の委員について、県へ推薦を行ったところですが、推薦に当たっては、従来どおり各区で候補者の選定を行っていただきましたが、非常に大変だったという声を多数いただいております。

民生委員の成り手不足については、本村に限らず、全国的な課題ではあります。全国では前回、令和4年の一斉改選では1万5,000人余の不足が生じ、充足率は93.7%であります。これは、さらに3年前の令和元年の一斉改選時と比べまして、3,700人、1.5%さらにマイナスとなったというところでございます。

民生委員の成り手としては、これまでは定年退職した人など、仕事や育児が一段落した人が担うことが多かった状況でありましたが、定年延長や再雇用等で地域活動を担える年代が上昇していること、また、区への加入者減少等、地域住民同士の結びつきが薄れたことにより、民生委員候補者として区の役員が声をかけることができる数が少なくなっている状況もござい。

民生委員の任期は3年と長期間であり、また、その職務内容は大変であるということ、また、無報酬であることも成り手確保の足かせになっていると分析をしています。

一方で、身寄りのない高齢者や社会的に孤立する人も増えていく中で、民生委員へ期待される役割はしてきていると認識しておるところでございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1番（西森 一博） ありがとうございます。大変人手不足というより、成り手不足ですね。これが非常に村としても課題というか、分かっているのかなというところ。

そうした背景がある中で、この成り手不足を解消するためには、委員の負担を軽減し、活動しやすい環境を整えることが重要だと考えられます。活動費はないんですが、別の形での活動費の増額、事務作業の簡略化、専門職との連携・強化など、民生・児童委員の活動を支えるため、村はどのような支援を行っているのか。また、現在の定数見直しをする考えがあるのかをお聞かせください。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村として支援や負担軽減、また、各地区の定数見直しの考えはという御質問であります。

村では、以下の支援を行っております。待遇面の支援として、民生委員法上は基本無報酬であります。県から活動費1人当たり年額6万200円、また、村から福祉事務調査委員ということで委嘱をしております。こちらが年1人当たり12万4,800円支給をさせていただいております。併せて、各種研修への参加費助成等も実施をしております。

次に、活動の整理と心理的負担の軽減として、独居高齢者等への声かけ、見守りについて、こちらは、地域のつながりが希薄化する中で重要な役割と捉えておりますが、家庭の内情に深く踏み込むというスタンスではなく、住民目線で気になる点があれば福祉課につなぐことを基本としてお願いをすることで、過度な心理的な負担が生じないよう運用に努めておるところでございます。

また、事務負担の軽減といたしまして、かつてはお願いしておりましたタクシー利用料金助成事業の申請世帯調査、こちらは現在は行っておりません。

今後も役割と事務の適正化を図り、過度な負担の発生を避ける運用を継続してまいりたいと担当課では考えています。

次に、定数の見直しについてであります。

民生委員の定数は都道府県条例で定められるもので、長野県では一斉改選のたびに市町村の意向を確認し、見直しが行われています。本村は、町村ではおおむね70世帯から200世帯に1名という基準がありまして、各地区の状況、活動実態等を総合的に勘案し、村民生児童委員協議会で各委員の御意見を伺った上で、本年の一斉改選ではテーマにはいたしましたが、最終的に定数は変更しないこととなりました。

引き続き、3年に1回の一斉改選の前に人口動態や地域ニーズ、活力活動量などを踏まえて定数の見直し、この要否を検討してまいりたいと思います。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

まず、民生・児童委員のこの実態というか、こういった支援をしていますよってということがなかなか村民の方々にも伝わっていないことが非常に多くて、私が区長のときに推薦を出す際にこういったお話がなかなかできなくて、相手方も知らないといった方が非常に大半を占めていましたね。ですので、そういった周知も今後必要なのかなというところもあります。

それだけではなくて、村でも候補者の掘り起こしというのが必要になるのかなというところで、この成り手不足を解消するためには、潜在的な候補者を発掘する取組も重要だと思われれます。

区長に推薦を依頼するだけではなく、村として主体的に候補者となる可能性のある方々へ働きかける考えはあるのでしょうか。例えば、広報紙や村のウェブサイトを通じた積極的な広報活動、活動説明会の開催、企業やNPOとの連携など、幅広い層に民生・児童委員の魅力を伝えるための施策があればお聞かせください。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村としても、積極的に候補者の掘り起こしをする必要があるので

はという御提案でございます。

御指摘のとおり、村としても主体的に候補者の掘り起こしを支援する必要があると認識をしています。

本年の一斉改選では、こちらは従前どおり各区主体で候補者選定をお願いしつつ、一部の区では、役場の担当職員が説明役として区の役員の皆さんと同行し、地域を回らせていただきました。今後も地域の実情に最も通じる各区による選定を基本としつつ、村の支援の質と量を拡充する必要が生じてくると感じております。

また、選定を行っていただく期間や民生委員活動の住民への周知等、広報活動については、議員御指摘のとおり、改善の余地があると考えます。次回、令和10年度の一斉改選に向け、各区での候補者選定がスムーズに行えるよう、必要な取組を行ってまいります。

なお、候補者確保に苦慮する、とても難しいという地区については、今回と同様に、村役場の職員が同行・説明に入るなど、個別支援を継続してまいります。

各区の自主性を尊重しつつ、村が前面で見える支援を行うことで担い手の不安を和らげ、着実な選任につなげてまいりたいと現状は考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。村としても非常に支えていただいて、掘り起こしにも積極的に進めていただければなと思います。

村のこの担当者も大変だと思われませんが、区も非常に大変な思いをしているところでもありますので、できるだけ協力してやって、この制度をどこまで維持できるのかちょっと分かりませんが、大変重要な民生・児童委員ですので、今後もよりよくなればなと思い、今回質問させていただきました。

以上で、私の質問は終了とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） これで、1番、西森一博議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っております。

明日17日の午前9時から一般質問を続けるといたしまして、本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午後4時06分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 7 年 9 月 1 7 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

2 番 都 志 今朝一

8 番 太 田 篤 己

○出席議員（9名）

1番	西	森	一	博	7番	百	瀬	輝	和
2番	都	志	今	朝一	8番	太	田	篤	己
3番	原		源	次	9番	唐	澤	由	江
4番	三	澤	澄	子	10番	笹	沼	美	保
6番	百	瀬	輝	和					

○欠席議員（1名）

5番 加藤泰久

○説明のため出席した者

村長	藤城栄文	健康医療課長	武島亮子
副村長	田中俊彦	福祉課長	山崎一
教育長	清水閣成	こども課長	武井香織
総務課長	清水勝宏	産業課長	有賀正浩
危機管理課長	宮下裕司	観光森林課長	有賀仁志
地域づくり推進課長	高橋里江	建設水道課長	武井厚
会計管理者	城取晴美	教育次長	藤澤勇
財務課長	市川美保	代表監査委員	加藤篤
住民環境課長	唐澤大		

○職務のため出席した者

議会事務局長	高木謙治
議会事務局次長	日戸崇志

## 会議のてんまつ

令和7年9月17日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） おはようございます。お疲れさまです。

会議に入る前に御報告いたします。5番、加藤泰久議員から、病気療養のため欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの確な質問、答弁をお願いします。

2番、都志今朝一議員。

2番（都志 今朝一） おはようございます。議席番号2番、都志今朝一です。私は、さきに通告いたしました4項目について、村長並びに教育長にお伺いいたします。的確なる答弁をお願いいたします。

今年は梅雨時期が短く、夏に入って太平洋高気圧の影響を受け、偏西風が平年より北を流れている関係で30度を超える残暑が厳しくなっており、8月5日には群馬県伊勢崎市で41.8度を観測しています。また、場所によっては降雨が少なく、水田の稲作の水不足にも影響が出ています。

我々の村でも、春の代かき時には一部地域で水不足がありましたが、大きな混乱もなく、落水の時期を迎えられました。実りの秋を迎え、稲作に高温障害がないことを願うところであります。

それでは、質問に入ります。

質問の一部については、信濃毎日より引用しております。

それでは、1項目目の村の防災対策についての1件目、防災研修センター森の学び舎に非常用発電の設備が必要と思われませんが、村の考えはどのようなかをお伺いいたします。

今年の村総合防災訓練が9月7日に行われました。広報みなみみのわ9月号には防災特集が組まれており、「災害時の自宅避難を考える 7日間を生き延びるために。」の特集が取り上げてあり、南海トラフ巨大地震対策として、国の有識者会議では、被災が広域で支援が届きにくい場合、家庭用備蓄を1週間分以上確保する必要があると言っています。

南海トラフ巨大地震では、南箕輪での想定震度は震度6弱が想定されており、家屋の倒壊も多数あるものと見込まれます。防災研修センターは村の指定避難所の扱いはない。ただ、被災された住民の皆さんの受入れはするべきである。また、役場庁舎が被災し、使用できない場合の代替施設でもある。現在の設備は外部電源を必要としている。民間企業との協定は結んでいるが、橋梁、道路などが通行止めになる可能性もある。

また、以前、千葉県では、台風の被害を受け1週間程度停電が続いたこともあり、防災拠点としての機能を継続させるためには、非常用発電設備の設置が必要不可欠だと思われます。設置には多額の予算も必要と思われます。村民の皆さんの安全・安心のための投資です。

以上、1件目の防災研修センターの非常用発電設備設置についての質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号2番、都志議員の質問にお答えをいたします。

村の防災対策について、防災研修センターに非常用発電設備が必要ではという御提案をいただいております。

災害時における本村の業務継続計画、BCPでは、第1代替庁舎を防災研修センター森の学び舎に指定をしています。代替拠点として機能させるため、現行は可搬型の発電機を搬入し、電源を確保する想定としておりますが、建設機械レンタル事業者との災害協定に基づく調達であっても、いざ広域災害時には、その確実性に課題が残る点は認識をしています。

この懸念を解消するため、同センターにおける非常用発電の恒常的な整備を検討対象といたします。具体的には、常設型非常用発電機の導入と適切な燃料貯蔵・補給計画の整備、また、併用可能な分散電源としての太陽光発電設備及び定置型蓄電池の導入、迅速な受電を可能とする非常用受電盤、接続インターフェースの整備、定期的な負荷試験、運用訓練の実施、これらを軸に、費用対効果や調達保守体制を総合的に精査して判断してまいりたいと思っております。

なお、ソフト面につきましては、道の駅大芝高原のBCPにつきましては、当初見込みより策定が遅れてしまっております。早急にこちらも策定を進め、代替施設として運用可能となるよう、電源・通信・給水等の確保手順を明文化し、計画まで一体で整備をまいりたいと思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 都志議員。

2番（都志 今朝一） 村指定の避難所には、全区で利用できる大芝屋内運動場、緊急避難所には大芝公園駐車場、道の駅大芝高原駐車場が指定されており、家の倒壊などにより被災された方々の利用も考えられ、防災研修センターよりの送電も必要と思われれます。いつ起きるか分からない災害に対しての先行投資ではあると思っておりますが、村民の皆さんの生命を守る投資と思われれます。

発電設備設置の予算計上をお願いし、2件目の村急傾斜地の安全対策についてをお伺いいたします。

7月1日から2日にかけて大気の状態が不安定となり、線状降水帯が発生し、豪雨、雷、強風が発生。1日午後8時43分に、長野地方気象台と長野県は南箕輪村を含む7市町村に土砂災害警戒情報を発表。村では災害対策本部を20時45分に設置。1日の村内降雨量は役場1時間50.8ミリ、総雨量78.4ミリ、南原保育園10.8ミリ、大芝高原48ミリを観測した。

この豪雨により、日頃は災害の少ない村にも被害が発生した。土砂流出、土砂崩落、床上・床下浸水、道路破損、土手破損、倒木のほか、宅地・農地などへの浸水などの被害があった。村の下段地域は急傾斜地がほとんどであり、土砂災害警戒区域であり、土砂災害特別警戒区域も点在している。

今回の被害の出た場所も土砂災害警戒区域であり、特別警戒区域でもあった。県指定の急傾斜地崩落危険区域の対策も進められておりますが、まだ未対策の地域も多く残されていま

す。村としての安全対策はどのようなものであるかをお聞きし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村の急傾斜地の安全対策はという御質問でございます。

本村には天竜川河岸沿いを中心に、長野県が指定した土砂災害警戒区域が58か所、特別警戒区域が46か所あり、その区域内には、住宅や要配慮者が住んでいる住居もございます。県はこれらの区域の点検・診断を定期的に行いまして、必要に応じて指定や変更を実施しています。

村においても、毎年6月の土砂災害防止月間に合わせまして、県の職員、区長、関係者と合同で急傾斜地の現地確認を行っているほか、出水期前には県・村・地区自主防災会で防災パトロールを実施し、各地区で日常的な状況把握に努めていただいております。

要配慮者対応については、先日の防災訓練では北殿区と災害対策本部が連携し、指定避難所への移送・受入れを検証する実践的訓練が始まっております。

また、急傾斜地の維持管理は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律によりまして、土地の所有者・管理者・占有者の責務とされ、崩壊防止に努めることが定められております。7月1日のお話ありました短時間の想定外の大雨によりまして、河川、水路、道路側溝の容量を超えた越水が主な原因として、土砂流出やのり面の損傷が生じております。

今後は、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域等について改めて現地確認を行いまして、危険と認められる箇所には、急傾斜地へ雨水が流入しないよう排水対策等を検討するとともに、上流にあります水利管理団体とも、豪雨時の水量調節について協議・連携を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 都志議員。

2番（都志 今朝一） 人口が増加し、新築住宅建設もまだ続きそうです。急傾斜地に近いところの建設もあると思われます。村民の皆さんの生命・財産を守る行政運営をお願いし、3件目の、村の指定避難所は避難所の基準を満たしているかについてをお伺いいたします。

8月18日付の報道によると、避難所基準49%満たさず。予算や場所不足を背景に、トイレ数、面積など、全国市区町村調査による避難所の運営を担う1,741市区町村の首長を対象に行い、96%に当たる1,676人からの回答を得た。政府は昨年12月、自治体向けの避難所運営指針を改定。被害者の権利保護をうたう国際基準を新たに取り入れ、1人当たり最低3.5平方メートルの専用スペースと、災害発生初期段階で50人につき1基のトイレを用意するように明記した。

基準を満たしていないが、今後満たす予定だが、時期のめどは立っていないと今後も満たすことは困難、合計でトイレ40%、面積47%であった。アンケートは、県内の73市町村が回答した。避難所のトイレ数について、政府が指針で示す基準を満たしていないとの回答が46.5%、被害者1人当たりの面積は42.4%が満たしていないとしている。

国際基準を避難所の質向上の指標として正式に位置づけた災害発生時50人に1基のトイレが、中期段階では20人に1基、女性用は男性用の3倍を用意など、スフィアに沿った指標が

示されている。

村指定の避難所は避難所の基準を満たしているかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 避難所基準を満たしているかという御質問でございます。

全国市区町村調査で、避難所基準を満たしていない自治体が49%と発表され、長野県内の市町村でも46%が基準未滿と報道されました。

当村の避難所基準の状況であります。

議員からもありましたが、1人当たり3.5平米のスフィア基準を用いて試算いたしますと、指定避難所の延べ面積、現在、約合計で1万9,800万平米になっておりますので、単純計算いたしますと、約5,600人分のスペースを確保できる見込みであります。

本村の最大想定避難者数は、恐らく伊那谷断層帯の地震、最大震度7想定であります。このときは約3,000人が避難をするというところで推定されておりますので、スペースに関しては5,600人分ありますので、こちらの部分は基準を上回っておるところでございます。

一方、備蓄品としてのトイレは、現在、村が所有している8基に加えまして、各地区で所有している分やモバイルトイレなどがありますが、災害初動段階の指標であります議員からも御説明ありました1基当たり50人、また、女性はその3倍程度が目安に照らしますと、現時点では、その基準に達しておりません。

このため、新しい地方経済生活環境創生交付金を今年度活用し、災害用コンテナ型トイレを大芝高原に設置するとともに、指定避難所であります54か所に各1基ずつ、計54基の災害用トイレ、通称ラップポンを本年度中に配備をする計画で進めております。

被災後の避難生活は数日で終わる場合もあれば、数か月から1年以上に及ぶ場合もあります。避難所は住まいと地域の暮らしを失った被災者の拠りどころであり、同時に、在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点にもなります。単に開設するだけでなく、その質の向上に取り組むことは避難者の健康を守り、生活再建の原動力を支える基盤であり、災害関連死の防止にも直結します。

本村では、水、食料、トイレ、まだまだ現状では十分とは言えず、冷暖房環境も限定的となっております。

村報9月号でもお知らせしたとおり、減災のため、少なくとも1週間を生き延びる備えを各家庭で進めていただくようお知らせをしたところでございます。村民の皆様におかれましては、平時からの備えを自分事としてしていただくよう、引き続きお願いを申し上げます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 都志議員。

2番（都志 今朝一） 避難所の開設については、被災された人数、被災の規模などにより変化すると思われ。避難所基準に近くなる対策をお願いし、2項目めのふるさと納税についての1件目、ふるさと納税返礼品の地場産基準に適合しているかをお伺いいたします。

全員協議会において、ふるさと納税返礼品の一部に関して、総務省登録の内容と実態が異

なっていたことの報告がありました。総務省は6月、シャインマスカットを含む一連の産地偽装問題を受け、須坂市を制度の対象から2年間除外した。昨年10月、総務省は返礼品のルールを見直し、地場基準を厳格化している。

村の対応としては、今年の3月、県指導により返礼品提供事業者の確認も取っており、事案判明後は速やかに返礼品の募集を停止しており、適切に処理されていると思うところがあります。村の令和6年度のふるさと納税寄附件数、寄附金額ともに前年を上回っており、収支は2億9,900万円を超えており、村の大切な財源となっております。総務省の判断が出るまでに時間もかかると思われま

す。再発防止についての考えをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村のふるさと納税について御質問をいただいております。

このたびは、ふるさと納税返礼品の一部に関して、総務省登録の内容と実態が異なっていた事案が判明をいたしました。ふるさと納税の納税者の皆様、村民の皆様には御迷惑、御心配をおかけしております、大変申し訳ございません。

今回の事案であります、ふるさと納税の返礼品である梨とその梨を使用した梨ジュースについて、本村、そして伊那市、箕輪町の3市町村の区域内で生産されたものとして総務省へ登録していたものであります、この3市町村区域外の上伊那地域及び下伊那地域で生産された梨の混在が判明したものであります。

要因といたしましては、自治体からの地場産品基準の遵守及び確認依頼時に異なるようであれば連絡するよう指示をしておりましたが、今回判明した返礼品提供事業者は、区域外のものが混在しているという報告をしておりませんでした。また、3市町村が地場産品基準の確認を実施しておりましたが、実態の把握には至らなかったというところでございます。

この事実が判明後、速やかにこの返礼品事業者の寄附の募集を村として提出をいたしました。まだ調査中でありま

すので、詳細が分かり次第、追って御報告をいたします。議員御質問の再発防止についてであります、まずは、地場産品基準の確認を徹底してまいります。具体的には、ふるさと納税返礼品に関する協定等については、現在、村とふるさと納税中間事業者、また、ふるさと納税中間業者と返礼品提供事業者との間では結んでおりますが、村と返礼品提供事業者との間では結んでおらないため、早急に協定を結び、チェック体制の充実や必要に応じた調査等を実施できる体制を整えます。

協定を結ぶに当たり遵守すべき事項を定め、事項への違反が判明したら、最悪の場合、返礼品提供事業者から除外するなど、適切な運用が図られるよう徹底してまいります。

また、事業者から返礼品提供開始の申出があった際は、当該返礼品の産地、原材料、製造過程等を把握できる書類とともにヒアリングを実施し、地場産品基準に適合しているかどうかの確認を行います。

また、総務省への返礼品指定申出時には、返礼品の状況変化はないか、全ての返礼品提供事業者に照会・確認を行い、定期的にふるさと納税の制度や改正点等を説明する場を設けます。特に状況が変化する事項については、村返礼品提供事業者及びふるさと納税中間事業者の三者が確実に情報共有を図り、認識のずれ等が発生しないよう徹底してまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 村財政の一部として活用でき、南箕輪村のPRにもなり、今後にもさらに増えることの対策をお願いし、2件目の企業版ふるさと納税、現状と今後の取組の課題は何であるかをお伺いいたします。

この質問については、以前、同僚議員が質問を行っており、村長も答弁しております。制度の目的については、地方創生であり、まち・ひと・しごとの地方創生の好循環の確立を目的としている。

具体的には4項目を挙げている。また、企業からの寄附金募集はどのようにするかとの質問についての答弁では、「寄附金募集には様々な工夫が必要で、普通にしていれば集まらない。具体的には、体育館、県避難所、トレーニングジムの建設に取り組んでいく。事業を進めるに当たり、村長、VC長野、役場の各部署が独自にまた連携できる推進体制を整えていく必要がある。企業からの寄附金募集については、戦略を立ててやっていく」と答弁しています。

現在、企業版ふるさと納税の金額が190万円です。企業版ふるさと納税を始めて年数も過ぎております。企業版ふるさと納税についての現状と、今後どのように取り組んでいくかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 企業版ふるさと納税について御質問いただいております。

企業版ふるさと納税の趣旨については、議員から御説明がありましたので、省略をさせていただきます。

令和4年、第1回定例会の一般質問での答弁で、企業版ふるさと納税を活用して、新たな体育館を建設していきたい。村長、VC長野、役場が連携して寄附金募集を進めていくと、議員御指摘のとおり答弁をしております。

しかしながら、令和5年にVC長野の経営者が変更となり、また、SVリーグ、新しくリーグになりまして、その所属要件も緩和いたしましたので、その後の議会全員協議会で御説明をしたとおり、令和6年には、新たな経営者からハード事業よりもソフト事業での連携に注力していきたいとの意向を受けまして、村では体育館建設ではなく、VC長野サポートプロジェクトを立ち上げました。

クラウドファンディングで個人版、企業版のふるさと納税を募集し、ソフト事業に活用する大きな変換を行ったところでございます。おかげさまで、個人版のほうにつきましては通算で億単位のお金が集まっており、順調に推移をしております。

企業版ふるさと納税の実績であります。令和2年度から令和6年度までの5年間で、合計1,070万円となっております。伊那地域で女性が輝くためのプラットフォーム構築事業や南箕輪の「輪」拡大プロジェクトの部内負担分に活用させていただいたほか、380万円については、まち・ひと・しごと創生基金に積立てを行っております。

議員御指摘のありました令和6年度の190万円については、南原公園整備工事やVC長野トライデントとの連携事業に活用をいたしました。

今後の取組であります。企業版ふるさと納税につきましては、令和9年度までその制度といいますか、特例の控除の割合が高いというところが延長されましたので、クラウドファンディングのサイトでは、VC長野サポートプロジェクト以外の今後寄附を募って実施する

ことが望ましい事業があれば、対象事業の拡大を図っていきたいと考えています。

企業版ふるさと納税は、企業側にとっても社会的責任やブランド力の強化、地域との協力関係構築など多様なメリットがありますので、そういった面もPRすることで、より多くの企業版ふるさと納税が集まるようにしてまいりたいと考えます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 大きな目標を持って始めた事業です。目標達成に近づく推進体制を整えて、よりよい戦略を立てて、1件でも多くの企業が協力していただき、目標が達成できることを期待し、3項目めの大芝高原整備計画についての1件目、閉鎖したマウンテンバイクコースに使用していた場所を熊対策で整備する計画はどのようなものであるかをお伺いいたします。

南箕輪村観光森林課が令和7年3月発行の大芝高原森林づくり実施計画、2024年から2030年の概要版では、この場所は目指す森の姿にうたっており、資源の森とうたわれています。改札では、主たる利用者の動線から離れた区域であり、一般利用がない森林、追伸で、詳細は次期計画策定時に具体的な議論を行い、計画に反映しますとうたわれており、令和12年度までの実施計画にはうたわれていません。

村道3153号線の北側も同じ資源の森に指定されておりますが、南側と比べると人の手が入っているように見えます。南側の森については、マウンテンバイクコース開設時に一部手が入ったようではありますが、本格的な手入れがなされていません。

以前、村長答弁では、現在のままで維持していくとの答弁がありました。今年に入り、県各地で熊の出没が多く、死亡事故につながった事例も発生しています。大芝高原の資源の森西側でも、2回ほど熊の目撃情報がありました。資源の森の中に熊が入っていても分からない状態です。

資源の森全体の手入れは無理と思われませんが、熊対策として、周りの草刈りなどの整備の考えはどのようなものであるかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 閉鎖したマウンテンバイクコースに使用していた場所の熊対策に関する御質問でございます。

熊対策はひとまず切り離して申し上げますが、当該区域は、議員御指摘のとおり、大芝高原森林づくり実施計画では資源の森として位置づけており、計画の範囲では、整備を行わないゾーンとしております。

少し古い話となりますが、1999年に信州大学農学部による大芝公園森林調査報告書によれば、配水池の余水の流れもあり、他種の野鳥が集まる森林であることが期待できることから、人の立入りを行わず、外部から野鳥等を観察するだけの森林とする趣旨の言及があることも、これまで整備が行われてこなかった経緯の一つの根拠になっているのではないかと推測をしています。

その趣旨とは一部異なることは承知をしておりますが、近年は、元気づくり支援金を活用してマウンテンバイクコースの整備が進められてまいりました。これは、観光と地域交流を目的とした取組であります。一方、森林管理にも資する作業道整備の役割を兼ねていたと

お聞きをしています。

さて、熊対策の概念を加えますと、現在の伊那インター工業団地にトウモロコシ畑があった古くから、そして、現在まで、熊の目撃情報が多発しているエリアであることは確かであります。今回の工業団地の整備によりましてトウモロコシ畑がなくなりましたので、熊の出没も同時になくなることを期待しておりましたが、これまでの目撃情報を鑑みますと、引き続き大泉川上流から熊がやってきているようでございます。

このエリアは、村が現在検討している熊のゾーニング管理においても、また、伊那市が既に定めているゾーニングにおいても、熊の排除地域となっております。長野県の最新の方針や環境省のマニュアルでは、林縁部の下草や灌木の刈払い、見通しの確保など、いわゆる緩衝帯の整備が熊対策では有効とされています。

そのようなこともあり、御指摘のエリアの村道を挟んで北側の森林につきましては、先ほど議員、多少整備が入っていると御指摘ありましたが、過去、村の育樹祭等で下草刈りや灌木の刈払いを実施してまいりました。また、そのエリア、現在、村ではライブカメラを設置いたしまして、熊の監視を常時24時間行っております。

実際、8月には親子の熊がこのライブカメラに写りましたので、檻を設置をして、捕獲を試みたところでございます。

御指摘の資源の森、こちらが今後、その資源の森として自然環境を維持して、その価値を維持し高めていく方針とするか、もしくは、北側の森林と同様、人が入り、下草や灌木の刈払いを行い、見通しの確保を行うことで、積極的な熊対策を進めていくべきなのか。この部分、村民の皆様にとっても意見が分かれる部分であると思っておりますので、今後の熊の情報等を追いながら、どちらか決めていく判断が必要であるというところでございます。現状では決めておりません。

以上です。

議長（笹沼 美保） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 資源の森の中にもアカマツが点在しています。令和12年度までの伐採計画には入っておらず、下草なども手入れがされていません。道路を挟んでマレットゴルフ場も隣接しており、安全面にも不安があります。予算にも限りがあると思いますが、熊対策での整備をお願いし、2件目の彩りの森、キャンプ場、温泉施設、味工房、大芝湖、多目的広場など公園的要素が強く、不特定多数の方が利用するゾーン、追伸で、安全で憩い、修景に優れ、彩りのある森を目標としますとうたわれています。

多目的広場の中に水の広場に池がつくられています。水源は大芝湖の配水を利用しているため、水質も悪く、ヘドロなどの堆積物もあり、水量も少なく、乳幼児などの水遊びができない状態です。

今年の夏は異常の猛暑が続き、水遊びができる場所が必要と思われれます。以前には、水源を別にするなどの検討もされましたが、実現しませんでした。今後も地球温暖化により、夏の猛暑が続くものと考えられます。

今後、水の広場の池の利用が可能になることの改修計画が必要と思われれます。予算も必要と思われれますが、以上、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 水の広場にある池の改修計画が必要ではという御提案でございます。

本施設であります、平成17年に子ども未来センターの建設中止に伴いまして、長野県が大芝公園を原状回復する際に整備した水路延長120.4メートルのせせらぎ内に設けられた浸水池であり、水源は大芝湖でございます。その大芝湖の水源であります、大泉川の水及び西部の伏流水を主としておりますが、いずれも水量が非常に少ない状況であり、また、季節により、その水量が大きく上下いたします。

大芝湖以外の水源を近くに求めますと、非常用水源としての地下水がございます。しかしながら、こちらも水量に限りがあり、大芝湖や水の広場の水質改善に必要な流入量を確保するためには、十分とは言えないようでございます。

そのため、設置当初を除きまして、この水の広場では、水遊びができる環境を維持することはできたとはいえませんでした。今後、水遊びができる場としていきたい場合、まずは、良好な水質を安定的に確保することが課題となります。

大芝湖から良質な水質を安定的に確保するには、まずは大芝湖のしゅんせつが必要となっております。次年度以降のしゅんせつに向け、現在、大腸菌数などの水質検査を行っております。また、汚泥が特別管理産業廃棄物に該当するかどうかの判定試験も実施しています。結果を踏まえ、しゅんせつ方法と処理方法を整理してまいりたい意向です。

あわせて、大芝湖の構造的な改修も視野に、効果的な水質改善策の検討も必要となっております。

また、こちらは具現性が高い手法ではないと現時点では考察しておりますが、大芝高原の道の駅につきましては、防災道の駅を目指しています。防災機能の確保に当たっては、建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保が求められることから、道の駅区域に貯水施設を設置する際には、その貯留水を活用した親水広場としての機能追加についても、可能性は低いと思っておりますが、検討してまいりたいと考えています。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 多くの人々が利用している大芝高原です。一つでも期待に応えられる場所づくりに期待をして、4項目めの平和学習、今年初めて行った広島平和学習の成果と反省点は何であるかをお伺いいたします。

戦後80年が経過し、戦争経験者も少なくなり、戦争を語り継ぐ人も少なくなっています。今年は終戦から節目の年の80年の年です。私も20代、青年会時代に広島慰霊祭に参加したことを思い出しました。慰霊祭はもとより、資料館の展示物に共感を覚えたこともよい経験になりました。

今年より取り組まれた広島平和学習の成果と反省点があればお聞かせいただき、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号2番、都志今朝一議員、御質問の平和学習について、今年行われた広島平和学習の成果と反省点についてお答えいたします。

昨日、同僚議員からも同じ御質問をいただいて、併せてということで、よろしくお願

ます。

8月の5日、6日、広島に行ってまいりました。派遣当日を迎える前に事前学習を2回行いました。参加者は中学生4人、それから、小学生の親子8組でございます。昨日もお伝えしました。

1回目の事前学習ですが、7月9日、子どもたちは自己紹介と参加の動機を語り、被爆の爪痕、原爆被害の概要等、3本のDVDを視聴しました。その後、4つのグループに分かれて今回の広島平和学習に寄せる願いの情報交換、また、それぞれの願いを共有したところでございます。

2回目の事前学習ですが、8月1日、自分で特に考えたいこと、知りたいこと、学びたいことについて、一人一人の自己テーマを発表し合いました中で、原爆の被害・影響について知りたい。戦争前、戦争中、戦後の人々の暮らしについて知りたい。原爆症が与えた人々の被害について等々、子どもたち一人一人が考えた自己テーマ、参加動機よりも深まりが見られ、当日の参加が楽しみになってきたところでございます。

先ほど都志議員もおっしゃられましたように、直接現地に出向き、被爆地広島歴史と平和に対する願いを肌で感じ、8月6日の平和記念式典に参加して、平和宣言を受け止めることができたことと思っております。

この体験を基に、10月1日水曜日午後6時から、村民センター大会議室で研修報告会を予定しています。ここで、各自が自己テーマに基づいた発表を行います。御都合をつけて参加いただければというふうに思っております。

成果についてでございますが、今申し上げたとおり、自分のテーマに基づいた学びを深めてきた子どもたちです。本当に貴重な財産を溜め込んできているな、そんなことを思っております。

例えば、今日から、あるいはもう動いているかもしれないですが、いじめを見たときにどうアクションを起こすかとか、戦争に関わる教材の授業のときに自分の考えをどう深めるかとか、それぞれの動きがあると考えます。これは子どもたち一人一人のことで、こちらから押しつけるものではない、そんなことを思っていますけれども。1日に行われる研修報告会の姿もそうなんですけれども、これからの学校生活の授業等々、あるいは、家庭生活も含めていろんな経験を重ねる場面で、先ほど申し上げた貴重な財産が生かされていくと思っております。

課題につきましてですが、非常に暑い中で、片道10時間以上、往復20時間をバスの中で過ごす。移動が大変であったということが挙げられるかなと思っておりますが、体力面等を勘案しながら、新幹線の利用はどうかなって、そんなこともちょっと予算上の絡みがございますけれども、そういうことも検討してまいりたい、そんなことを思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 都志議員。

2番（都志 今朝一） 藤城村政にとっては、大芝の湯改修、南箕輪小学校改修、村民体育館改修など、ハード事業がめじろ押しです。村民のための福祉向上につながる行政運営をお願いし、私の一般質問を終わります。

議長（笹沼 美保） これで、2番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから10時まで休憩といたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 10時00分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、太田篤己議員。

8番（太田 篤己） 議席番号8番、太田篤己です。通告に基づきまして、新しい都市計画マスタープラン、以後はマスタープランと申し上げますが、これについて質問をいたします。

現在、来年度から実施される現在策定中のマスタープランについては、既に村民アンケート、地域別ワークショップなどを経て、現在は素案が7月につくられ、その内容の真偽を都市計画審議会に村で諮問されているというふうに承知をしております。このマスタープランは、言わば村づくりのランドデザインともいうべきもので、20年後の村のあるべき姿と、その実現のための目標や基本方針を定める大変重要なものであると認識しております。

私が質問に先立ち、この質問をするに至った理由を申し上げますと、現在村の抱える諸問題、これを踏まえて、今後どのような村づくりをしていくのか。また、20年後の村の将来像はどのようなものか。今、このタイミングで策定されるマスタープランには非常に興味を持っているからでございます。

ここで言う村の抱える諸課題と言いますと、例えば、私の考えでは、村の人口についてあります。昨年1万6,000人を超えてピークに達したという感じがします。現在は、横ばいからやや減少局面に入ったのではないかなというふうな動きになったと見ております。これは、平成19年に策定された現在のマスタープランでは、あまり想定していなかった状況にあるのではないかとこのように思います。

また、宅地開発が進みまして、住宅が増えましたけれども、一方で、空き家も増加しております。四、五十年前の宅地開発区域や古くからの集落地域では親世代が亡くなり、その子どもや親族である相続の世代は既に実家を離れ、それぞれ自分の家を持っていることも多く、相続した実家に住むというケースは少なくなっていると思います。そのため、実家の売却あるいは賃貸が進まなければ、村のあちこちで今後空き家が増えることとなります。しかも、近い将来、死亡者数は大幅に増加することが予想されております。空き家はますます増加していくであろうと予想されます。

こうした課題に向き合い、村の将来像を明確にする。私たちの村の新しい都市計画マスタープランはどのようなものになるのかという観点に立ち、質問を行うものでございます。

第1点目でございますけれども、さて、本年度は、平成19年度に策定されたマスタープランの最終年度となりますが、この検証状況について伺います。

具体的には、このマスタープランの基本方針は、自然と共生する村づくり、快適に暮らせる村づくり、活気あふれる村づくり、安心・安全な村づくりの4つを掲げ、さらに土地利用、自然環境、景観、道路・交通、生活環境施設、防災の分野別基本方針を設定しています。

計画策定当初に想定した村の将来像の実現にこれらの方針が的確であったのか。実効性はどうかであったか。また、今、村民の声を聞き、どのように捉え、新しい都市計画プランに掲げる基本方針にどのように生かしていきたいと考えていらっしゃるのかをお伺いいたします。よろしく御答弁のほうをお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号8番、太田議員の質問にお答えをいたします。

都市計画マスタープランについて、平成19年度に策定された都市計画マスタープランの目標年次となるが、計画の検証状況はという御質問であります。

本計画は、村の将来都市像を明確にする、都市計画の方針を定める、都市計画の進め方を定める、住民の村づくりへの参加を促進するの4点を役割として掲げ、将来のあるべき姿と基本的な方向性を示すものでございました。

定量的な到達状況といたしましては、まず、令和7年度の将来人口1万4,800人の目標設定に対し、実績は約1万6,000人と上回っております。あわせて、都市計画道路の改良率であります。前回の12%から26%へ向上しております。これは、平成29年、都市計画道路の廃止・変更により路線数が見直された影響、また、国道153号伊那バイパスをはじめとする個別路線の整備が着実に前進したことによるものであります。

今回の改定に当たりましては、検証を進めるために、前回計画がもたらした変化と新たに顕在化した課題について、各種データの整理や、また、議員からも御説明ありました住民アンケートを通じて、現状把握と課題の抽出を行っています。

これらの結果を踏まえ、前回の方向性を適切に見直すとともに、喫緊の課題と捉えております災害への備え等について、こちらは対応を強化し、次の4つの目標に反映をしていきたいと考えているところでございます。

1つは、伊那谷の雄大な自然環境と共生する村づくり、2つ目が、快適に暮らせるコンパクトな村づくり、3つ目が、災害に強い安全・安心な村づくり、そして、最後が産業・観光を支える活力ある村づくりであります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8番（太田 篤己） 答弁ありがとうございました。

次の質問に移ります。

7月の新聞報道によれば、村は独自に緑住共生ゾーンというものを設定して、無秩序な市街地の拡大を抑制するとしております。これについては、記事の内容でありますけれども、村では人口増に伴って農地転用が進み、市街地が広範囲に点在しているというこうした現状を踏まえて、村独自に設定をしたものであると。

無秩序な市街地拡大を抑制し、計画的な土地利用を図る考えであるというふうな形で、新規就農者や移住者の受皿としても位置づけていくというふうな形になっておりますが、こうした新しい考えを、この新しい分類のゾーンというものをなぜ設定したのか。また、その経緯と具体的なゾーン、緑住共生ゾーンの将来像、これが具体的にどのようなものになるのかということ、それをどう想定しているかをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 新たに、そして、独自に設定をいたしました緑住共生ゾーンに関する御質問をいただいております。

この緑住共生ゾーンであります。前回の都市計画マスタープランでお示しをした「住

宅・商業業務・工業の各ゾーン」と「農業ゾーン」という2層の区分に対し、その中間に位置づく新たなゾーンとして設定をするものであります。

その経緯といたしましては、議員も御存じのとおり、近年、本村では用途地域の指定外における新築が増加しておりまして、具体的には、県道吹上北殿線沿いであつたり、南原・沢尻の南部小学校周辺などでありまして、このような地域は、前回の計画では主には農業ゾーンに当たる区域でありまして、こちらで今、住宅地の形成がかなり進んでおるといふ特徴が本村ではございます。

こうした既に住宅の集積が見られる区域について、無秩序な市街地拡大を抑制しつつ、計画的な土地利用を誘導し、周辺の営農環境との調和を図りながら、良好な住環境の維持・形成を進めるために、今回、新たに緑住共生ゾーンを新設するものでございます。

当該エリアは、既存の市街地ゾーンに比べまして比較的広い敷地が確保されやすく、近年の新築ニーズとも整合することから、新規就農者や移住してくる方の受皿としての機能も期待されます。

一方で、農業ゾーンの保全を最優先に、既存の公共下水道が整備されている箇所に対象エリアを限定するなど、考え方としては必要最小限で進めていきたいと考えています。そのため、コンパクトなまちづくりの推進及び農用地・農地の保全の観点を重視いたしますので、現時点では、この緑住共生ゾーンを広範に拡大していくことは想定しておりません。

今回の改定では、公共下水道が整備された既存集落・住宅地に限定いたしまして緑住共生ゾーンを設定し、計画的な土地利用を着実に図ってまいりたいと考えています。

以上です。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 今の答弁につきまして、ちょっと再質問させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（笹沼 美保） これを許可します。

8 番（太田 篤己） 今の村長答弁の中で、この緑住共生ゾーンについては必要最小限にとどめるということで、その既存のインフラ整備のなされたところに設定していくというようなお話であるかと思いますが、これは、現在の既存宅地になっている、市街地になっている部分、これを必要最小限ではあるが、一応拡充はしていくと、そういうことになるのでしょうか。その点についてちょっと確認をさせていただきたいと思いますが。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 緑住共生ゾーンについては、今回コンサルにも入っていただいておりますが、少し考え方を整理したというところもございます。

当初は、例えば、南部小学校の周辺、特に南原の部分は非常に住宅がもう集積しておりまして、農業ゾーンもその全てがもう住宅になっているエリアが多数あります。

一方、その隣にはまだ農業のエリアが残っている部分がありまして、当初は、その部分までこの緑住共生ゾーンを広げるという案が示されておりました。ただ、私としては、まずはその農地の保全というところもありまして、そういった広げてしまうと、要するに、そこは家を建ててもいいエリアと捉えてしまう考え方もあると思うんですね。なので、今回は限定をさせていただきまして、あくまでも、公共下水道が整備されたエリアについてはこの

緑住共生ゾーンというところで設定をしておりますが、南部小学校周辺でもこの公共下水道のゾーンに入っていないところたくさんありますので、その部分は緑住共生ゾーンには設定せずに、引き続き農業ゾーンとして農地を保全していくというところで、計画的な土地利用を図っていきたいという考え方でございます。

ちょっと回答になっているか分かりませんが、もしあればまた再質問してください。お願いします。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 現在、いろいろ詳細については検討中であるかと思えます。現段階では、そんな形で御答弁いただければ結構でございます。

続きまして、3番目でございますけれども、5月に行われました地域別ワークショップ、これに私も参加させていただきました。これについては、ワークショップの中で、ある方から天竜川に架かる明神橋のことについて御意見が出たところです。

それはどういうことかと言いますと、隣接する伊那市との行き来について、明神橋が狭いということもありますし、一方通行で、伊那市側、南箕輪側からの行き来が結構な交通量があるにもかかわらず、非常に不便であると。こういった御意見です。

このように、南箕輪村は伊那市にずっと取り囲まれて、一部、北のほうは箕輪町に接しているわけですが、そういった伊那市とは特に囲まれた形でありますので、その広域で都市計画というものは考えていく必要があるんだろうというふうに思えます。

このような広域アクセスの利便性の向上というのは、多くの住民の暮らしやすさに直結するものだというふうに思えます。こうした観点からも、長野県は都市計画区域がその実態の県民生活、行動圏域からすると狭域であることや、県全体の持続的発展をするためには、都市と農村が共生し合うことが必要であるとしております。

県が任意計画として策定した圏域マスタープランの理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画プランとする方針の下、上伊那圏域における都市計画区域マスタープランを令和5年に変更をしています。これと、今回の村で策定中のマスタープラン、これとの整合性について、どのような形でこの県の都市計画区域マスタープランを盛り込んでいられるのか、これからなるのかもしれないけれども、現時点で分かる範囲で結構でございますが、どのような見込みであるか、この整合性についてどういうふうにまとまっていくのか、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 上伊那圏域における都市計画マスタープラン、令和5年に変更しているが、これとの整合性、また、どのような形で盛り込んでいくと考えているのかという御質問でございます。

まず、この上伊那圏域の都市計画マスタープランであります。上位計画であります長野県都市計画ビジョン、平成31年に改定をされたものですが、これを受け、令和5年5月に改定されたものであります。郡内各市町村の都市計画区域を含む広域マスタープランとして、圏域全体の課題調整と連携の枠組みを示す位置づけと捉えています。

同計画では、4つの目標が掲げられております。豊かな自然と都市の利便性が共存するコンパクトなまちづくり、伊那谷の雄大な自然環境・田園景観の保全と集落コミュニティの維

持、災害に強いしなやかな圏域の形成、リニア中央新幹線との連携と生活・産業・観光を支える交通体系の強化の4つの目標を掲げまして、圏域構造の骨格となる拠点、交通の軸、土地利用構成を位置づけています。

本村の計画との整合性につきましても、先ほど申し上げましたが、伊那谷の雄大な自然環境と共生する村づくり、快適に暮らせるコンパクトな村づくり、産業・観光を支える活力ある村づくり、災害に強い安全・安心な村づくり、これら4つの目標を掲げ、圏域計画の方向性と一致させつつ、村の実情に即して具体化を進めておるといところでございます。

具体的などころでございませう。先ほどの圏域構造の骨格となる拠点、そして交通の軸、土地利用構成について申し上げます。

拠点であります、圏域計画では、地域拠点とされておるのは北殿駅、また、南箕輪村役場を中核というところになっておりますが、それに、村の計画では大芝高原など、村独自の拠点を補完的に位置づけさせていただいております。

交通の軸の部分については、広域交流軸ということで、中央自動車道、国道153号、国道361号、県道伊那インター線、これらが定められておりますが、村では、そのほかに、県内の県道や私道、村道を重ね合わせてネットワークを構成するといところで補完させていただいております。

土地利用構成の部分につきましては、住宅地等、また農用地、森林、地域の基本区分で定められております。それを踏まえつつ、今回、既存集落の実態や営農環境との調和を図る観点から、村独自の緑住共生ゾーンを設定し、計画的な土地利用誘導に資する設計としていませう。

このように、圏域計画の目標・骨格に沿いながら、村の特性と課題に即した要素を丁寧に加えることで、上伊那圏域計画との整合性を確保した村独自の計画として取りまとめてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございます。

この都市計画マスタープランも冒頭でも申し上げましたが、これから20年の村の姿を具体的に今つくり上げていくという、そういう作業をしている最中だと思います。

こういった今、お話のありました点、ぜひ20年後に実現して、我が村がますますよくなったなというふうに実感できるようになることを期待しまして、私の質問を終わりたいと思ひませう。

議長（笹沼 美保） これで、8番、太田篤己議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

22日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願ひませう。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午前10時23分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 7 年 9 月 2 2 日 (月曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- |     |   |       |
|-----|---|-------|
| 第 1 | 議案第 1 号                                   | 討論～採決 |
| 第 2 | 議案第 2 号～第 7 号 (委員会 <small>の</small> 審査報告) | 質疑～採決 |
| 第 3 | 議案第 8 号～第 11 号                            | 討論～採決 |
| 第 4 | 議案第 12 号                                  | 提案～採決 |
| 第 5 | 議案第 13 号                                  | 提案～採決 |
| 第 6 | 継続調査事項                                    |       |
| 第 7 | 議員派遣                                      |       |

○出席議員（9名）

1番	西	森	一	博	7番	百	瀬	輝	和
2番	都	志	今	朝一	8番	太	田	篤	己
3番	原		源	次	9番	唐	澤	由	江
4番	三	澤	澄	子	10番	笹	沼	美	保
6番	百	瀬	輝	和					

○欠席議員（1名）

5番 加藤泰久

○説明のため出席した者

村長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子
副村長	田	中	俊	彦	福祉課長	山	崎		一
教育長	清	水	閣	成	こども課長	武	井	香	織
総務課長	清	水	勝	宏	産業課長	有	賀	正	浩
危機管理課長	宮	下	裕	司	観光森林課長	有	賀	仁	志
地域づくり推進課長	高	橋	里	江	建設水道課長	武	井		厚
会計管理者	城	取	晴	美	教育次長	藤	澤		勇
財務課長	市	川	美	保	代表監査委員	加	藤		篤
住民環境課長	唐	澤		大					

○職務のため出席した者

議会事務局長	高	木	謙	治
議会事務局次長	日	戸	崇	志

## 会議のてんまつ

令和7年9月22日

午後3時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） お疲れさまです。

会議に入る前に御報告いたします。5番、加藤泰久議員から、病気療養のため欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

過日、追加議案等が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

原議会運営委員長。

議会運営委員長（原 源次） こんにちは。議会運営委員長報告をいたします。

過日、追加議案等が提出されたことに伴い、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定したので報告します。

村側から追加議案2件が提出されていますので、本日の会議日程とします。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

議長（笹沼 美保） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案2件を本日の会議日程とします。

日程第1、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号から議案第7号の質疑・討論・採決を行います。

議案第2号から議案第7号は決算特別委員会に付託されておりますので、ここで委員長の報告を求めます。

西森決算特別委員長。

決算特別委員長（西森 一博） 決算特別委員長報告をいたします。

決算特別委員会に付託された議案第2号から第7号までの6議案について、審査の報告をいたします。

タブレットのほうに報告書が入っております。そちらを御覧ください。

議案第2号から第7号は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

意見として、ふるさと納税や国からの補助を見込むことが難しくなる中、新たに自主財源を創出するなど健全な財政維持に努め、村民の福祉向上のための事業を重点に捉えた村政運営を望みます。

また、各議員から出されました指摘事項を十分に考慮し、事業をより一層効率的に進めることを要望いたします。

以上で、決算特別委員長報告を終わります。

議長（笹沼 美保） 委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第2号「令和6年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第2号は認定することに決定しました。

議案第3号「令和6年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第3号は認定することに決定しました。

議案第4号「令和6年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第4号は認定することに決定しました。

議案第5号「令和6年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第5号は認定することに決定しました。

議案第6号「令和6年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第6号は認定することに決定しました。

議案第7号「令和6年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第7号は認定することに決定しました。

日程第3、議案に対する討論・採決を行います。

議案第8号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「令和7年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「令和7年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「令和7年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案の上程を行います。

議案第12号「南箕輪村教育長の任命について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（笹沼 美保） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第12号「南箕輪村教育長の任命について」、提案理由を申し上げます。

本案は、清水閣成教育長が令和7年9月30日をもって任期満了となるため、新教育長について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

1ページを御覧ください。

氏名、尾形浩、生年月日、昭和35年10月8日、住所、長野県上伊那郡南箕輪村5987番地12、教育長の任期は3年、略歴は別紙を御覧ください。

よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（笹沼 美保） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第12号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第12号は同意することに決定しました。

日程第5、議案の上程を行います。

議案第13号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（笹沼 美保） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第13号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」、提案理由を申し上げます。

本案は、田中博美委員が令和7年9月30日をもって任期満了となるため、同人を再任したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

1ページを御覧ください。

氏名、田中博美、生年月日、昭和43年3月15日、住所、長野県上伊那郡南箕輪村7693番地、委員の任期は4年、略歴は別紙を参照ください。

よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（笹沼 美保） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第13号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

議案第13号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第13号は同意することに決定しました。

日程第6、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、まだ日数は残っておりますが、今月をもって退任される清水閣成教育長に退任に当たっての挨拶をお願いしたいと思います。

清水教育長は、平成26年4月から村子育て教育支援相談員、平成28年4月から村子育て教育支援相談室長、そして、同年10月から村教育長として、計11年半の長きにわたりお務めいただきました。その間、子育て教育支援相談の充実、LD等通級指導教室の開室、病弱・身体虚弱特別支援学級開室、学校給食センター建設など、村政並びに村教育行政の発展に大きく寄与されました。

それでは、清水教育長、御挨拶をお願いいたします。

教育長（清水 閣成） ただいま議長から過分なお言葉をいただきながら、この場にいます。

お礼の言葉。

先週水曜日に9月議会の一般質問を終えました。そして、本日、議会最終日でこの場を迎えております。今、御紹介をいただきましたけれども、2016年10月1日から教育長の任をいただき、3期9年、長いようで短いような何か不思議な感覚を覚えています。

最初になったときに、人生の3つの坂ということで、上り坂、下り坂、そして、もう一つがまさかということで、3つ目のまさかのまさかの思いで始まり、今もその思いでまさかでございます。

9年間を振り返ったとき、いろんなことがあったなと走馬灯のように様々な場面が浮かんでまいります。物事に立ち止まったとき、あるいは迷ったときに子どものことを最優先に思い描き、判断をしてきたつもりの自分。子どもの育ちの瞬間瞬間を大事にしたいという思いできた自分とっております。力足らずというのは重々承知の上でございますが、そんな思いをしておるところでございます。

成人式、あるいは今、二十歳のつどいになってはいますが、生意気ながら、その場で伝えさせていただいた言葉として、室町時代の世阿弥の言葉、「ぜひとも初心忘るべからず。時々の初心忘るべからず」の言葉、私は初心を含め、この時々の初心をどう受け止め、私は自分はどうしていくのか。本当に毎日、雨の日は雨の日としながらですが、経ヶ岳を仰ぎながら日々自問自答、そして、審議してきた自分があります。

また、子どもからの学びを通して、当初、学校教育を中心に考えていた自分があるんですけども、社会教育、そして、地域の中での学校・子育て・教育を考えるようになってきております。そのような意味で、ふるさとをため込むことの大事さを覚えておるところでございます。

子どもっていいな、すばらしいな。教育支援相談員のときを含めると11年半になりますが、あのときのAさんが、あるいはあの場面のBさんが、こんなにすてきな中学生あるいは高校生、社会人になってなどなど、一人一人の子どもさんの育ちの魅力を感じることができている。何かそういうことができる大きな幸せ、喜びを覚えています。

議員の皆様には、一般質問を含め、多くの御提言・御助言・叱咤激励をいただきました。たしか教育長の任をいただいてから2回目だったと思うんですが、一般質問の場で、本当に生意気だと思うんですが、私は1,500人の子どもを預かっていると、任せていただいていると答弁をした覚えがあります。そのときに、この場におられる議員の一人から、清水なら任せて大丈夫という本当に後押しをいただいた、大事な言葉をいただきました。この言葉は、9年間を支える大きな柱の一つになってきております。

議員の皆様をはじめ、多くの方との出会いをいただきました9年間でございます。厚く御礼申し上げます。

議員の皆様のお健勝、そして、議会のますますの御発展を心より祈念申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（笹沼 美保） 清水教育長におかれましては、陰になり日向になり、村の子どもたち一人一人の幸せに向けて尽力されたことに、議会を代表して心より感謝申し上げます。

今後は健康に留意され、御自分の時間を大切にされつつ、村の子どもたちを見守ってくだ

さるようお願いいたします。これまで長い間、大変お疲れさまでした。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

本定例会は長い会期となりましたが、議員各位には連日御審議賜り、全議案を可決、また御同意いただきましたこと、深く感謝を申し上げます。決算と議案審査並びに一般質問で頂戴した御意見・御提言は十分に考慮し、今後の行政執行に確実に生かしてまいります。

さて、現在、国政では、少数与党の党首選が事実上の局面に入っております。議員の一般質問でもありましたが、VUCAの時代にあつて党利党略ではなく、国益と将来世代のために議論が尽くされることを強く望むものであります。

また、経済環境の厳しさが増しております。実体経済の底上げと地域企業に追い風となる政策の立案・実行を地方の現場から期待しております。

本村150周年事業の締めくくりとなる南箕輪村の150年が間もなく完成の運びと聞き及んでおります。時間をかけて拝読することを今から楽しみにしております。議員各位並びに多くの村民の皆様にも手に取っていただき、ふるさとの歩みを次世代へつなぐ契機となることを願っています。

本定例会の閉会をもって、新年度予算編成が本格化いたします。公約事項につきましては、既に職員各位の協力の下、準備を進めています。2期目の最初の予算編成として4年先をしっかりと見据え、いつまでも幸せに暮らせる村の実現に向け、着実かつ柔軟に取り組んでまいります。

これから台風シーズンに入ります。災害対応には万全の態勢を期してまいります。あわせて、今、実りの秋を迎えており、豊作となることを心より願うところでございます。

さて、先ほど御挨拶いただきました清水教育長が、9月30日をもって御退任されます。2016年、平成28年10月の御就任以来、3期9年の長きにわたり、前半は唐木一直前村長を、後半は私をお支えいただきました。とりわけ後半は、行政経験の浅い若い村長である私に対し、年長者として揺るぎない御助言を賜り、村の教育振興、社会教育の推進に御尽力くださいました。

コロナ禍や物価高騰など、不安定な環境下においても、一斉休業への対応や生徒数増に伴う施設の圧迫への対応となった新学校給食センターの建設など、重責ある課題に真摯に取り組んでこられました。不登校をはじめ、学校を取り巻く難題にも、その都度、誠実に向き合っていました。

子どもたちのために尽くしていただきましたことに心から感謝申し上げますとともに、今後の御健勝をお祈り申し上げます。

結びに、慎重なる御審議を尽くしていただいた議員各位に重ねてお礼を申し上げまして、本定例会閉会に当たつての挨拶といたします。ありがとうございました。

議 長（笹沼 美保） 以上をもちまして、令和7年第3回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午後 3 時 2 7 分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員